昭和48年 1月26日　港湾局長決定
昭和48年 4月 1日　施　　行
昭和53年 4月 1日　改　　正
昭和63年 4月 1日　一部改正
平成 6年 9月 1日　改　　正
平成13年 4月 1日　改　　正
平成24年 4月 1日　改　　正
平成28年 4月 1日　改　　正
平成29年 4月 1日　一部改正
平成30年 4月 1日　一部改正
令和元年 7月 1日　一部改正
令和3年 4月 1日　一部改正

材　料　検　査　実　施　基　準

令和３年４月

東　京　都　港　湾　局

目　　次

材料検査実施基準
第　１　(目　的) 1
第　２　(適用範囲) 1
第　３　(材料検査の執行区分) 1
第　４　(材料検査の命令) 2
第　５　(材料検査) 2
第　６　(材料検査の立会い) 2
第　７　(材料検査の方法) 3
第　８　(理化学試験の手続) 6
第　９　(検査の技術的基準) 6
第１０　(検査結果判明後の措置) 7
第１１　(検査結果の報告) 7
第１２　(単価契約における材料検査) 7
第１３　(離島及び小規模工事における材料検査) 8
附　則　(施行期日) 8

材料検査要領 9

材料検査実施基準に基づくフロー図 21

様式
材料検査請求書(第　回) (統一２０号様式) 22
材料検査内訳書(別記様式甲第１２５号) 23
材料搬入予定調書(第　回) (統一１９号様式) 24
材料搬入予定・実績内訳調書(別記様式甲第１０３号) 25
試験委嘱指定申請書(指定書) (統一２３号様式) 26
(　　)承諾申請書(統一２５号様式) 27
材料搬入実績調書(統一１０２号様式) 28
支給材料（請求・受領・返納）内訳書（統一第１３号) 29
監督員資料提出届(別記様式甲第１２８号) 30
特殊品目の材料検査について(第４号様式)　 31

別表 32
別表－１　材料検査の品目別執行区分及び検査方法(土木工事) 33
別表－２　材料検査の品目別執行区分及び検査方法(建築工事) 44
別表－３　材料検査の品目別執行区分及び検査方法(設備工事) 47
別表－４　材料検査の品目別執行区分及び検査方法(造園工事) 62
別表―５　材料検査の技術的基準 64
別表―６　資料採取量別表 78

別紙

別紙－１　鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領 81
別紙－２　材料承諾申請書等提出要領 88
別紙－３　アスファルト混合物事前審査制度 92

品質管理基準 100
１　アスファルト舗装の品質管理(下層路盤工) 102
２　アスファルト舗装の品質管理(上層路盤工) 104
３　アスファルト舗装の品質管理(上層路盤・基層・表層工) 108
４　路上再生路盤工の品質管理 122
５　路上表層再生工の品質管理 123
６　コンクリート及びコンクリート舗装の品質管理 124
７　その他の工事の品質管理 128
８　港湾工事用材の品質管理 131

参考資料 138
１　鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領(東京都財務局) 139
２　認定マーク等一覧 143
３　港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様 156
４　試験研究機関一覧 161

基準の主な改正点について（令和３年４月１日改正）

１．様式

受注者等提出処理基準・同実施細目の改定に合わせて改定を行った。

２．品質管理基準

従来、試験設備を有する製造業者等を指定した場合は、監督員の立会いを要していたが、事前に監督員と協議を行い、承諾を得た後、受注者の責任において立会いを行った上で、監督員へ報告すると改定した。

また、測定項目や管理基準等を国や建設局と同等に見直すとともに、次のとおり新たに管理基準を追加した。

・アスファルト舗装の品質管理（上層路盤・基層・表層工）における硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験を追加

・コンクリート工の品質管理基準における単位水量測定を追加

材 料 検 査 実 施 基 準

(目　　的)

第1　この基準は、東京都検査事務規程(昭和43年東京都訓令甲第175号)第24条の規定に基づき、港湾局において施行する工事又は製造(東京都工事施行規程第2条に規定する工事をいう。以下「工事等」という。)に使用する材料の検査(以下「材料検査」という。)について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2　この基準は、以下の工事等について適用する。

(1)　土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、造園工事その他の工事及びこれに附帯する工事

(2)　製造、製作、運搬その他これに類する作業

(3)　工作物、船舶、機械等の修繕

(材料検査の執行区分)

第3　材料検査は、別表の定める区分に従い、原則として監督員が行う。

［解　説］

監督員による検査業務の兼職は、東京都契約事務規則(昭和 39 年規則第 125 号)第 45 条により禁止されているが、特例として同規則第 47 条の 2 及び材料検査に係る規定の解釈運用に当たり留意すべき事項(昭和 43 年財経庶発第 564 号)に例外規定があり、この特例規定に準拠し、原則監督員に検査業務を執行させるものとする。

ただし、別表 1～4 に定めがなく特に技術的な判断が必要な品目は、検査員に検査業務を執行させるものとする。

1　別表に定めのない特に技術的な判断が必要な品目の執行区分は、東京都検査事務規程第４条の処理方針に基づき検査事務の主管課長(各所の副所長、部においては庶務担当課長)が技術管理課長の助言を得て工事等の主管課長と協議のうえ、別表1～4に準じて定めるものとする。

なお、協議結果は検査事務の主管課長が検査職員へ通知するものとし、様式は「特殊品目の材料検査について」(様式第 13 号)による。

2　担当監督員が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

(1)　材料の性質や工程等により、工事現場に搬入後、速やかに使用しなければならないもの。

(2)　JIS 等の規格品。

(3)　材料使用後でも工事現場等での確認が容易なもの。

(4)　製造工事等の品質管理体制がととのっている。※

※　ISO9000s の認証取得業者のことを言う。ただし、本基準第 7(材料検査の方法)の試験による検査の区分に該当する品目と工事主管課長が判断した場合はその限りではない。

(材料検査の命令)

第4　材料検査に当たっては、監督員が当該契約について監督を命じられた時をもって検査命令があったものとする。

2　事故及びその他の理由により第1項の職員が検査を行うことができないときは、工主管課長は、他の職員を指名して検査を命ずるものとする。

〔解　　説〕

監督員等に対する検査命令の手続は、別に要しないものとする。

(材料検査)

第5　材料検査を行う検査員及び監督員(以下「検査職員」という。)は、本基準に基づき工事主管課長と協議の上、受注者が作成した材料搬入予定調書(統一19号様式)に基づき行うものとする。

2　試験を行う検査は、受注者から提出される材料検査請求書(統一20号様式)に基づき行うものとする。

3　試験を行う検査以外は、第１項の材料搬入予定調書(統一19号様式)に添付された材料搬入予定・実績内訳調書(甲第103号様式)に基づき行うものとする。

なお、工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入予定調書に必要な資料を添付させることにより、検査職員の立会いを省略することができる。

〔解　　説〕

1　材料搬入予定調書等の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」による。

なお、工事主管課長は、工事の種類、規模、製造業者の事情等により本基準によることが適当でないと認める品目については、その検査方法を変更することができる。

2　材料検査請求書(統一20号様式)を検査員に提出するものとする。

3　材料搬入予定調書(統一19号様式)には、材料搬入予定・実績内訳調書(甲第103号様式)を添付し、監督員が行う材料検査の対象品目のうち、最初の材料が搬入される前に監督員に提出するものとする。

4　第3項により検査職員の立会を省略する場合は、本基準第7(材料検査の方法)の品質検査と数量検査ができる資料を添付させるものとする。

(材料検査の立会い)

第6　検査職員は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

2　監督員が行う材料検査については、工事主管課長の指示がある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。

〔解　　説〕

1　監督員が行う材料検査において、工事等の現場で行う場合は他の職員の立会いは要しないものとする。

2　監督員が行う材料検査において、工事等の現場以外で行う場合は、原則として工事等の主管課長が指定する職員の立会いを要するものであるが、工事等の主管課長の判断により、変更の余地を残すものである。

3　「工事等の現場」とは、工事現場や現場製作等をいう。

(材料検査の方法)

第7　材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

(1)　品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が土木材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア　試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能及び品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験(以下「理化学試験」という。)又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。

イ　確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品(現物見本を含む。)、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。

ウ　照合による検査

JIS 等の規格を証明するマークの表示又は JIS 等に基づく規格証明書を現品と照合して確認する。

エ　書類による検査

土木工事において、品質管理基準の対象品目、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

(2)　数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア　検量による検査：使用前に直接材料の数量を確認する。

イ　出来形による検査：使用後に出来形等により数量を確認する。

2　各品目別の検査方法は、別表1～４に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～４に定める方法によることが適当でないと認める場合は、工事主管課長の承認を得て、その方法を変更することができる。

3　別表1～４に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められている場合を除き、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。

なお、協議結果をうけて、検査事務の主管課長が検査職員に通知する。監督員は契約の相手方にこれらの検査方法を本基準第５第１項の「材料搬入予定調書」(統一19 号様式)に明記するよう指示する。

4　試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、所内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、工事主管課長の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても工事主管課長が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。

5　確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

6　書類による検査の対象品目になっているものについては、鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領に基づき行う場合のある試験を除き、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

［解　説］

1　材料検査は品質検査と数量検査からなる。

(1)　品質検査

品質検査は、原則として照合を除き検査の事前に提出し承認された「承諾申請書」（統一 25 号様式）等に必要な資料を添付したもの提出を受けて品質検査を行う。

なお、土木工事の場合は「承諾申請書」以外の材料に係る資料(カタログ、製作図、試験成績表等)受注者は後日わかるように別途整理しておくものとする。

土木工事以外の提出区分は別表 2～4 のとおりとする。

ア　「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、別表 1～4 において「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別表 1～4 に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

①　次の資料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。

(a)　工事等で重要な材料

(b)　特注品

②　新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。

イ　「確認による検査」の対象品目については、別表 1～4 において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は別表 1～4 に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

①　特記仕様書に理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。

②　JIS 等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。

なお、別表 2～3 のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、観測し判定する。

ウ　「照合による検査」の対象品目については、別表 1～4 において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。

①　別表 1～4 に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。

(a) JIS 等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。

(b) JIS 等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。

エ　「書類による検査」の対象品目については、土木工事において以下のいずれかの条件に該当するものとする。

①　品質管理基準の対象品目に規定されているもので、施工管理記録等により品質が確認できるもの。

②「アスファルト混合物事前審査制度」　の対象品目に規定されているもの。

③「鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領」の対象となる工事に使用するもの。

書類による検査は、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木出来形管理基準」に基づく施工管理の記録、出来形及び工事記録写真等により確認するものとする。

また、品質管理基準、鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領、アスファルト混合物事前審査制度等に基づき、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。

(2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法(出来形による検査)とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法(検量による検査)によるものとする。

2 検査方法の変更

各材料について、第1項の区分により検査方法を別表1～4のとおり定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

3 特殊な品目の検査方法

別表1～4に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、東京都検査事務規程第４条の処理方針に基づき検査事務の主管課長(各所の副所長、部においては庶務担当課長)が技術管理課長の助言を得て工事等の主管課長と協議して、本基準第７(材料検査の方法)に準じて定めるものとする。(ほとんどが「試験による検査」になるが。)なお、協議結果は、本基準第３(材料検査の執行区分)と同様に「特殊品目の材料検査について」(様式第12号)により検査事務の主管課長から監督員へ通知するものとする。

4 所内の定義

「所内」とは、港湾局の各事務所をいう。

5 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの(生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等)については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、検査職員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

(理化学試験の手続)

第8　検査職員は東京都検査事務規程第18条第3項の規定により試験機関を指定する場合は、契約の相手方から試験委嘱指定申請書(統一23号様式)の提出を受けてから、試験委嘱指定書(統一23号様式)を交付しなければならない

2　理化学試験を行う機関は、次に掲げるものの中から指定するものとする。

(1)都、国若しくは公立の試験研究機関又は大学の研究室の試験施設その他これに準ずる試験研究機関

(2)参考資料の試験研究機関一覧表に掲げる公的機関等又は技術管理課長と工事主管課長とが協議のうえ承認をした試験研究機関

(3)検査対象材料の製造業者等が試験研究設備を有する場合にあっては、その試験研究設備

なお、原則として検査職員の立ち会いは不要であるが、本基準の第 8 第 2 項(3)で試験を行う場合は検査職員が立合う。

3　検査職員は東京都検査事務規程第19条第1項により理化学試験の供試料を採取する場合で、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

〔解　説〕

1　第3項は、監督員が常時現場にいる体制でないことを考慮し、監督員が行うこととなっている材料について特例を設けたものであり、材料の性質上搬入後ただちに使用される材料については、供試料の採取を自ら行わず、契約の相手方に採取方法を具体的に指示して行わせることができるものとする。

2　土木工事において検査職員の打刻又は封印を省略する場合もあるため、東京都検査事　務規則19条第2項は省略することができることとする。

3　試験委嘱指定申請書の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。(統一23号様式)

(検査の技術的基準)

第9　理化学試験の項目、供試料の採取基準その他材料検査の技術的基準については、材料検査要領及び別表―５に定めるほか、土木材料仕様書等、JIS等の規格又は特記仕様書等に定めるところによる。

〔解　　説〕

土木工事については、材料検査要領、別表―５及び土木材料仕様書によることとし、同仕様書に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

また、建築工事、設備工事については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、JIS 等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(検査結果判明後の措置)

第10　検査職員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方に合否を知らせる。また、東京都検査事務規程第23条第2項により契約の相手方に必要な指示をしたときは、その都度、材料検査報告書(様式第13号)に検査資料を添付して工事主管課長に報告しなければならない。

2　前項において不合格品がある場合は、東京都検査事務規程第32条及び第33条に定める措置をおこなわなければならない。また、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果が不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事主管課長及び所長に材料検査報告書で報告のうえ、指示をもって必要な措置をおこなうこととする。

〔解　説〕

1　監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわしや別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長及び所長の指示により処理するものとする。

2　契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面(材料検査報告書の写しと指示書、改善指示書、改善要求書)による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。

なお、書面の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。

(検査結果の報告)

第11　検査職員は第5第2項の試験による検査と第5第3項の試験以外の検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書(甲第102号様式)に第5第1項で作成した材料搬入実績内訳調書(甲第103様式)の写しに搬入実績数量を記載したものを添付して提出させ、取りまとめてから工事主管課長に検査の結果を報告するものとする。

〔解　説〕

1　材料搬入実績調書(別記様式甲第102号)に本基準第5第3項で提出した材料搬入予定・実績内訳調書(甲第103号様式)の写しに実績の数量を添付して報告する。

(単価契約における材料検査)

第12　単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表１～４又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。なお、第3、第5、第11、の規定は適用しない。

〔解　説〕

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施行が断続的にひん発したりするため、検査員の検査になじまないものである。従って、別表 1～4 の検査の区分に関係なく、すべて監督員が材料検査を行うものとする。

なお、別表 1～4 に記載がなく、特記仕様書にも定めのない品目の検査方法は、本基準第 7(材料検査の方法)に準じ、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

(離島及び小規模工事における材料検査)

第13　離島及び小規模工事のうち、本基準によりがたい事項の生じた場合は、検査方法等について工事主管課長の指示を受けるものとする。

［解　説］

離島の工事及び小規模な工事において使用する材料のうち、検査を簡略化しても支障のないものについては工事主管課長の判断に委ねることとした。

附　則

この基準は、昭和48年4月1日から施行する。

昭和48年8月1日　一部改正

昭和49年10月1日　　”

昭和51年10月1日　　”

昭和53年4月1日　改正

昭和55年4月1日　一部改正

昭和63年4月1日　　”

平成6年9月1日　改正

平成13年4月1日　改正

平成24年4月1日　改正

平成28年4月1日　改正

材 料 検 査 要 領

1.　石材の検査要領

(1)　外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。

(2)　骨材類の試料採取は、円すい四分法又は試料分取器によって、全体の品質を代表するものが得られるように注意して行うものとする。

(3)　見掛密度の試験方法は、原則としてJIS A 5003「石材」によるが、これにより難い場合は、この試験を絶乾密度に代えて行ってもよい。

(解説)　円錐四分法は、下図のように、まず試料を均等に広げ、これを図(b)のように４等分し、この４個の中から、対角線の位置にある部分(ＡとＣ、又はＢとＤ)を取って、よく混ぜ、最初の 1／2 の量になった試料を再び図(d)のように４等分して、対角線上の部分を採取する。以上の手順を、必要量の試料となるまで繰返す試料採取法を円すい四分法という。

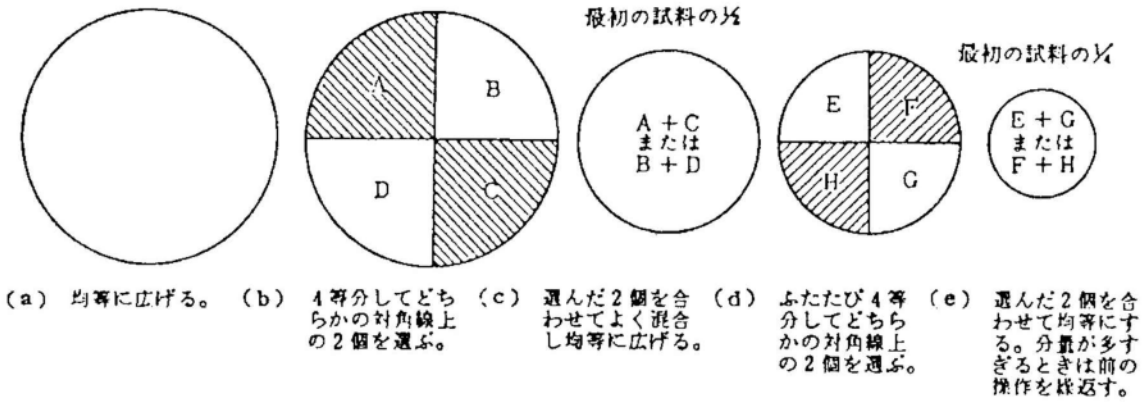

図．円すい四分法

2.　金属材料の検査要領

(1)　外観・寸法・重量などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。

(2)　機械的性質は、「港湾局材料検査実施基準」の検査方法欄で照合となっているものについては、規格証明書を提出することによって試験を省略することができる。ただし、規格証明書と現品とが同一のものであることが照合できない場合又は規格証明書を提出できない場合は、試験を行うものとする。

試験の方法は、それぞれの日本工業規格の規定によるものとする。なお、日本工業規格に規定されていないものは、検査職員の指示によるものとする。

鋼管くい・鋼管矢板などの工場溶接部について、検査職員が必要と認めたときは、非破壊試験(放射線検査・超音波探傷試験)を行うものとする。この場合は、溶接部全延長の 0.05%撮影するのを標準とし、JIS Z 3104「鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」により試験を行い、試験の結果は、その３級以上に合格するものとする。なお、撮影箇所は、検査職員が指示するものとする。

また、鋳鋼品については、JIS G 0581「鋳鋼品の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」の規定に準じて行うものとする。

3.　窯業品材料の検査要領

(1)　コンクリート製品

ア　外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。

イ　製品の種類・数量で検査職員が必要とみとめたときは、工場で型わく及び配筋検査(破壊又は非破壊試験器による検査)を行うものとする。

ウ　理化学試験については、表８－１の規定により、それぞれ日本工業規格に明記された試験方法にしたがい試験を行うものとする。

エ　コンクリートの耐久性向上対策としては、土木材料仕様書　付録４.「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)によることとするが、「規定されていない工種」については、「塩化物総量規制」は、JIS Ａ 5308－1996(附属書５)に、また「アルカリ骨材反応抑制対策」については、JIS Ａ 5308－1996(附属書６)によるものとする。

オ　コンクリートはＡＥコンクリート(空気量 4.5±1.5%)を原則とし、その製品にＡＥ印で表示するものとする。

【解説】

ＡＥコンクリート製品は、プレーンコンクリート製品に比べ、表面に気泡跡が多く出る。しかし、耐久性が優れているので、外観の気泡跡はジャンカでなければ差し支えない。

4.　瀝青材料の検査要領

(1)　アスファルト混合物類の組成

アスファルト混合物、アスファルト処理混合物の組成検査は、粒度・アスファルト量について行う。品質は現場配合の粒度・アスファルト量を基準として表 4−1 のとおりとする。また、再生加熱アスファルト混合物、再生加熱アスファルト処理混合物の品質も表 4−1 のとおりとする。

検査は、3,000m^{2}以下を１ロットとして、無作為に抽出した３個の測定値の平均値 $\overline{X_3}$ により合格・不合格を判定する。

検査に用いる試料は、コアで採取する。コアの採取は、舗装試験法便覧(社日本道路協会)の「アスファルト舗装の切取りコア採取方法」による。採取箇所は、監督員の指示とする。

$\overline{X_3}$ が不合格の場合は、さらに３個のデータを加えた平均値 $\overline{X_6}$ により、合格・不合格を判定してもよい。$\overline{X_6}$ が合格判定値の範囲をはずれた場合は不合格とする。

表 4−1　品質の合格判定値

混合物の種類	項　　目		合格の品質判定値	
			$\overline{X_3}$	$\overline{X_6}$
アスファルト混合物	粒度(%)	2.36mm	−7.0〜11.0	−7.5〜11.5
		75μm	−3.0〜4.0	−3.5〜4.5
	アスファルト量%		±0.50 以内	±0.50 以内
アスファルト処理混合物	粒度(%)	2.36mm	−8.5〜12.5	−9.5〜13.5
		75μm	−3.5〜4.5	−4.0〜5.0
	アスファルト量%		−0.7 以上	−0.8 以上

(2)　密度試験方法

開粒度アスファルト混合物１号、２号および特殊開粒度アスファルト混合物の密度は、下記の真空パック法、空隙充填法の試験方法によって行う。

なお、配合設計時等のマーシャル供試体については、(3)ノギス法により密度を算出することができる。ただし、この場合は計算値に 1.02 の係数値を乗ずるものとする。

ア　真空パック法

(ア)　概　要

この方法は、従来のパラフィン被覆の代わりに高分子バッグを使用して、真空包装機で高分子バッグ内の空気を抜き、水中重量を測定時に供試体内の空隙に水が入らないように高分子バッグで供試体をぴったりと覆い、バッグの入口をヒートシールで密着させて水置換法で体積を求める方法である。

(イ)　試験手順

①　室温で乾燥した供試体の空中重量を測定する。(A)g

②　供試体を高分子バッグに入れる。

③　真空包装機にセットして真空度−0.1Mpa になるまで減圧し、ヒートシールで密封する。

④　バッグ被覆後の空中重量を測定する。(B_p)g
⑤　バッグ被覆後の水中重量を測定する。(C_p)g

この際、水中でかごをよく振って高分子バッグに抱えられた空気を完全に取り除く。

（ウ）　密度の計算

真空パック法の密度(ρ_p)g/cm^{3}は次の式によって求められる。

$$\rho_p = \frac{A}{(B_p - C_P) / \rho_w - (B_p - A) / \rho_b}$$

ここに　ρ_b：バッグの密度

ρ_w：常温の水の密度(≒1g/cm^3)

イ　空隙充填法

（ア）　概要

この方法は、粘土等で供試体表面の空隙を充填し、供試体体積を水置換法で求めるものであり、水中重量測定時に供試体内に水が侵入しないよう十分に密封することにより、正確な体積が得られるという考えに基づいているものである。

（イ）　試験手順

①　室温で乾燥した供試体の空中重量を測定する。(A)g
②　油粘土を用意し供試体表面の空隙に、指及びへら等ですり込むように粘土を圧入する。(水中重量測定時に空隙に水が入らないように充填する。)
③　表面に付着している余分な粘土を丁寧にへら等で削ぎ落とす。
④　粘土充填後の空中重量を測定する。(B_f)g
⑤　粘土充填後の水中重量を測定する。(C_f)g

（ウ）　密度の計算

空隙充填法の密度(ρ_f)g/ cm^{3}は次の式によって求められる。

$$\rho_f = \frac{A}{B_f - C_f} \times \rho_w$$

ここにρ_w：常温の水の密度(≒1g/cm^3)

ウ　ノギス法

（ア）　概　要

石材の比重測定等で利用されている簡便な方法である

（イ）　試験手順

舗装試験法便覧(社日本道路協会)の「透水性アスファルト混合物の密度試験方法」に準ずる。

なお、計算に使用する供試体の直径はモールドの規定値 10.16 cmを使用してもよい。

(3)　動的安定度

ア　動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は開粒度アスファルト混合物、特殊開粒度アスファルト混合物については、原則として行わないものとする。

イ　動的安定度を求めるホイールトラッキング試験用の供試体は、直径 20cm×厚さ 5 cmの切取りコアを原則とするが、30×30×5cm(長さ・幅・厚さ)の現場切取り試料で行ってもよい。

ただし、この場合の動的安定度の品質規格値は、表 4－2 のとおりとする。

表 4－2

供試体の形状	供試体の寸法	動的安定度(回/mm)
円　　形	直径 20×5cm	3,000 以上
方　　形	30×30×5cm	2,250 以上

【解説】

1.　粒度、アスファルトの品質についての検査方法は、計量抜取検査を採用している。計量抜取検査とは、サンプルを試験して、特定の検査項目について計量値として得た測定結果から計算し、基準値と比較して、ロットの合格・不合格を判定する抜取検査である。アスファルト舗装要綱では、10,000m^2 以下を１ロットとして、抜き取り個数 n＝３＋３個の６個による２回抜取り検査でもよいことになっている。これは、検査手間、費用を軽減するためであり、10 個の試料を検査する時間的余裕がないときは n＝3 個の検査を行い、不合格の場合は、さらに３個を追加して n＝6 個で検査をおこなうことができるとされている。本仕様書では、工事規模の実情に合わせるとともに検査の簡素化を図るために、3,000 m^2以下を１ロットとして、３個の測定値の平均値のX_3で合格・不合格を判定することを原則として、３個あるいは６個での合格判定値を定めた。

2.　コアの抽出試験においては、コアカッタの切断面を除去せずに試験を行うものとする。これは、コアカッタの切断面を除去すると抽出対象試料が少なくなり適切な抽出試験が行えないためである。

3.　密度の試験方法は平 8.都土木技研年報「アスファルト混合物の密度試験方法の検討」の研究結果に基づいたものである。また、ノギス法により密度を算出する係数値は東京都合材協会との共同試験により得られたデータから整理したものである。

4.　開粒度アスファルト混合物、特殊開粒度アスファルト混合物については、現場切取り試料採取によって舗装の機能性が損なわれる恐れがあることと、これに起因する破損を考慮して、動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は原則的に行わないものとした。

5.　動的安定度を求めるホイールトラッキング試験の供試体は、原則的には直径 20 cm×厚さ 5cm の切取りコアで行う。これは、方形で採取した場合の労力と供用後のひび割れを考慮したものである。係数値は平成 4.都土木技研年報「アスコン円形供試体の動的安定度」の研究結果に基づいたものである。なお、円形供試体が採取できない場合は、30×30×5cm の切取り供試体で行ってもよいこととした。

5.　塗料の検査要領

(1)　容器の状態及びそれぞれの材料に規定された表示事項などを確認するものとする。

(2)　塗料の品質については、規格証明書を提出することによって、試験を省略することができる。

「材料検査実施基準」の検査方法欄に照合となっていても、規格証明書と現品とが同一のものであることが照合できない場合又は規格証明書を提出できない場合及び無規格品については試験を行うものとする。この場合の試験方法は、JIS　K　5600「塗料一般試験方法」及びそれぞれの材料の日本工業規格に規定された試験方法によるものとする。

(3)　試料採取にあたっては、顔料などが沈澱している場合があるので、よくかくはんして均一な状態になったものを採取するものとする。塗料によっては、開封した時、被膜が生じているものがあるが、この場合は、被膜を取り除いたのち、かくはんするものとする。なお、被膜以外の堅いかたまりがあって、均等にならないものは不適合品である。

6.　造園材料の検査要領

(1)　外観・形状・寸法などは、全数または抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。樹木・株物・芝などの植物材料で、とくに必要なものについては、生産地で検査をすることがある。なお、検査に合格した樹木・株物であっても、その後、根巻きなどの必要な養生を怠ったと認められるものは、合格を取り消すことがある。

(2)　樹木・株物などは、当該工事の景観構成上必要な形態を考え、その植物の特性および樹冠を形づくる主枝・枝葉およびその配置などを十分検討して採用するものとする。

(3)　植物保護材料にあっては、その規定に留意し、農薬類にあっては、有効期限を確認するなどその効能について特に注意するものとする。

(4)　石材について産地指定のあるものについては、産地の確実なものとすること。石材の数量は一般に「検量による検査」で判定するが、「出来高による検査」で確認可能なものは出来型により判定することができる。

(5)　木材について防腐処理または防虫処理した旨の標示がしてあるものにあっては、使用した薬剤の種類も表示してあること。

(6)　木材(製材品)の品質・材質は日本農林規格(以下JAS)により定められているので、これによること。ただし、一般市場ではJASのみで判断できない製材品も多数流通しているため、日常業務での混乱を避けるために、市場流通品の等級格付けについて整理した。

ア　製材 JAS の主なもの

①針葉樹構造用製材 ..... 強度を重視した品質基準より、１～３級に格付け。

②針葉樹造作材 ..... 節や割れ等の欠点の程度により、無節、上小節、小節に格付け。欠点の少ない良材面で判定する。

③針葉樹下地材 ..... 節や割れ等の欠点の程度により、１～２級に格付け。欠点の多い不良面で格付け。

④広葉樹製材 ..... 節や割れ等の欠点の程度により、特等・１等・２等に格付けされる。

※使用頻度の高い針葉樹の造作用製材の品質基準(JAS)を表 6-1 および表 6-2 に示す。

イ　役物の化粧基準

JAS では構造材の化粧基準を規定していないが、部材によっては化粧性を重視し、高値で取引される構造材も多い。これらの化粧基準は、(社)全国木材組合連合会の自主ルールに基づいて実施されてきたが、新 JAS の制定を契機に造作材の規定を準用する動きが広がっている。

都においても、構造・造作材を問わず、同規定を役物の化粧基準として準用する。

表６－１　針葉樹の造作用製材(造作類)の品質基準(JAS)

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="3">基　　準</th></tr>
<tr><th>無　　節</th><th>上　小　節</th><th>小　　節</th></tr>
<tr><td colspan="3">節</td><td>広い材面を含む１材面以上の材面に節のないこと</td><td>広い材面を含む１材面以上の材面において長径が10mm(生き節＊以外の節にあっては、5mm)以下で、材長2m未満にあっては３個以内、2m以上にあっては４個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては 6 個)以内であること</td><td>広い材面を含む 2 材面以上の材面において長径が20mm(生き節＊以外の節にあっては、10mm)以下で、材長 2m 未満にあっては 5 個以内、2m 以上にあっては６個(木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては８個)以内であること</td></tr>
<tr><td colspan="3">丸身</td><td>ないこと</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">腐れ・虫穴・随心</td><td>ないこと</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="3">割れ</td><td rowspan="2">貫通倒れ</td><td>木　口</td><td>長辺の寸法以下であること</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>材　面</td><td>ないこと</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">材面の短小割れ</td><td>割れの長さの合計が材長の5%以下であること</td><td>割れの長さの合計が材長の10%以下であること</td><td>同左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">曲がり</td><td colspan="2">木口の長辺が 75mm 以下のもの、または、木口の長辺が 75mm を超え、かつ木口の短辺が 30mm 以下のもの</td><td>0.5%以下であること</td><td>1.0%以下であること</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の寸法のもの</td><td>0.2%以下であること</td><td>0.4%以下であること</td><td>同左</td></tr>
<tr><td colspan="3">反り(幅反りを含む)または、ねじれ</td><td>極めて軽微であること</td><td>軽微であること</td><td>顕著でないこと</td></tr>
<tr><td colspan="3">かけ、きず、穴、入皮または、やにすじ</td><td>ないこと</td><td>極めて軽微であること</td><td>軽微であること</td></tr>
<tr><td colspan="3">変色、あて、かびおよびその他の欠点</td><td>極めて軽微であること</td><td>軽微であること</td><td>顕著でないこと</td></tr>
</table>

(注)この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ)について、角類にあっては１材面毎に行う。

表６－２　針葉樹の造作用製材(壁板類)の品質基準(JAS)

区　　分	基　　準		
	無　　節	上　小　節	小　　節
節	ないこと	長径が20mm以下であること	左記の限度を超えて存するが節の長径が木口の長辺の70%以下であること
丸身	ないこと	同左	同左
腐朽・虫穴・穴・かけ・きず・入皮・または、やにつぼ	ないこと	極めて軽微であること	軽微であること
随心	ないこと	同左	同左
貫通割れ	ないこと	極めて軽微であること	軽微であること
曲がり	0.5以下であること	1.0%以下であること	同左
反りまたはねじれ	軽微であること	顕著でないこと	顕著でないこと
あておよびその他の欠点	極めて軽微であること	軽微であること	顕著でないこと

(注)この基準の判定は、良面について行う。

7　書類の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

(1)　材料搬入予定調書の作成(**材料搬入前に作成**)

契約の相手方(以下「受注者」という。)が工事等により給付を行うために使用する全ての材料については、検査方法や検査場所、検査職員等について「材料搬入予定調書」を作成する。)に基づき行うこととする。

材料計画書は受注者が、本基準に基づき主管工事課長と協議の上、受注者が作成する。これは、検査前に受注者と発注者の責任の範囲を明確にするための書類である。

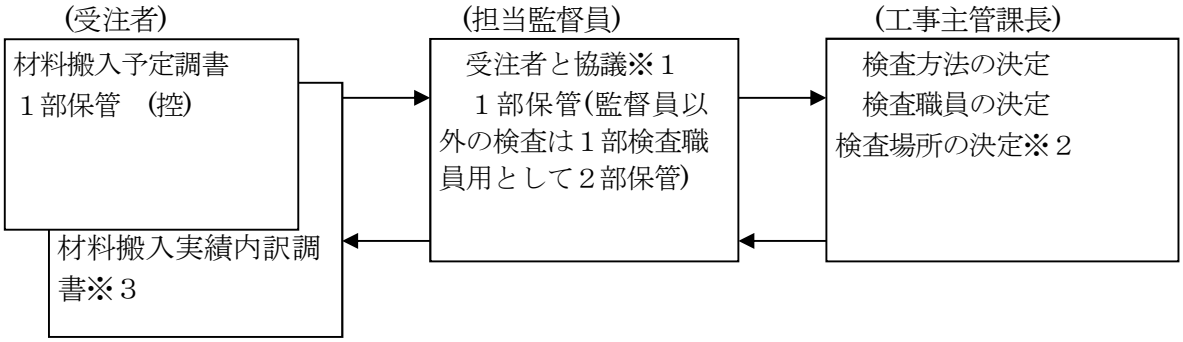

※１　試験による検査に該当する品目は、必ず検査要領書を提出させる。

※２　検査場所が工事場所以外で実施する場合は、原則として提出時に摘要欄に検査場所を記入させる。検査員を指定する材料については適用欄に検査員検査と記入する。

※３　数量実績欄以外の項目を記入させる。

(2)　試験による検査

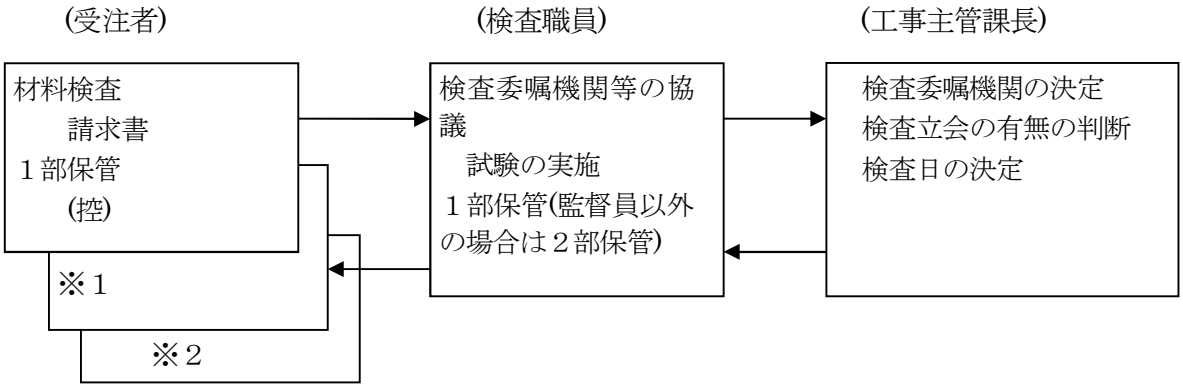

※１　理化学試験の場合は試験委嘱指定申請書及び試験委嘱指定書を添付する。

※２　材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

(3)　試験以外による検査

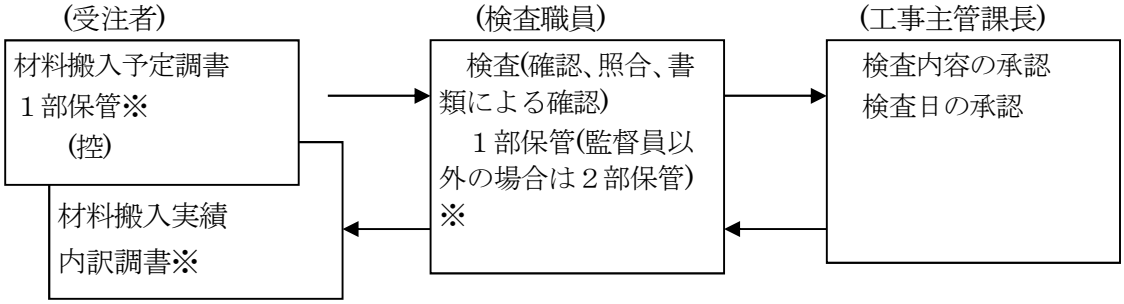

※(１)の材料搬入実績内訳調書と同じ書類を使用する。監督員以外の場合は３部作製させる。

(4)　「材料検査報告書」の提出(**不合格品の場合のみ作成**)

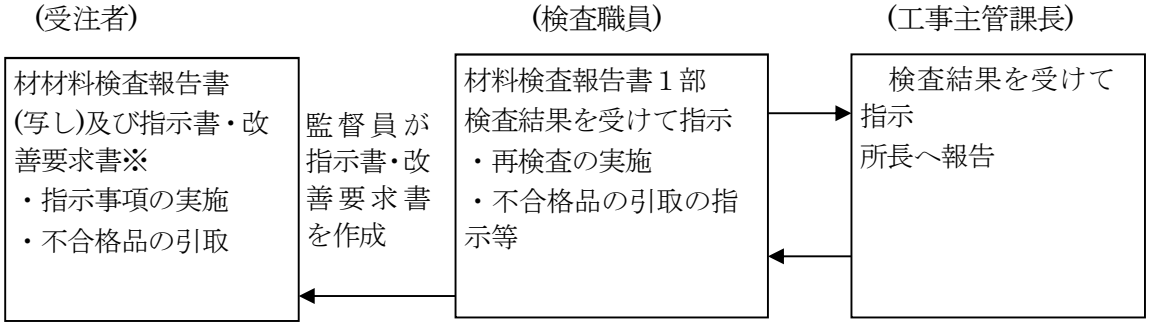

※監督員は検査職員が作成した材料検査報告書の写しと監督員が作成した指示書及び改善要求書で受注者に不合格品の手直し、補強、引き換えを行わせる。

(5)　「材料搬入実績調書」の提出(**材料検査完了時**)

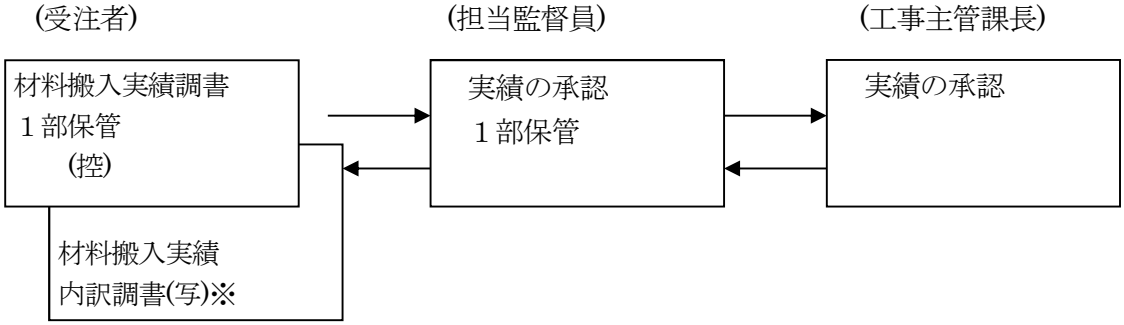

※(１)の材料搬入実績内訳書の写しに実績の数量を記入させる。

(6)　承諾申請書の提出(**個々の材料別、記録提出時**)

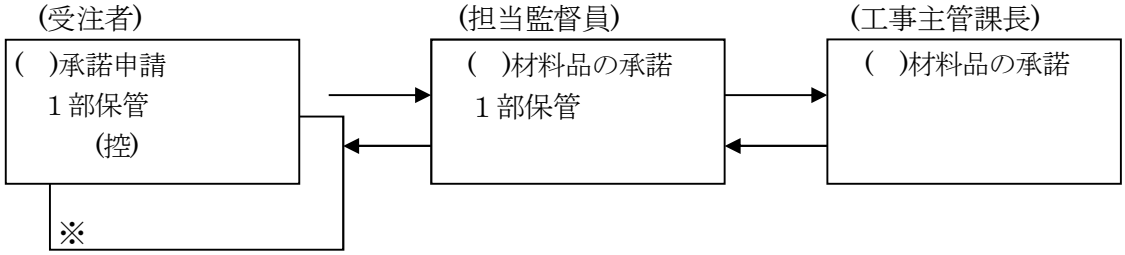

※承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

(7)　提出書類欄の「承諾」以外の材料に係る資料(カタログ、製作図、試験成績表等)
受注者は後日わかるように別途整理しておくものとする。

材料検査実施基準に基づくフロー図　　別紙

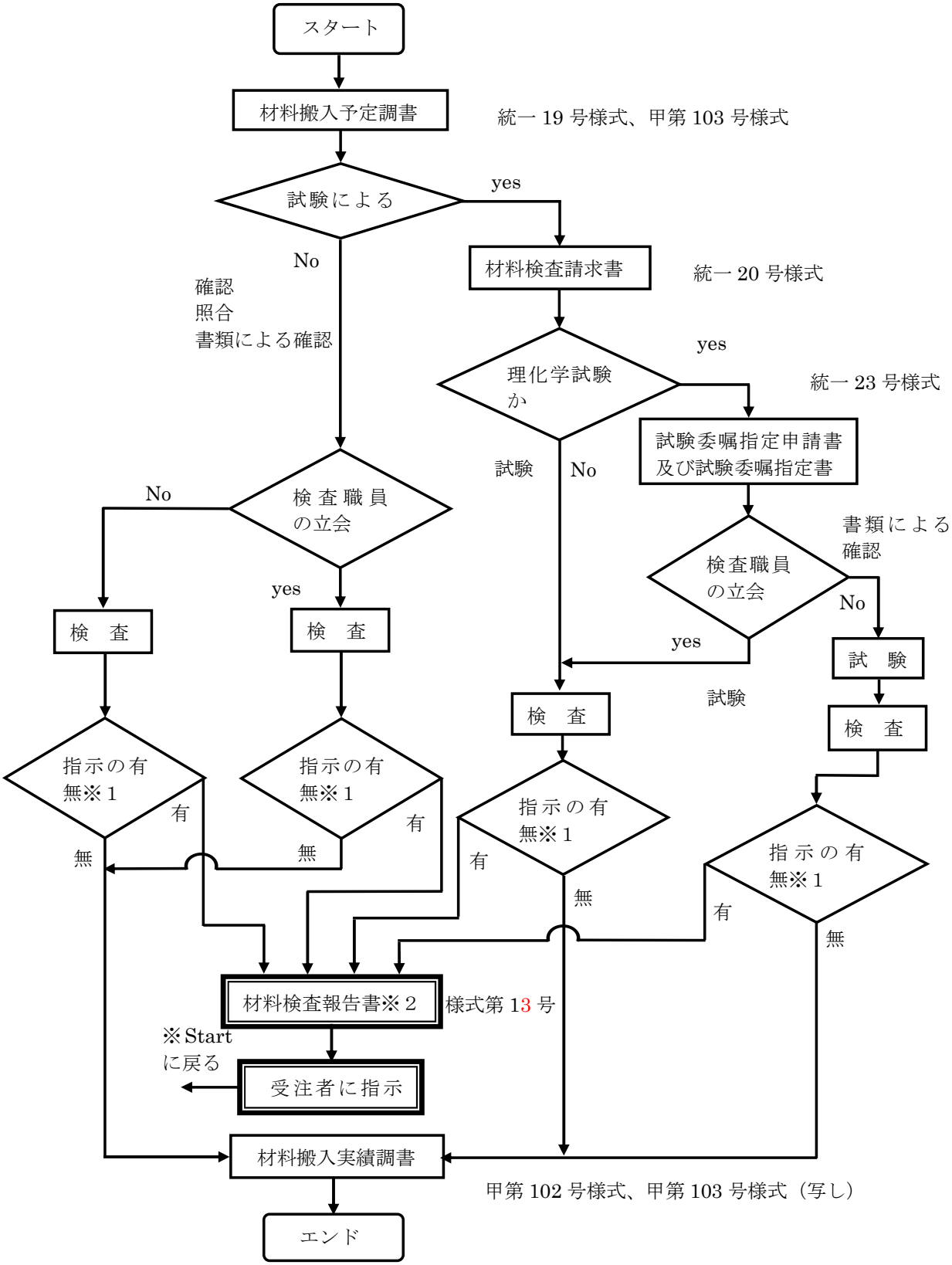

※1　指示とは契約の相手に材料について手直し
　　補強又は引換えさせる事である。
※2 ▬▬ の枠は検査職員が作成する。

統一２０

文書番号 （工事番号）	

材料検査請求書（第　　回）

年　月　日

（発注者宛）　　殿

住所
受注者
氏名　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記のとおり材料検査を請求します。

文書番号 （契約番号）			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥0 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	工　期	年　月　日まで
検査場所			
検査対象材料			

検査員職氏名		検査年月日	年　月　日
立会職員職氏名			

監理業務受託者	事務所名		担当者名		

材　料　検　査　内　訳　書

別記様式甲第１２５号

品　名	形状寸法	数　量	単位	検査対象			前回までの合格数量	合格数量累計	残数	摘要
				総数量	合格数量	不合格数量				

統一１９

文書番号 （工事番号）	

材料搬入予定調書

年　　月　　日

（発注者宛）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記の工事に使用する材料の搬入予定は別紙のとおりです。

文書番号 （契約番号）			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥0 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　　月　　日	工　　期	年　　月　　日まで

監　督　員 職　氏　名		受付年月日	年　　月　　日

監理業務受託者	事務所名		担当者名		

別記様式甲第１０３号

材料搬入予定・実績内訳調書

品名	形状 寸法	数量		単位	品質検査の方法				摘要
		予定	実績		試験	確認	照合	書類	

統一２３

文書番号 （工事番号）	

試験委嘱指定申請書

年　　月　　日

（検査員）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記の試料の試験について委嘱機関の指定を申請します。

文書番号 （契約番号）	
件名又は用途	
試料名	
呼び名（種類）	
産地又は製造者	
備考	（セメント・コンクリート材令　　日）

試験委嘱指定書

年　　月　　日

検査員職氏名

上記申請書により申請のあった件について、下記のとおり指定します。

試験委嘱機関			
試験項目			
成績通知先			
試料数		試料採取対象数量	
採取年月日	年　　月　　日		
採取場所			
封印者の氏名		電話	

統一２５

文書番号 （工事番号）	

（　　）承諾申請書

年　月　日

（発注者宛）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記工事について、別添（　　）の承諾を申請します。

文書番号 （契約番号）			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥0 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	工　期	年　月　日まで

上記の件について承諾します。

現場代理人　殿

年　月　日

（工事主管課長）

氏名

監理業務受託者	事務所名		担当者名		

注１　この様式は、仕様書等で承諾を義務付けられているものについて使用する。

２　（　）内には、工事記録写真撮影計画、製作方法、基礎杭頭部切断、材料等と記載する。

別記様式甲第１０２号

文書番号 （工事番号）	

材料搬入実績調書

年　　月　　日

（発注者宛）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記の工事に使用する材料の搬入実績は別紙のとおりです。

文書番号 （契約番号）			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥0 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　　月　　日	工　　期	年　　月　　日まで

監　督　員 職　氏　名		受領年月日	年　　月　　日

監理業務受託者	事務所名		担当者名		

統一１３

支給材料（請求・受領・返納）内訳書

支給材料品名	形状寸法	単位	総　数　量	前回までの受領数量	今回(請求・受領・返納)数量	累　計	残数量

別記様式甲第１２８号

監 督 員 資 料 提 出 届

年　　月　　日

（監督員宛）　　殿

住所

受注者

氏名　（法人の場合は
名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

文 書 番 号 （契 約 番 号）	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
材 料 名 称 等	

注．この様式は、材料検査における「監督員資料」の提出に使用する。

様式第１４号

文書番号 （工事番号）	

年　　月　　日

検査職員　　殿

検査事務主管課長
（公印省略）

特殊品目の材料検査について

下記の材料を別冊契約図書及び関係資料により検査されたい。

記

1　文書番号
（契約番号）

2　工事件名

3　工事場所

4　受注者名

5　工　　期　　年　　月　　日

6　履行年月日　　年　　月　　日

7　材料及び検査方法

注　この様式は工事１件ごとに作成し、検査職員に手渡しすること。

［別　表］

別表－１　材料検査の品目別執行区分及び検査方法（土木工事）

別表－２　材料検査の品目別執行区分及び検査方法（建築工事）

別表－３　材料検査の品目別執行区分及び検査方法（設備工事）

別表－４　材料検査の品目別執行区分及び検査方法（造園工事）

別表―５　材料検査の技術的基準

別表―６　資料採取量別表

別表－１

材料検査の品目別執行区分及び検査方法

（土木工事）

別表 1 材料検査の品目別執行区分及び検査方法（土木工事）

土木材料仕様書番号	品 名	監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備 考
101	洗 砂 利		○				○		○	
102	コンクリート用砕石			○			○		○	
103	コンクリート用砕砂			○			○		○	
104	コンクリート用洗砂		○				○		○	
105	アスファルト混合物用洗砂									注3
106	構造用軽量コンクリート骨材									注3
107	砂		○				○		○	
108	クラッシャラン			○	○		○		○	注11、注13
109	再生クラッシャラン		○		○		○		○	注11、注13
110	再生砕石（擁壁等裏込め用）		○		○		○		○	注13
111	再生砂（RC－10）		○				○		○	注11、注13
112	粒度調整砕石			○	○		○		○	注11、注13
113	再生粒度調整砕石		○		○		○		○	注11、注13
114	単粒度砕石			○			○		○	
115	スクリーニングス									注3
116	砕石ダスト		○				○		○	
117	道路用鉄鋼スラグ	○		○	○		○		○	高炉徐冷スラグのみ試験 注11、注14
118	舗装用石粉			○			○	○		
119	割ぐり石		○				○		○	
120	玉 石		○				○		○	
121	改 良 土		○				○		○	
122	流動化処理土		○				○		○	
123	粒状改良土		○				○		○	
124	アスファルト混合物用溶融スラグ（注－1）		○			○		○		
125	アスファルト混合物用汚泥焼却灰（注－1）		○			○		○		
126	コンクリート用再生骨材H			○			○		○	すりへり減量は砕石に適用

土木材料仕様書番号	品　名	監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ			○			○	○		
201	一般構造用圧延鋼材			○		○		○		注4
202	溶接構造用圧延鋼材			○		○		○		注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材			○		○		○		注4
204	ねずみ鋳鉄品			○			○	○		
205	球状黒鉛鋳鉄品			○			○	○		
206	炭素鋼鋳鋼品			○			○	○		
207	炭素鋼鍛鋼品			○			○	○		
208	配管用炭素鋼鋼管			○		○	○	○		注2
209	一般構造用炭素鋼鋼管			○		○	○	○		注2
210	一般構造用軽量形鋼			○		○	○	○		注2
211	ステンレス鋼材			○		○	○	○		注2
212	ミーハナイトメタル		○			○		○		
213	アルミニウム合金鋳物			○			○	○		
214	アルミニウム合金押出形材			○			○		○	
215	鉄筋コンクリート用棒鋼			○			○	○		
216	PC鋼線及びPC鋼より線			○			○	○		
217	PC鋼棒			○			○	○		
218	鋼管ぐい			○		○	○		○	注2
219	H形鋼ぐい			○		○	○		○	注2
220	熱間圧延鋼矢板			○		○	○		○	注2
221	溶接用熱間圧延鋼矢板			○		○	○		○	注2
222	鋼管矢板			○		○	○		○	注2
223	軽量鋼矢板		○				○		○	
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット			○			○	○		六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット			○			○	○		六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類（陸上のみ）	○				○	○	○		注2

土木材料仕様書番号	品　名		監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
227	スタッド				○			○	○		
228	鉄　網			○				○		○	
229	溶接金網				○			○		○	
230	ひし形金網				○			○		○	
231	クリンプ金網				○			○		○	
232	ネットフェンス構成部材				○			○		○	
233	亜鉛めっき鉄線製かご類				○			○		○	
234	道路びょう			○				○		○	
235	反射性道路びょう			○				○		○	
236	防護さく			○				○		○	
237	道路標識	路側式		○				○		○	
		オーバーハング式		○				○	○		
238	道路反射鏡			○				○		○	
239	視線誘導標			○				○		○	
240	照明灯柱テーパーポール		別表3-1によること								
241	道路照明用器具		別表3-1によること								
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)				○		○		○		
243	ねじふし鉄筋及び継手				○		○		○		
301	ポルトランドセメント				○		○		○		注6
302	高炉セメント				○		○		○		注6
303	エコセメント				○		○		○		注6
304	フライアッシュ				○		○		○		注6
305	安定処理用石灰				○		○		○		注6
306	セメント系固化材			○			○		○		注6
307	一般用レディーミクストコンクリート		○			○		○	○		注13、注15
308	舗装用レディーミクストコンクリート		○			○		○	○		注13、注15
309	水中用レディーミクストコンクリート		○			○		○	○		注13、注15

土木材料仕様書番号	品　名	監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
310	再生骨材Mを用いたコンクリート	○			○		○	○		
311	再生骨材Lを用いたコンクリート	○			○		○	○		
312	セメント処理混合物	○			○		○	○	○	注11
313	遠心力鉄筋コンクリート管			○		○			○	
314	プレストレストコンクリート管			○		○		○		
315	舗装用コンクリート平板			○			○	○		
316	視覚障害者誘導用ブロック			○			○	○		
317	インターロッキングブロック			○			○	○		
318	鉄筋コンクリートU形			○			○		○	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた			○			○		○	
320	鉄筋コンクリートL形			○			○		○	
321	鉄筋コンクリート特殊L形（鉄筋コンクリートU形ふた掛け用）			○			○		○	
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（場所打側溝ふた掛け用）			○			○		○	
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（国土交通省型）			○			○		○	
324	コンクリート境界ブロック			○			○		○	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック			○			○		○	
326	セミフラット型街きょ		○				○	○		
327	集水ます（街きょ用L形用・U形用）ブロック類		○				○		○	
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた		○				○		○	
329	汚水ます（L形・円形ブロック類）		○				○		○	
330	人孔側塊			○			○		○	
331	人孔床版塊		○				○		○	
332	人孔ふた			○			○	○		
333	人孔付属物		○				○		○	
334	植樹帯用コンクリートブロック		○				○		○	
335	道路浸透ます（コンクリート枠）		○				○		○	
336	公園用ハンドボール		○				○		○	

土木材料仕様書番号	品　名		監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
337	鉄筋コンクリート境界標杭			○				○		○	
338	コンクリート積みブロック		○					○	○		
339	空洞コンクリートブロック				○			○	○		
340	プレストレストコンクリート矢板				○		○		○		
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい				○		○		○		
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい				○		○		○		注17
343	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた				○			○	○		
344	鉄筋コンクリート管（ソケット）				○		○			○	
345	プレキャスト街きょブロック			○				○	○		
346	信号機用ハンドホール			○				○	○		
401	石油アスファルト	ストレート20～40									注3
		ストレート40～120									注3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型										注3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型										注3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型										注3
405	ポリマー改質アスファルトⅢ型－W										注3
406	ポリマー改質アスファルトⅢ型－WF										注3
407	ポリマー改質アスファルトH型										注3
408	ポリマー改質アスファルトH型-L										注3
409	ポリマー改質アスファルトH型-M										注3
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト										注3
411	脱色バインダ										注3
412	トリニダッドレイクアスファルト										注3
413	硬質アスファルト										注3
414	石油アスファルト乳剤				○			○	○		
415	改質アスファルト乳剤			○				○	○		
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤			○				○	○		

土木材料仕様書番号	品　名		監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
417	アスファルト混合物（細粒度・密粒度・密粒度ギャッ					○		○	○		注5
418	再生加熱アスファルト混合物（再生密粒度・再生粗粒度）					○		○	○		注5
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物					○		○	○		注5
420	グースアスファルト混合物					○		○	○		注5
421	常温混合物					○		○	○		注5
422	重交通対応・全天候型常温混合物					○		○	○		注5
423	アスファルト処理混合物					○		○	○		注5
424	再生加熱アスファルト処理混合物					○		○	○		注5
425	半たわみ性アスファルト混合物					○		○	○		注5
426	保水性アスファルト混合物					○		○	○		注5
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物					○		○	○		注5
428	接着剤（橋面舗装用）			○				○	○		
429	防水材（橋面舗装用）	合成ゴム系溶剤型		○				○	○		
		瀝青系加熱型		○				○	○		
		シート系		○				○	○		
		貼付用アスファルト		○				○	○		
430	目地材（橋面舗装用）			○				○	○		
501	エッチングプライマー				○		○		○		注4
502	ジンクリッチプライマー			○			○		○		注4
503	ジンクリッチペイント			○			○		○		注4
504	一般用さび止めペイント				○		○		○		注4
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント				○		○		○		注4
506	合成樹脂調合ペイント				○		○		○		注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗			○			○		○		注4
508	超厚膜型エポキシ樹脂塗料			○			○		○		注4
509	変性エポキシ樹脂塗料			○			○		○		注4
510	ふっ素樹脂塗料			○			○		○		注4

土木材料仕様書番号	品　名		監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
511	道路標示塗料			○				○	○		
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料			○							注4
513	構造物用さび止めペイント				○		○		○		注4
514	鋼構造物用耐候性塗料				○		○		○		注4
601	樹木・株物	樹　木		○			○			○	
		株　物		○				○		○	
602	芝			○				○		○	
603	地被植物・草花			○				○		○	
604	植栽保護材料			○				○		○	
605	土壌及び土壌改良材	土壌		○				○		○	
		土壌改良材		○			○			○	
606	肥料・農薬			○			○			○	
701	目　地　板			○			○			○	
702	注入目地材			○			○			○	
703	ポリ塩化ビニル止水板				○		○		○		
704	硬質塩化ビニル管				○		○			○	
705	エポキシ樹脂モルタル			○			○		○		注4
706	高輝度反射材			○				○	○		
707	地点標			○				○		○	
708	付着防止剤			○			○		○		
709	ライナープレート			○				○	○		
710	EPS（軽量盛土工法用発砲スチロール）			○			○		○		
711	硬質骨材（すべり止め舗装用）			○			○		○		
712	低騒音舗装用排水パイプ			○			○		○		
	造園材料（石材）			○			○	○		○	注2
	造園材料（木材）			○			○	○		○	注2
	組立人孔（規格品）				○			○	○		注8

土木材料仕様書番号	品　名	監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
	組立人孔（特殊品）		○				○	○		
	通信用塩化ビニル管（PV管）			○		○		○		
	通信用塩化ビニル管ダクトスリーブ			○		○		○		
	通信用塩化ビニル管用管枕		○			○		○		
	通信用塩化ビニル管用潤滑剤		○			○		○		
	電力用塩化ビニル（SVP管）			○		○		○		
	電力用塩化ビニル管ダクトスリーブ			○		○		○		
	電力用塩化ビニル管用管枕		○			○		○		
	電力用塩化ビニル管用接着剤		○			○		○		
	電線共同溝U型ボックス（特殊部）		○			○		○		注9
	電線共同溝鋳鉄製蓋		○			○		○		注9
	電線共同溝ふた用銘板		○			○		○		注9
	電線共同溝用埋設シート		○			○		○		注9
	低騒音舗装用排水パイプ		○			○		○		
	アルミニウム高欄・柵		○				○	○		
	プレキャスト街きょブロック		○				○	○		
	当局以外の管理者が仕様を定めている物品		○				○	○		注16
	砂（地盤改良・置換敷き砂等）		○				◎			◎は港湾工事用材
	砂・鉱滓（中詰材用）		○				◎			
	割ぐり石（被覆石、捨石、根固め石等）		◎				◎			
	砂岩ずり（中詰め材用）		◎				◎			
	タイロッド類（H・T 材）	◎				◎				注9）
	タイロッド類（ロープ類）	◎				◎				〃　）
	ゴム防舷材		◎			◎				〃　）
	係船柱		◎			◎				
	土木シート		◎			◎				
	車止め（プラスチックス）		◎			◎				

土木材料仕様書番号	品　名		監督員検査 検査方法 品質 試験	確認	照合	書類	数量 検量	出来形	提出書類 承諾注)1	監督	備　　考
	電気防食陽極			◎			◎				
	コーナ材(プラスチックス)			◎			◎				
	摩擦増大用マット	ゴムマット		◎			◎				
		ゴムマット 再生		◎			◎				
		アスファルトマット		◎			◎				
	ゴム梯子			◎			◎				
	ペトロラタム保護カバー			◎			◎				
	発砲スチロールブロック(E.P.S)			◎			◎				
	スルースバルブ			◎			◎				

注１）　提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことをいう。

注２）　検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては検量による検査とする。

注３）　主に工場で素材として使用する場合は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。
　なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工事等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。

注４）　材料番号２０１～２０３、５０１～５１１及び７０５の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた制作等に係わる社内検査実施要領」の対象になるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。

注５）　材料番号４１２～４１８のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前認定書（写）」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し、「承認申請書」を提出のうえ、「試験を行う検査」により品質を確認すると伴に、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。

注６）　材料番号３０１～３０６の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工事において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。

注７）　材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び「特記仕様書」等によるものとする。
　なお、別表−５は、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について、定めたものである。

注８）　「（社）日本下水道協会」の認定適用資器材（Ⅱ類）並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査に当たっては、当該製品に表示（刻印等）されている認定標章（マーク）を確認する。

注９）　材料の仕様は、特記仕様書又は監督員の指示による。

注１０）本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。

注１１）　材料番号１０８～１１２、１１６及び３１２の材料で、品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は、「書類による検査」とする。

注１２）　土木工事については、「材料承諾申請書等提出要領」に基づき、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、監督員の指示により、その他資料を提出する。

注１３）供給者別に試験成績表を提出する。

注１４）試験研究機関の試験結果を提出する。

注１５）配合報告書を提出する。

注１６）　国区市町村道への接続が行われる道路工事において、相手方の管理区分内に相手方が定める仕様に基づいた構造物（街路灯、標識、防護柵等）を築造することがある。
　この場合は、相手方の仕様を承諾書に添付する。

注１７）JIS規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。

別表－２

材料検査の品目別執行区分及び検査方法

（建築工事）

別表-2 材料検査の品目別執行区分及び検査方法（建築工事）

注） 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 ＼ 工事等の区分	品目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　考
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既製コンクリート杭、鋼杭			○	JIS規格品等の場合
	鉄筋			○	JIS規格品の場合
	コンクリート		①		
	杭周固定液、根固め液		①		
	割り石、砂、砂利		②		
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート	○	①		試験はJIS既定外材料※
	合板型枠			○	JAS規格品の場合
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材			○	JIS規格品の場合
	高力ボルト			○	JIS規格品等の場合
	デッキプレート製品		②		
	無収縮モルタル		①		
コンクリートブロック ＡＬＣパネル及び押出成形セメント板工事	コンクリート ブロック			○	JIS規格品の場合
	ＡＬＣパネル			○	JIS規格品の場合
	押出成形セメント板			○	JIS規格品の場合
防水工事	ルーフィング類（防水工事用アスファルト、断熱材含む）			○	JIS規格品の場合
	塗膜防水主材			○	JIS規格品の場合
	シーリング			○	JIS規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①②③		
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		

注） 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 ＼ 工事等の区分	品目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　考
金属工事	金属製品		②		
	金属材料		③		
左官工事	左官材料		③		
	仕上げ塗材		③		
	ロックウール		③		
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具類		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	ガラス		③		
カーテンウォール	ＰＣカーテンウォール		②		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外構工事	ユニット製品		②		
	舗装材料			○	JIS規格品の場合
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木（株物、芝類含む）		②		
	屋上緑化システム		②		
その他					材料検査実施基準第3（材料検査の執行区分）等の規定によりその都度定める。

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。
※標準仕様書で試し練りを省略することができるもの以外

別表－３

材料検査の品目別執行区分及び検査方法

（設備工事）

別表-3-1　電気設備工事

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
受変電設備工事	特別高圧スイッチギヤ	○			
	特別高圧監視制御装置	○			
	特別高圧機器	○			交流遮断器・変圧器 断路器・避雷器
	キュービクル式配電盤	○			
	高圧スイッチギヤ	○			
	変圧器盤	○			
	コンデンサ盤	○			
	低圧スイッチギヤ	○			
	開放形配電盤	○			
	系統連携保護盤	○			
	高圧交流遮断器			○	
	高圧変圧器			○	
	高圧進相コンデンサ及び 直列リアクトル			○	
	受変電用低圧進相コンデンサ及び 直列リアクトル			○	
	高圧断路器			○	
	高圧避雷器			○	
	高圧限流ヒューズ			○	
	高圧負荷開閉器			○	
	高圧電磁接触器			○	
	高圧カットアウト			○	
	接地材		③		
	発電機（50kVAを越える場合）	○			

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	配電盤（50kVAを越える場合）	○			
発電設備工事 発電機（原動機含む）	発電機（50kVA以下）		①		
	配電盤（50kVA以下）		①		
	油槽		①		
	水槽		①		
	架台		②		
	空気槽		①		
太陽光発電装置	太陽光発電装置（特注品）	○			
	太陽光発電装置		③		特注品を除く
	架台		②		
燃料電池発電装置	燃料発電装置	○			
風力発電装置	風力発電装置	○			
電力貯蔵設備工事	直流電源装置	○			蓄電池容量200AH以上で構成する場合に限る。
	直流電源装置		①		上記以外の場合
	交流無停電電源装置	○			
	交流無停電電源装置		③		簡易形
電力設備工事	照明器具（特注品）		①		屋内外工事
	照明器具（市販品）		③		
	照明器具（公共照明器具）			○	
	LED照明器具		①		
	LED照明器具（特注品）	○			
	灯柱		③		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	灯柱（特注品）	○			
	安定器類		③		
電力設備工事	ランプ類			○	規格は工事標準仕様書引用規格等を参照
	電動昇降装置類		③		
	誘導灯信号装置			○	
	液面電極		③		
	照明制御盤		③		
	配線器具		③		
	換気扇		③		
	自動点滅器		③		
	マンホール・ハンドホール及び鉄蓋		①②		鉄蓋①・地中箱②
	電線・ケーブル類			○	
	配管類及び付属品			○	
	電柱類（コンクリート柱）			○	
	ケーブルラック		③		
	金属ダクト		②		
	線ぴ類			○	
	防火区画貫通処理材			○	
	ボックス類			○	
	電動機用遮断器			○	
	分電盤、制御盤、端子盤	○	①		試験は特注品の制御盤で工事主管課長の指定するもの。
	避雷導線		③		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	接地材		③		
	突針			○	
	同上支持ポール		②		
舞台照明設備工事	操作卓･調光装置	○			
	舞台照明器具		③		
舞台音響設備工事	調整卓･増幅器	○			
	スピーカ		③		
中央監視制御設備工事	警報盤		③		
	監視制御装置		③		
通信・情報設備工事 放送装置	業務放送装置 （ハイインピダンス）		③		
非常放送装置	非常放送装置			○	
映像･音響装置	映像・音響装置 （ローインピダンス）		③		
	マイクロホン		③		
	ワイヤレスマイク		③		
	テープレコーダ		③		
	ＣＤプレーヤー		③		
	スピーカ		③		
	オーディオレコーダ		③		
	Blu-ray/DVDプレーヤ・レコーダ		③		
	カラーモニタ・カラーモニタテレビ		③		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	プロジェクタ		③		
	スクリーン		③		
	書画カメラ		③		
駐車場管制装置	管制盤		③		
通信・情報設備工事 駐車場管制装置	検知器		③		
	信号灯・警報灯		③		
	発券機		③		
	カーゲート		③		
	カードリーダ		③		
自動火災報知装置	受信機			○	（Ｐ・Ｒ形）
	副受信機			○	
	空気管			○	
	非常ベル			○	
	送受話器			○	
	表示灯			○	
	総合盤（機器収納箱）			○	
	発信機			○	
	感知器			○	
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置			○	
ガス漏れ火災警報装置	ガス漏れ火災警報装置			○	
監視カメラ装置	監視カメラ装置		③		
情報表示装置	出退表示装置		③		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
誘導支援装置	インターホーン及びテレビインターホン		③		
	トイレ等呼出装置		③		
テレビ共同受信装置	テレビ共同受信装置		②		
テレビ電波障害防除装置	テレビ電波障害防除装置~~機器類~~		②		
電気時計装置	親時計（電源装置含む）		③		
通信・情報設備工事 電気時計装置	子時計		③		
通信情報キャビネット等	通信情報キャビネット		②		
構内交換装置	交換装置（特注品）	○			
	局線中継台（特注品）	○			
	交換装置		③		特注品を除く。
	交換装置用パッケージ及びユニット		③		
	局線中継台		③		特注品を除く。
	局線表示盤		③		
	各種電話機		③		
	警報表示盤		③		
	電子ボタン電話装置		③		
	ハンドホール		②		
構内情報通信網装置	構内情報通信網装置		③		
その他	電動機	○			100kW以上
	電動機		①		100kW未満
	遠隔制御装置	○			
	気象観測装置	○			

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	気象観測装置			○	検定品
	無線装置	○			
	無線装置			○	検定品
	交通管制装置	○			
特殊設備					この表にない品目については、材料検査実施基準第3（材料検査の執行区分）等の規定によりその都度定める。

別表-3-2　機械設備工事

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
共通工事	ボイラー類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類（含水中）		①		
	防振架台		②		
	減圧弁		③		
	安全弁		③		
	温度調整弁		③		
	定水位調整弁		③		
	管類			○	
	継手類			○	
	スリーブ		③		
	配管用支持金物		③		契約図書に特記のあるもの
	配管用接合材料			○	契約図書に特記のあるもの
	防振継手類		③		
	フレキシブルジョイント類		③		
	保温材.外装材.補助材		③		
	塗装材.防錆材			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁・電動弁類		③	~~○~~	
	ボールタップ類		③		
	ストレーナ類			○	
	量水器		③		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	計器類			○	
給水・消火・衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機		③		
給水・消火・衛生設備工事	**消火機器**	**○**	**②**		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの。
	衛生器具類		②		
	給水栓類		②		
給湯設備工事	**貯湯タンク**	**○**	**①**		**試験は鋼板製又はステン レス製で一体型のもの。**
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		③	~~○~~	
	排気筒		③		
	水槽類	○	①		試験は、一体型のもの。
排水設備工事	グリース阻集器		②		
	床排水金物類		③		
	通気金物類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	桝材		③		
	マンホール蓋類		②		
	弁きょう類		③		
厨房器具設備工事	冷蔵庫類		②		
	熱調理機器類	○	②		試験は病院施設のように 大規模なもの。
	食器洗浄機類	○	②		試験は病院施設のように 大規模なもの。
	流し・作業台類		②		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	棚類		②		
蒸気暖房設備工事	還水タンク	○	①		試験は鋼板製又はステン レス製で一体型のもの。
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		③		
	トラップ類		③		
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
ガス設備工事	警報・安全装置		②		
	ガス栓類		③		
熱源機器設備工事	冷温水発生機		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		汎用品のものとする
空気調和機設備工事	ヘッダー類		①		
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		汎用品のものとする
	パッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	マルチパッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		②		
	加湿器		②		汎用品のものとする
	送風機類	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
	全熱交換ユニット		②		汎用品のものとする
	全熱交換器	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	圧力扇		②		
空気調和機設備工事	天井換気扇		②		汎用品のものとする
風道設備工事	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		
	ダンパー類		②		
	フード類		②		
	風量ユニット類		②		
	氷蓄熱ユニット		②		
	熱交換器		②		
	グリス除去装置		②		
	ダクト用材料		③		
	フレキシブルダクト		③		
	ダクト接続材料		③		
	たわみ継手		③		
	風量測定口		③		
	煙道		②		
自動制御設備機器	中央監視盤	○	②		
	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
昇降機設備工事	エレベーター	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
	小荷物専用昇降機		①		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または承諾図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品　　目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備　　考
	エスカレーター	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		現場練コンクリートを除く
	鉄筋			○	
	鋼材			○	
	骨材類		②		
	電線管			○	
	電線類			○	
特殊配管設備工事	機器類及び付属品		①		
搬送装置設置工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
特殊排水処理設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
コージェネレーションシステム工事	機器類及び付属品	○	①		試験は特注品で工事主管課長が指定するもの。
浄化槽設備工事	浄化槽		②		
その他設備工事	洗濯機器類		②		
その他特注品		○			大規模施設における汎用品以外の特注品（熱源機器等）で工事主管課長が指定するもの。
その他					この表にない品目については、材料検査実施基準第3（材料検査の執行区分）等の規定によりその都度定める。

注）上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

注）検査方法の規定については材料検査実施基準第7（材料検査の方法）等の定めによる。

別表-3-3 材料検査の品目別執行区分及び検査方法（水門、排水ポンプ設備工事）

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または、製作図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備考
水門、排水機場、陸こう工事	戸当り	○			
	扉体	○			
	操作橋	○			
	排水ポンプ	特○	①		特○：特注品
	機関（舶用含む）	○		○	ディーゼル300PS以上は試験
	大型弁	○			主ポンプ用
	ガータ	○			クレーン用（ジブ、カンチレバー含む）
荷役機械工事	各駆動装置		①		クレーン用（巻上、横行、旋回起伏、走行）
	ヘッドブロック、スプレッダー		①		
	搬送装置		①		
けい船浮標工事	標体			○	
	チェーン			○	
	アンカー			○	
船舶工事	船殻			○	
	操作盤等	特○	②		新設2次側
	巻上機		①	○	
	制動機		①	○	
	減速及び逆転機		①	○	
	空気圧縮機		①		
	油水分離機		①		
	油圧機器		①		
	送排風機		①		
	ポンプ	特○	①		

（注）確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
① は、試験成績による。
② は、設計図書または、製作図による。
③ は、見本（現物見本を含む。）カタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品目	監督員検査 検査の方法 試験	確認	照合	備考
船舶工事	圧力容器		①		
	揚錨機		③		
	係船機			○	
	ワイヤーロープ			○	
	チェーン		③	○	
	バケット等		②		
	軸類			○	
	機関機器部品		③		
	属具備品		③		
	消火器具			○	
	艤装品		③		
	補修用部材		③	○	塗料、鋼材、機械部品等含む
その他					この表にない品目については、材料検査実施基準第3（材料検査の執行区分）等の規定によりその都度定める。

別表－４

材料検査の品目別執行区分及び検査方法

（造園工事）

別表-4 材料検査の品目別執行区分及び検査方法（造園工事）

番号	品　名	監督員検査						提出書類	備　　考
		検査方法							
		品　質				数　量			
		試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	
	造園用特殊ブロック類		○				○		ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品
	ｶﾗｰｱｽﾌｧﾙﾄ混合物		○				○		
	園地用透水性舗装		○				○		
	ソイル舗装		○				○		
	外構用タイル		○				○		特殊タイルを含む
	人　造　石		○				○		
	砂　利　類		○			○			豆砂利、ゴロ太等
	遊戯器具類		○				○		
	シェルター		○				○		
	ベンチ及びスチロール類		○				○		
	くずかご		○				○		
	吸い殻入れ		○				○		
	室内板・制札板		○				○		
	擬　木　類		○				○		
	木　　材		○				○		化粧用・舗装用・建築用
	柵　　類		○				○		
	防　腐　材		○			○			

別表－５

材料検査の技術的基準

別表-5

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
101	洗　砂　利	300m^3	別表6による	―	―	―	粒度	
102	コンクリート用砕石	300m^3	別表6による	―	―	密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・微粒分量・実績率	
103	コンクリート用砕砂	150m^3	別表6による	―	―	密度・吸水率	安定性・粒度・微粒分量・実績率	
104	コンクリート用洗砂	150m^3	別表6による	―	―	―	有機不純物・粒度	
105	アスファルト混合物用洗砂	150m^3	別表6による	―	―	―	有機不純物・粒度	注3
106	構造用軽量コンクリート骨材	300m^3	別表6による	―	―	密度	強熱減量・三酸化硫黄・塩化物・酸化カルシウム・有機不純物・安定性・粘土塊量・微粒分量・粒度・実績率・圧縮強度・単位容積質量	注3
107	砂	300m^3	別表6による	―	―	粒度	―	
108	クラッシャラン	300m^3	25kg	―	―	粒度	すりへり減量・修正CBR	注11、注13
109	再生クラッシャラン	300m^3	25kg	―	―	粒度	すりへり減量・修正CBR・塑性指数	注11、注13
110	再生砕石（擁壁等裏込め用）	300m^3	25kg	―	―	粒度	六価クロム化合物溶出及び含有量・石綿含有量・不純物量・塑性指数	注13
111	再生砂（RC－10）	300m^3	別表6による	―	―	粒度	―	注11、注13
112	粒度調整砕石	300m^3	25kg	―	―	粒度	密度・吸水率・すりへり減量・塑性指数・修正CBR	注11、注13
113	再生粒度調整砕石	300m^3	25kg	―	―	粒度	アスコン塊混入量・密度・吸水率・すりへり減量・塑性指数・修正CBR	注11、注13
114	単粒度砕石	300m^3	25kg	―	―	密度・吸水率	すりへり減量・粒度	
115	スクリーニングス	300m^3	5kg	―	―	―	粒度・塑性指数	注3

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
116	砕石ダスト	300m^3	5kg	―	―	―	粒度	
117	道路用鉄鋼スラグ	300m^3	25kg	30m^3	呈色判定試験	粒度	水浸膨張比・単位容積質量・修正CBR・一軸圧縮強さ	高炉徐冷スラグのみ試験 注14
118	舗装用石粉	30t	0.5kg	―	―	粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	
119	割ぐり石	監督員指示	監督員指示	―	―	密度	寸法	
120	玉　石	―	―	―	―	―	寸法	
121	改良土	監督員指示	監督員指示	―	―	CBR	最大粒径	
122	流動化処理土	監督員指示	監督員指示	―	―	一軸圧縮強度・フロー値・ブリージング率・処理土の密度	土質区分・最大粒径・水質区分	
123	粒状改良土	監督員指示	監督員指示	―	―	粒度・CBR	最大粒径	
124	アスファルト混合物用溶融スラグ（注－1）	300m^3	25kg	―	―	粒度・重金属溶出・重金属含有量	密度・吸水	
125	アスファルト混合物用汚泥焼却灰（注－1）	30t	0.5kg	―	―	粒度・重金属溶出・重金属含有量	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	
126	コンクリート用再生骨材H	300m^3（砕石） 150m^3（細砂）	別表6による	―	―	密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・微粒分量・実績率・不純物量	すりへり減量は砕石に適用
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	30t	0.5kg	-	-	粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	
201	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	―	―	引張り・曲げ	質・フロー・水浸膨張・はく離	注4
202	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	JIS G 3106	―	―	引張り・曲げ・衝撃	化学成分・炭素当量	注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	JIS G 3114	―	―	引張り・曲げ・衝撃	化学成分	注4
204	ねずみ鋳鉄品	JIS G 5501	JIS G 5501	―	―	引張り	硬さ	

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
205	球状黒鉛鋳鉄品	JIS G 5502	JIS G 5502	—	—	引張り	化学成分	
206	炭素鋼鋳鋼品	JIS G 5101	JIS G 5101	—	—	引張り	化学成分	
207	炭素鋼鍛鋼品	JIS G 3201	JIS G 3201	—	—	引張り	化学成分・硬さ	
208	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	—	—	引張り・へん平・曲げ・均一性	化学成分・水圧	注2
209	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	JIS G 3444	—	—	引張り・へん平・曲げ・溶接部引張り	化学成分	注2
210	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	JIS G 3350	—	—	引張り	化学成分	注2
211	ステンレス鋼材	JIS G 4305	JIS G 4305	—	—	引張り	化学成分・硬さ	注2
212	ミーハナイトメタル	JIS G 5501に準ずる	JIS G 5501に準ずる	—	—	引張り	圧縮・硬さ・横折・弾性係数	
213	アルミニウム合金鋳物	JIS H 5202	JIS H 5202	—	—	引張り	化学成分	
214	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100	JIS H 4100	—	—	引張り	化学成分・硬さ	
215	鉄筋コンクリート用棒鋼	20t	長さ（注－2）2本	—	—	引張り・曲げ	化学成分	
216	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	JIS G 3536	—	—	引張り	リラクセーション	
217	PC鋼棒	JIS G 3109	JIS G 3109	—	—	引張り	化学成分・リラクセーション	
218	鋼管ぐい	JIS A 5525	JIS A 5525	—	—	引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分	注2
219	H形鋼ぐい	JIS A 5526	JIS A 5526	—	—	引張り	化学成分	注2
220	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	—	—	引張り	化学成分	注2

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
221	溶接用熱間圧延鋼矢板	JIS A 5523	―	―	―	引張り	化学成分、炭素当量	注2
222	鋼管矢板	JIS A 5530	JIS A 5530	―	―	引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分	注2
223	軽量鋼矢板	JIS A 5528に準ずる	JIS A 5528に準ずる	―	―	引張り	化学成分	
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	（注－3）	―	―	（注－3）	―	六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	（注－3）	―	―	（注－3）	―	六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類	50本	1本	25本	引張り（組立）	―	化学成分	注2
227	スタッド	JIS B 1198	JIS B 1198	―	―	引張り・伸び	化学成分	
228	鉄　網	監督員指示	監督員指示	―	―	引張り・曲げ	―	
229	溶接金網	監督員指示	監督員指示	―	―	溶接点せん断強さ、引張り	―	
230	ひし形金網	100m^2	列線1本	―	―	均一性	亜鉛付着量	
231	クリンプ金網	100m^2	列線1本	―	―	均一性	亜鉛付着量	
232	ネットフェンス構成部材	監督員指示	監督員指示	―	―	―	強度・塗膜厚・耐久性・亜鉛付着量	
233	亜鉛めっき鉄線製かご類	100個	列線1本	―	―	―	亜鉛付着量	
234	道路びょう	1,000個	1個	―	―	破壊荷重	―	
235	反射性道路びょう	500個	1個	―	―	落下衝撃・曲り角度	―	
236	防護さく	1,000m	1組	―	―	亜鉛付着量・塗膜厚	―	

番号	品名		検査の技術的基準						摘要
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
							検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
237	道路標識	路側式	100本	1本	―	―	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	―	
		オーバーハング式	50本	1本	―	―	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	―	
238	道路反射鏡		50本	1本	―	―	風荷重試験・亜鉛付着量・塗膜厚	45° 鏡面光沢度・はく離試験・耐衝撃性・歪度	
239	視線誘導標		100本	1本	―	―	亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	―	
240	照明灯柱テーパーポール		基準（本章第9）による。						
241	道路照明用器具		基準（本章第9）による。						
242	橋梁用高降伏点鋼板（SBHS）		JIS G 3140	JIS G 3140	―	―	引張り、伸び	化学成分	
243	ねじふし鉄筋及び継手		監督員指示	監督員指示	―	―	引張強度・圧縮強度	―	
301	ポルトランドセメント		50t	5.5kg	―	―	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・水和熱・強熱減量・塩化物イオン・化学成分	注6
302	高炉セメント		50t	5kg	―	―	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・化学成分・強熱減量	注6
303	エコセメント		50t	5kg	―	―	圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・強熱減量・塩化物イオン・化学成分・全アルカリ	注6
304	フライアッシュ		10t	別表6による	―	―	粉末度（残分、比表面積）	二酸化けい素・湿分・強熱減量・密度・フロー値比・活性度指数	注6
305	安定処理用石灰		50t	100g	―	―	化学成分（酸化カルシウム、二酸化炭素）	粉末度残分（消石灰についてのみ実施）	注6
306	セメント系固化材		50t	12g	―	―	化学成分（SiO_2,Al_2O_3,CAO,SO_3）	比表面積	注6
307	一般用レディーミクストコンクリート		本基準による。						注13、注15
308	舗装用レディーミクストコンクリート		本基準による。						注13、注15

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
309	水中用レディーミクストコンクリート	本基準による。						注13、注15
310	再生骨材Mを用いたコンクリート	土木工事施工 管理基準による。						
311	再生骨材Lを用いたコンクリート	土木工事施工 管理基準による。						
312	セメント処理混合物	100m^3	3本	30m^3	圧縮・密度	―	粒度・セメント量・フライアッシュ量	注11
313	遠心力鉄筋コンクリート管	300本	1本	―	―	曲げ強度	内圧強さ	
314	プレストレストコンクリート管	300本	1本	―	―	曲げ強度	内圧強さ	
315	舗装用コンクリート平板	3,000枚	3枚	―	―	曲げ強度	透水係数	
316	視覚障害者誘導用ブロック	3,000枚	3枚	―	―	曲げ強度	―	
317	インターロッキングブロック	6,000個	3個	―	―	曲げ強度・圧縮強度	透水係数,保水量,吸上げ高さ	
318	鉄筋コンクリートU形	1,000個	2個	―	―	曲げ強度	―	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた	1,000個	2個	―	―	曲げ強度	―	
320	鉄筋コンクリートL形	1,000個	2個	―	―	曲げ強度・圧縮強度	―	
321	鉄筋コンクリート特殊L形（鉄筋コンクリートU形ふた掛け用）	1,000個	2個	―	―	圧縮強度	―	
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（場所打側溝ふた掛け用）	1,000個	2個	―	―	曲げ強度	―	
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（建設省型）	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
324	コンクリート境界ブロック	1,000個	2個	―	―	曲げ強度・圧縮強度	―	

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
326	セミフラット型街きょ	1000個	2個	―	―	圧縮強度	―	
327	集水ます（街きょ用L形用・U形用）ブロック類	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた	監督員指示	監督員指示	―	―	引張り	硬さ・化学成分	
329	汚水ます（L形・円形ブロック類）	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度、引張り（装鉄製ふたの場合）	硬さ（装鉄製ふたの場合）	
330	人孔側塊	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
331	人孔床版塊	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
332	人孔ふた	監督員指示	監督員指示	―	―	たわみ試験、残留たわみ試験、破壊荷重試験	化学成分、引張強さ（母材）	
333	人孔付属物	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度（人孔調整用ブロック） 曲げ強度（副管用短管）	内圧強さ（副管用短管）	
334	植樹帯用コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
335	道路浸透ます（コンクリート枠）	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度・荷重載荷試験	―	
336	公園用ハンドボール	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
337	鉄筋コンクリート境界標杭	監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
338	コンクリート積みブロック	3,000個	3個	なし	質量	コア圧縮強度	―	
339	空洞コンクリートブロック	1,000個	3個	―	―	圧縮強さ	密度・吸水率・透水性	
340	プレストレストコンクリート矢板	500枚	2枚	―	―	ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊モーメント	

番号	品名		検査の技術的基準						摘要
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目(試験省略限度以下の場合は確認による)	試験を省略できる項目(確認・照合する項目)		
							検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい		100本	2本	―	―	ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊曲げモーメント	
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい		100本	2本	―	―	ひび割れ曲げモーメント・破壊曲げモーメント・せん断強度	圧縮強度	注17
343	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた		50本	2本	―	―	ひび割れ試験曲げモーメント	圧縮強度	
344	鉄筋コンクリート管(ソケット)		300本	2本	―	―	ひび割れ荷重	破壊荷重	
345	プレキャスト街きょブロック		1000個	2個	―	―	圧縮強度	―	
346	信号機用ハンドホール		監督員指示	監督員指示	―	―	圧縮強度	―	
401	石油アスファルト	ストレート20～40	10t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・蒸発質量変化率・蒸発後の針入度比	―	トルエン可溶分・引火点・密度	注3
		ストレート40～120	50t	2kg	10t				注3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型		30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ	―	引火点	注3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型		30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ	―	引火点	注3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型		30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度	―	引火点	注3

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
405	ポリマー改質アスファルトⅢ型－W	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度	－	引火点	注3
406	ポリマー改質アスファルトⅢ型－WF	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラース脆化点・粗骨材のはく離面積率	－	引火点	注3
407	ポリマー改質アスファルトH型	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度	－	引火点	注3
408	ポリマー改質アスファルトH型-L	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラース脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げ仕事量・曲げスティフネス	－	引火点	注3
409	ポリマー改質アスファルトH型-M	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・フラース脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げひずみ	－	引火点	注3
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト	30t	2kg	なし	針入度変化量・動的安定度・残留安定度	－	引火点	注3
411	脱色バインダ	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・三塩化エタン可溶分（歩道用）・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・蒸発後の針入度比・タフネス（車道用）・テナシティ（車道用）	－	引火点・密度（歩道用）	注3
412	トリニダッドレイクアスファルト	5t	2kg	なし	針入度・軟化点・灰分・蒸発質量変化率	－	引火点・密度	注3

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
413	硬質アスファルト	20t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・灰分・蒸発質量変化率・蒸発後の針入度比	―	引火点・密度	注3
414	石油アスファルト乳剤	50kℓ	2ℓ	10kℓ	粒子の電荷・エングラー度・蒸発残留分・針入度・伸度・凍結安定度・混合性	―	貯蔵安定度・ふるい残留分・トルエン可溶分・付着度	
415	改質アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エングラー度・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度	―	ふるい残留分・付着度・貯蔵安定度	
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エングラー度・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度・タイヤ付着率	―	ふるい残留分・付着度・貯蔵安定度	
417	アスファルト混合物（細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度1号・開粒度2号・粗粒度・ポーラス）	3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量	―	―	注5
418	再生加熱アスファルト混合物（再生密粒度・再生粗粒度）	3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量	―	回収した再生アスファルトの針入度	注5
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物	3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量	―	回収した再生アスファルトの針入度	
420	グースアスファルト混合物	100t	4kg	なし	粒度・アスファルト量	―	―	注5
421	常温混合物	100t	4kg	―	―	―	（注－1）	注5
422	重交通対応・全天候型常温混合物	100t	4kg	―	―	常温ホイールトラッキング試験・一軸圧縮試験・簡易ポットホール走行試験	（注－1）	注5
423	アスファルト処理混合物	3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量	―	―	注5
424	再生加熱アスファルト処理混合物	3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量	―	回収した再生アスファルトの針入度	注5

番号	品名		検査の技術的基準						摘要
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
							検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
425	半たわみ性アスファルト混合物		300m^2	3個	なし	曲げ強度・粒度・アスファルト量	—	—	注5
426	保水性アスファルト混合物		3000m^2	3個	なし	粒度・アスファルト量・マーシャル安定度・曲げ強度・動的安定度	—	—	注5
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物		3,000m^2	1組	500m^2	粒度・アスファルト量・マーシャル安定度・動的安定度	—	—	注5
428	接着剤（橋面舗装用）		供給者あるいはロットが変わるごと	500g	—	—	（注－4）	—	
429	防水材（橋面舗装用）	合成ゴム系溶剤型	供給者あるいはロットが変わるごと	500g	—	—	（注－4）	—	
		瀝青系加熱型	供給者あるいはロットが変わるごと	500g	—	—	（注－4）	—	
		シート系	供給者あるいはロットが変わるごと	4m	—	—	（注－4）	—	
		貼付用アスファルト	供給者あるいはロットが変わるごと	2kg	—	—	（注－4）	-	
430	目地材（橋面舗装用）		供給者あるいはロットが変わるごと	2kg	—	—	（注－4）	—	
501	エッチングプライマー		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
502	ジンクリッチプライマー		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
503	ジンクリッチペイント		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
504	一般用さび止めペイント		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
506	合成樹脂調合ペイント		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗		2,500kg	500g	—	—	（注－4）	—	注4

番号	品　　名		検査の技術的基準						摘要
			試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
							検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
508	超厚膜型エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
509	変性エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
510	ふっ素樹脂塗料		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
511	道路標示塗料		2,500kg	1kg	－	－	（注－4）	－	
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
513	構造物用さび止めペイント		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
514	鋼構造物用耐候性塗料		2,500kg	500g	－	－	（注－4）	－	注4
601	樹木・株物	樹　木	形状寸法ランク毎・主要樹種毎	1本	－	－	外観、形状寸法	種名	
		株　物	樹種・形状寸法ランク毎	1株もしくは0.5m^2	－	－	外観、形状寸法	種名	
602	芝		1,000m^2	0.5m^2	－	－	外観	種名	
603	地被植物・草花		1,000m^2	0.5m^2	－	－	外観	種名	
604	植栽保護材料		形状寸法ランク毎	1組(m)	－	－	外観	木材保存剤品質	
605	土壌及び土壌改良材	土壌	監督員指示	監督員指示	－	－	－	（注－1）	
		土壌改良材	監督員指示	監督員指示	－	－	－	（注－1）	
606	肥料・農薬		監督員指示	監督員指示	－	－	－	（注－1）	
701	目　地　板		1,000m^2	0.5m^2	－	－	（注－4）	－	

番号	品　　名	検査の技術的基準						摘要
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目（試験省略限度以下の場合は確認による）	試験を省略できる項目（確認・照合する項目）		
						検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目	
702	注入目地材	2t	1kg	―	―	（注－4）	―	
703	ポリ塩化ビニル止水板	監督員指示	監督員指示	―	―	引張強さ・引張りひずみ	比重・老化性・耐薬品性・硬さ・柔軟温度	
704	硬質塩化ビニル管	監督員指示	監督員指示	―	―	引張降伏強さ・耐圧性（VP管のみ）	耐圧性（VU管のみ）・ビカット軟化温度・接合部耐圧性・偏平性	
705	エポキシ樹脂モルタル	監督員指示	監督員指示	―	―	曲げ強度、圧縮強度、圧縮弾性率		注4
706	高輝度反射材	監督員指示	監督員指示	―	―	（注－4）	―	
707	地点標	監督員指示	監督員指示	―	―	―	（注－1）	
708	付着防止剤	監督員指示	監督員指示	―	―	圧裂強度比	-	
709	ライナープレート	監督員指示	監督員指示	―	―	―	板厚・断面積・断面係数・断面二次モーメント	
710	EPS（軽量盛土工法用発砲スチロール）	監督員指示	監督員指示	―	―	密度・圧縮強さ・燃焼性	-	
711	硬質骨材（すべり止め舗装用）	監督員指示	監督員指示	―	―	粒度・色相・見掛け比重・吸水率・すり減り減量	旧モース硬度	
712	低騒音舗装用排水パイプ	監督員指示	監督員指示	―	―	内径・耐熱性・強度	-	

別表－６

資料採取量別表

別表-６　資料採取量別表

１０１．洗砂利

呼び名	ふるい分け　注(1)
5005	10ｋｇ
4005	8ｋｇ
3005	6ｋｇ
2505	5ｋｇ
2005	4ｋｇ
1005	2ｋｇ

注(1)骨材の最大寸法（mm）の0.2倍

１０２．コンクリート用砕石

呼び名	密度・吸水率	安定性	ふるい分け 注(1)	微粒分量	実績率	すりへり 注(2)	粒度区分
4005	5ｋｇ	16ｋｇ	8ｋｇ	8ｋｇ	20 L	5ｋｇ	A
2505	2ｋｇ	10ｋｇ	5ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2005	2ｋｇ	8ｋｇ	4ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	H
1505	2ｋｇ	6ｋｇ	3ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	C
1305	2ｋｇ	6ｋｇ	3ｋｇ	2ｋｇ	20 L	5ｋｇ	C
1005	2ｋｇ	4ｋｇ	2ｋｇ	2ｋｇ	4～6 L	5ｋｇ	C
8040	5ｋｇ	16ｋｇ注(3)	16ｋｇ	8ｋｇ	60 L	10ｋｇ	E
6040	5ｋｇ	16ｋｇ注(3)	12ｋｇ	8ｋｇ	60 L	10ｋｇ	E
4020	5ｋｇ	16ｋｇ	8ｋｇ	8ｋｇ	60 L	10ｋｇ	G
2515	2ｋｇ	10ｋｇ	5ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2015	2ｋｇ	8ｋｇ	4ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2513	2ｋｇ	10ｋｇ	5ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2013	2ｋｇ	8ｋｇ	4ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2510	2ｋｇ	10ｋｇ	5ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	B
2010	2ｋｇ	8ｋｇ	4ｋｇ	4ｋｇ	20 L	5ｋｇ	H

注(1)骨材の最大寸法（mm）の0.2倍した値にkgをつけた値とする
注(2)ここに示す質量は、右粒度区分によって分級した試験用試料質量をさす。粒度区分については、JIS A 1121に拠ること
注(3)骨材の最大寸法が40mmを超える場合は、40mmふるいを通過するものを試験用試料とする

１０３．コンクリート用砕砂

密度・吸水率	安定性	ふるい分け	微粒分量	実績率
2ｋｇ	3ｋｇ	500ｇ	1ｋｇ	2～4 L

１０４．コンクリート用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500ｇ	500ｇ

１０５．アスファルト混合物用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500ｇ	500ｇ

※ 再生骨材については土木材料仕様書を参照

１０６．構造用軽量コンクリート骨材

	細骨材の密度・吸水率	粗骨材の密度・吸水率	強熱減量	酸化カルシウム	三酸化硫黄	塩化物	有機不純物
細骨材	1,600ｇ	－	500ｇ	500ｇ	500ｇ	500ｇ	300ｇ
粗骨材	－	注(1)					

	安定性	粘土塊量	微粒分量	ふるい分け	モルタル中の細骨材の実績率、単位容積質量	粗骨材の実績率	粗骨材の単位容積質量
細骨材	3ｋｇ	600ｇ	1ｋｇ	250　注(2)	24時間吸水表面乾燥状態で600ｍｌ	－	－
粗骨材	10ｋｇ	最大寸法15：2ｋｇ 最大寸法20：5ｋｇ	4ｋｇ	最大寸法15:1.5kg 注(3) 最大寸法20:2kg　注(3)	－	2ｋｇ	12ｋｇ

注(1) m_{min}＝（d_{max}×D_e）／25

ここに、 m_{min}：試料の最小質量（kg）

d_{max}：粗骨材の最大寸法（mm）

D_e：粗骨材の推定密度（g／cm3）

注(2) 構造用軽量骨材の場合は、普通骨材質量の1/2

注(3) 骨材の最大寸法（mm）の0.2倍の1/2

１０７．砂

ふるい分け
500ｇ

１１０．再生砂（RC-10）

ふるい分け
500ｇ

３０４．フライアッシュ

セメントの物理試験方法（粉末度）	コンクリート用フライアッシュ（二酸化けい素、湿分、強熱減量、密度）	コンクリート用フライアッシュ附属書2 フライアッシュのモルタルによるフロー値及び活性度指数の試験方法
60ｇ	73.5ｇ	5ｋｇ

別紙－１

鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領

鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領

27 港 整 技 第 244 号
平成 28 年 3 月 30 日

（目的）

第１　この要領は、東京都港湾局の所掌する鋼けた製作等について、東京都と契約を結んだ受注者の責任において実施する検査（以下「社内検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来高の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　この要領は、鋼けた製作、ジャケット桟橋製作、PC 桁製作工事等を対象とする。

（社内検査員）

第３　社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、下記条件を全て満たす技術者とする。

①　当該工事の受注者と、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であること。
②　当該工事には直接関係しない技術者であること。
③　技術士又は１級土木施工管理技士の資格を有する技術者であること。
④　鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算 10 年以上あること。

２　受注者は、書面により社内検査員の氏名、経歴、資格及び経験を監督員に通知するものとし、この者を変更したときも同様とする。

（社内検査の方法）

第４　社内検査の実施に先立ち、社内検査実施計画書を監督員に提出するとともに、その適用範囲、検査方法等について事前に監督員の承諾を得ること。

２　社内検査は、工場において行うものとし、契約図書及び関係図書に基づき、品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり行うものとする。

（社内検査の実施）

第５　社内検査の実施時期については、社内検査員が鋼けた等製作過程において必要と認める時期及び、都検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が行う検査（完了、既済部分、中間、清算の各検査を含む。）の事前に行うものとする。

２　社内検査は、土木材料仕様書、品質管理基準、出来形管理基準等に基づき品質、出来形及び写真管理について、実施するものとする。

（社内検査結果の提出）

第６　受注者は、社内検査の結果を品質確認書に取りまとめ、検査職員が行う検査時に提出するものとする。品質確認書の様式は、別紙様式－１とし、添付する「別紙検査表」の

様式は各社の様式とする。

（検査の実施）

第７　検査職員による検査は、本要綱第６に定める品質確認書をもとに、別紙「検査職員による鋼けた製作等検査方法一覧」に基づき、検査を行うものとする。

２　受注者は検査職員よる各検査が完了した後、次の製作工程に移ること。

ただし、検査職員の了承を得た場合は、この限りではない。

３　原寸、材料、塗膜の工場における検査は社内検査員が行うものとし、検査職員による検査は、事務所、工事現場（塗装を仮組み時に行う場合は工場）で行うものとする。

ただし、財務局契約工事における鋼けた製作に係る工場塗膜検査については、東京都財務局が定める「鋼けた製作に係る工場塗膜検査実施要領」によるものとする。

（検査時の立会い）

第８　原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算の各検査を含む。）に立ち会うものとする。

（施行）

第９　本要領は、平成２８年４月１日より施行する。

検査職員による鋼けた製作等検査方法一覧

検査の種類	根拠となる基準等	事務所契約工事		財務局契約工事	
		検査職員区分	検査方法	検査職員区分	検査方法
原寸検査	土木工事標準仕様書	監督員 〔事務所にて書類検査〕	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。 ①N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ②床書き検査 工場おける、床書き	監督員 〔事務所にて書類検査〕	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。 ①N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ②床書き検査 工場おける、床書き
材料検査	検査事務規程 材料検査実施基準	監督員 〔事務所にて書類検査〕	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。	監督員 〔事務所にて書類検査〕	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。
塗膜検査	検査事務規程 検査の技術的基準	事務所検査員 〔仮組検査時もしくは現場搬入時〕	塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。	財務局検査員	①ISO9000s 取得済受注者施工の工事 塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。 ②上記①以外の受注者施工工事 従来どおりの臨場による工場検査を、必要回数行う。 ※詳細については、財務局制定「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」参照。
仮組検査	検査事務規程 検査の技術的基準	事務所検査員	仮組社内検査後、従来どおりの臨場による工場検査を必要回数行う。	財務局検査員	仮組社内検査後、従来どおりの臨場による工場検査を必要回数行う。

別紙様式－１

品　質　確　認　書

工事名：

社　内　検　査　記　事				
社内検査項目	実　施　日	箇　　所	社内検査員氏名	記　　事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住所

氏名　　印

特記仕様書記載例

１．港湾局・事務所契約工事

第○○条

（**社内検査の実施**）

この工事における社内検査については、設計図書によるほか、東京都港湾局長が定めた「鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領」によるものとする。

２．財務局契約工事

第○○条

（**社内検査の実施**）

この工事における社内検査については、設計図書によるほか、東京都港湾局長が定めた「鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領」及び東京都財務局長が定めた「鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領」によるものとする。

社内検査指定鋼けた製作等に関する各種検査等の取扱い

社内検査は、従来より受注者が自主的に行っているものであるが、その制度化は、受注者の自己責任による工事の品質の確保を一層明確にするとともに発注者の行う各種検査の省力化、効率化を図るものである。

検査の実施にあたり、検査職員は、原則として社内検査員の立会いを求め、以下の点に留意し取り扱うものとする。

１．原寸検査

各部材のとりあい関係や施工上の支障の有無等が N/C データ等の資料により確認できる場合は、床書き等による確認を省略することができる。

２．材料検査

材料検査の実施にあたっては、事前に使用材料の製造工場名、搬入時期、使用期間等を記入した一覧表を検査の執行区分別に受注者から提出させることとする。

検査は、社内検査の資料及び状況写真等を添付した品質確認書による検査を基本とする。

３．塗膜検査

塗膜検査は、事前に品質確認書を提出させ、社内検査員の立会いのうえ原則として工事場所で行うものとする。

ただし、財務局契約の工事における塗膜検査については、東京都財務局が定める「鋼けた製作に係る工場塗膜検査実施要領」に準じる。

４．仮組検査

仮組み検査は、事前に品質確認書を提出させ社内検査員の立会いのうえ従来どおり行う。

なお、仮組みに係わる材料は材料検査に合格したものを使用するものとする。

５．鋼けた製作等に係わる社内検査実施要領の第４「社内検査の方法」の記述内容のうち関係図書とは、以下のとおりである。

土木材料仕様書、港湾局材料検査実施基準、港湾局出来形管理基準、工事記録写真撮影基準、道路橋示方書・同解説（共通編・鋼橋編）、鋼道路橋施工便覧、鋼道路橋防食便覧等

別紙－２

材料承諾申請書等提出要領

材料承諾申請書等提出要領

27 港整技第 244 号
平成 28 年 3 月 31 日

１．材料承諾申請書の提出

（１）　「港湾局材料検査実施基準」の別表－１において、「提出書類の区分」欄のうち「承諾」の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。

（２）　「港湾局材料検査実施基準」の別表－２～３において、「検査の方法」欄のうち「照合」以外の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。

（３）　「港湾局材料検査実施基準」第７第３項の規程に基づき、同基準の別表－１～３に定めのない材料については、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定めることとしているが、その協議の結果、必要と認める場合は、承諾申請書を提出する。

（４）　品質管理基準に承諾申請書を提出することが定められている材料については、承諾申請書を提出する。

（５）　承諾申請書の様式は、「受注者等提出書類処理基準」統一２５号（(　) 承諾申請書）による。

２．監督員資料の提出

（１）　「港湾局材料検査実施基準」の別表－１において、「提出書類の区分」のうち「監督」の欄に○を付した材料は、監督員資料を提出する。

（２）　「港湾局材料検査実施基準」第７第３項の規程に基づき、同基準の別表－１～４に定めのない材料については、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定めることとしているが、その協議の結果、必要と認める場合は、監督員資料を提出する。

　なお、監督員資料は土木工事のみ提出する。

（３）　監督員資料の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式甲第１２８号（監督員資料提出届）による。

３．その他の資料の提出

（１）　土木工事においては、「港湾局材料検査実施基準」の別表－１に記載された材料で、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、同基準第７第１項の規程に基づき、材料検査に必要な資料を提出する。

　なお、この場合においても、使用材料が大量な場合や施工管理状況等により監督員が必要と認める場合は、適宜、承諾申請書、監督員資料の提出を求めるものとし、以下の例のような場合に適用する。

　①　通常使用される材料の量に比べて、大幅に多量の材料が使用される場合

　②　受注者の施工管理体制等により、事前に使用材料の確認が必要な場合

　③　材料（石材）等の産地の指定があり、事前に材料の産地の確認が必要な場合

（２）　「港湾局材料検査実施基準」の品質管理基準において、各種資料の提出が定められている材料については、同基準に定める様式に基づき必要な資料を提出する。

４．承諾申請書等の提出の参考とする資料

「港湾局材料検査実施基準」に定めのない材料について、承諾申請書又は監督員資料の提出の有無についての判断材料とするため、下記項目について事前に施工計画書に明示するなど、検査員又は監督員に報告することを求める。

（１）　メーカー名又は使用工場名（ＪＩＳ認定工場の写しの添付）

（２）　ＪＩＳ規格の二次製品（ＪＩＳ許可書の写しの添付）

（３）　その他必要な資料

５．承諾申請書等の添付書類

承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

材料承諾申請書等提出分類図

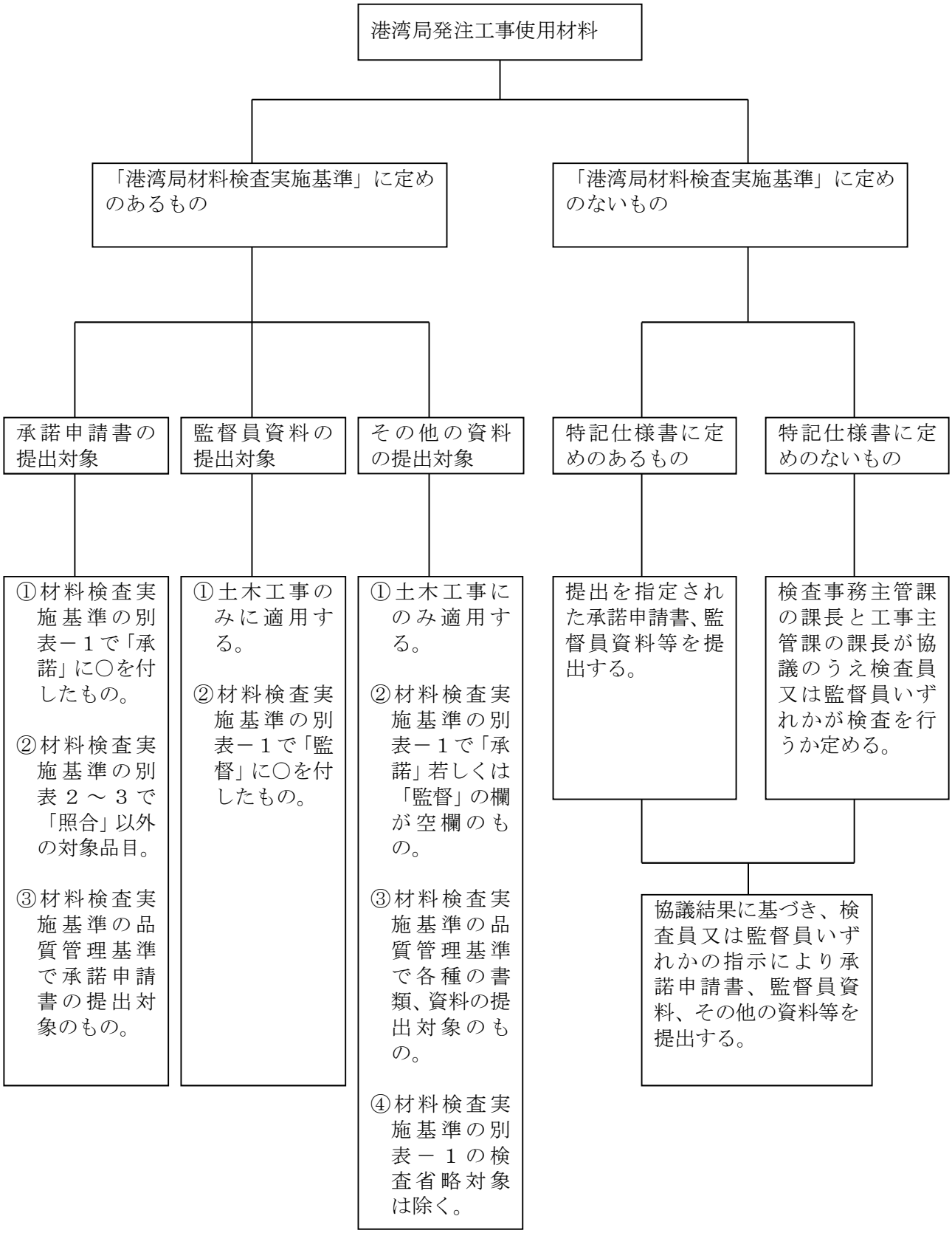

別紙－３

アスファルト事前審査制度について

アスファルト混合物事前審査制度実施要領

27 港整技第 244 号
平成 28 年 3 月 30 日

１　アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注単位ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む。以下「混合物という」）の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって各工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。

なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

２　品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都港湾局）により、以下のとおり行う。

⑴　工事の受注者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類（骨材及びアスファルト、混合物の配合設計及び基準密度等）の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証の写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。

⑵　混合物の製造プラント(以下プラントと言う)における品質管理（骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等）については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。

⑶　現場における品質管理（コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等）については、従来どおり行う。

３　認定証の発行

認定証は、別紙例のとおり、混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関として国土交通省関東地方建設局長が指定（平成２５年４月～平成２９年３月）した機関の「アスファルト混合物事前審査委員会（事務局；一般社団法人日本道路建設業協会関東支部）」の長が行い、有効期限は発行日から１年間である。

４　特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事を発注する時は、特記仕様書に下記の記載例により明示するとともに、別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都港湾局）を添付する。

〔特記仕様書記載例〕

第〇〇条　アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物

　受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は別添の「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」（東京都港湾局）によるものとする。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

1　アスファルト混合物　　東京都港湾局

工　種			試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
上層路盤工・基層工・表層工　アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・グースアスファルト混合物	材料	骨材	・比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ必要) ・すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ必要) 試験 ・そ性指数（ＰＩ） (ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞｽの場合のみ必要) ・粒　　度	便2-A001,A002 便2-A005 便4-F005 便2-A003	事前に審査	認定証（写）により確認
		フィラー	・水　　分 ・比　　重 ・粒　　度	便2-A010 便2-A010 便2-A009	事前に審査	認定証（写）により確認
		石油アスファルト類	・針　入　度 ・軟　化　点 ・伸　　度 ・三塩化エタン可溶分 ・引　火　点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度(動粘度又はｾｲﾎﾞﾙﾄﾌﾛｰﾙ秒) ・密　　度 ・タフネス・テナシティ ・粘　度　比（６０℃）	便2-A041 便2-A042 便2-A043 便2-A044 便2-A045 便2-A046 便2-A046 便2-A048 便2-A047 便2-A050 便2-A049 便2-A057 便2-A051	事前に審査	認定証（写）により確認
		混合物	・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	舗装施工便覧 便3-B008、土木材料仕様書	事前に審査 〃	認定証（写）により確認
			・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度 ・混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便2-A003 便2-A003 便4-G028、 便4-G029 便3-B008	「品質管理基準」による	プラントの自主管理

※注１　施工時における品質管理は「品質管理基準」による。

２　工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

３　便：舗装調査、試験法便覧((公社)日本道路協会)

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

2　再生アスファルト混合物　　東京都港湾局

工　種			試験（測定）項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
上層路盤工・基層工・表層工　再生アスファルト処理混合物・再生アスファルト混合物	材料	再生骨材	・アスファルト抽出後の骨材粒度 ・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量	便2-A003 便4-G028、便4-G029 便　2-A041　、ASTM D1856	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生用添加剤	・動粘度（６０℃） ・引火点 ・薄膜加熱後粘度比 ・薄膜加熱質量変化率	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証（写）により確認
		再生石油アスファルト	・針　入　度 ・軟　化　点 ・伸　　度 ・トルエン可溶分 ・引　火　点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘度(動粘度又はｾｲﾎﾞﾙﾄﾌﾛｰﾙ秒) ・密　　度 ・タフネス・テナシティ ・粘　度　比（６０℃）	便2-A041 便2-A042 便2-A043 便2-A044 便2-A045 便2-A046 便2-A046 便2-A048 便2-A047 便2-A050 便2-A049 便2-A057 便2-A051	事前に審査	認定証（写）により確認
		混合物	・混合物の配合設計 ・混合物の密度（基準密度）	舗装再生便覧 土木材料仕様書、便3-B008	事前に審査	認定証（写）により確認
			・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量 ・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度 ・再生骨材使用率 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便4-G028、 便4-G029 便　2-A041　、ASTM D1856 舗装再生便覧 便2-A003、 便4-G028、 便4-G029 便　2-A041　、ASTM D1856 便3-B008 土木材料仕様書	「品質管理基準」による	プラントの自主管理

※注１　施工時における品質管理は「品質管理基準」による。

２　工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データ及び管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

３　便：舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）

〔参考〕　　アスファルト混合物事前審査制度との比較

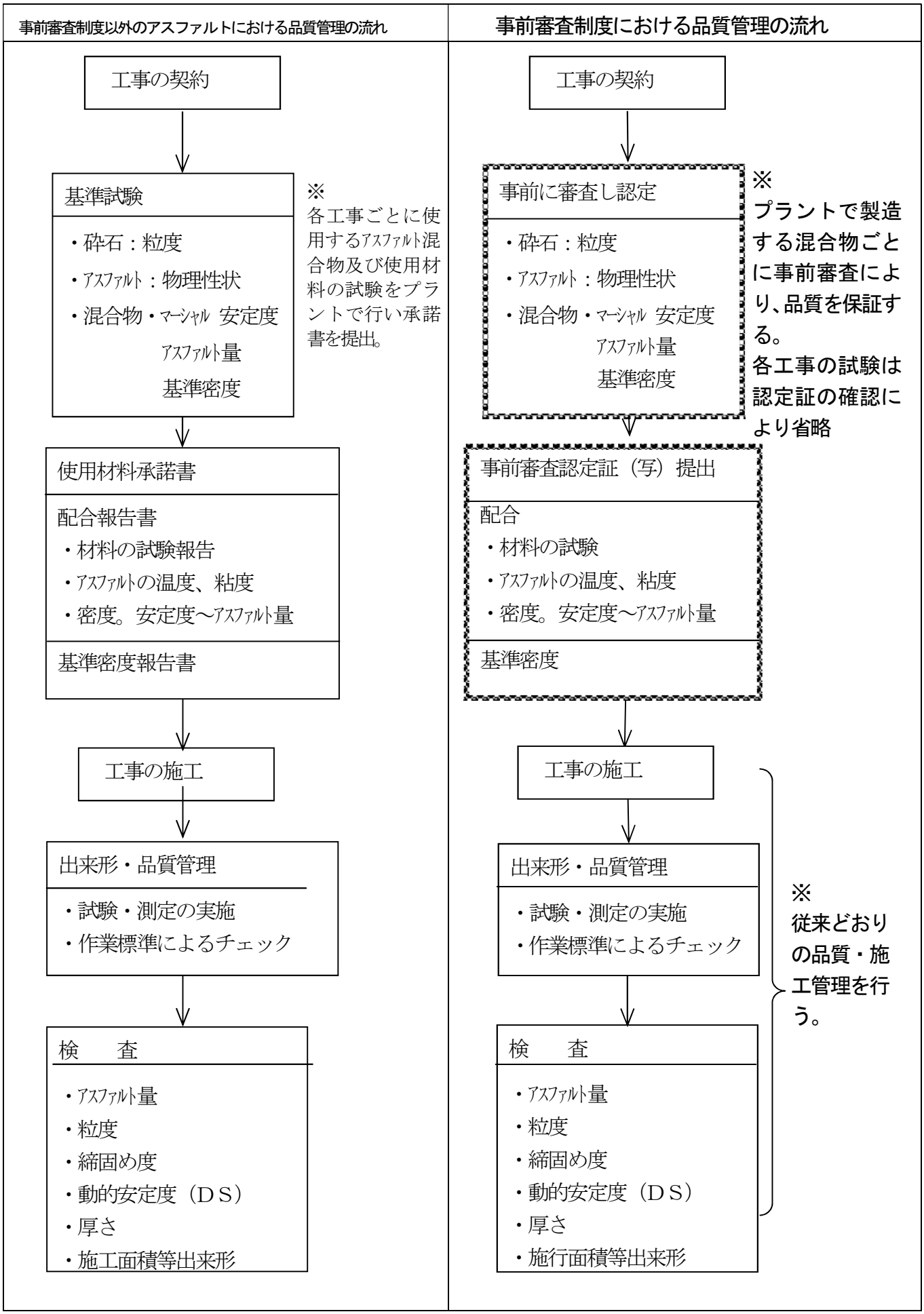

（別紙　例）

認定番号　８３１３－０１９－１４０６

認　　定　　証

○○○○(株)△△工場
工場長　□ □ □ □ 殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

平成○○年　○月○日

アスファルト混合物事前審査委員会
委員長　　達　下　文　一

記

番号	認定混合物記号	アスファルト混合物の名称
1	Ｖ－０１Ａ	都型アスファルト処理混合物(30)〔75回〕 40/60
2	Ｖ－０２Ａ(T)	粗粒度アスファルト混合物(20)〔75回〕 (T) 40/60
3	Ｖ－０３Ａ(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)〔75回〕(T)ポリマー改質Ⅱ型
4	Ｖ－０４Ａ	密粒度アスファルト混合物(20)〔75回〕40/60
5	Ｖ－０５Ａ	特別対策蜜粒度アスファルト混合物(20)〔75回〕ポリマー改質Ⅱ型
6	Ｖ－０６Ａ(T)	密粒度アスファルト混合物(13)〔75回〕(T) 40/60
7	Ｖ－０７Ａ(T)	特別対策蜜粒度アスファルト混合物(13)〔75回〕(T)ポリマー改質Ⅱ型
8	Ｖ－０８	細粒度アスファルト混合物(13)〔50回〕60/80
9	Ｖ－１１	透水性用開粒度アスファルト混合物(13)〔50回〕60/80
１０	Ｖ－１６	都市細粒度アスファルト混合物(5)〔50回〕 60/80
１１	Ｖ－１８Ａ	特別対策都型開粒度アスファルト混合物1号(13)〔75回〕ポリマー改質Ⅱ型
１２	Ｖ－１９	都型開粒度アスファルト混合物2号(13)〔50回〕60/80
１３	Ｖ－２１(K)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13)〔50回〕(K)ポリマー改質H型
１４	Ｖ－２１(T)	特別対策ポーラスアスファルト混合物(13)〔50回〕(T)ポリマー改質H型
１５		以　上
１６		

有　効　期　間	平成○○年○月○日 ～ 平成○○年○月○○日

(T)がついた混合物は東京都土木材料仕様書の基準値を満足するものである。
(K)がついた混合物は国土交通省関東地方整備局の基準値を満足するものである。
※国土交通省関東地方整備局の指定アスファルト混合物事前審査機関による委員会

事前審査認定アスファルト混合物（新規混合物）総括表

認定番号	8313-019-1406	混合所名	

認定証混合物番号	1 /21

混合物記号	V－０３A(T)	有　効　期　間	平成26年 7月 1日 ～ 平成27年 6月30日
混合物の名称	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)〔75回〕(T)ポリマー改質Ⅱ型		
最大粒径	２０　mm	突固め回数	７５　回
ｱｽﾌｧﾙﾄの種類	ポリマー改質Ⅱ型	配合設計年月	平成26年 2月

使用骨材の室内配合・材質・産地				現場配合		
骨材名	配合比 %	材質	産地	種別	配合比 %	計量値 kg
C－				5 ビン		
4号砕石				4 ビン	15.8	316
5号砕石	19.5	硬質砂岩	茨城県東茨城郡城里町	3 ビン	31.5	630
6号砕石	31.0	〃	栃木県下都賀郡岩舟町	2 ビン	18.6	372
7号砕石	16.0	〃	〃	1 ビン	25.3	506
ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞｽ						
砕砂	22.1	硬質砂岩	栃木県佐野白岩町	ダスト	0.4	8
細砂	7.4	山砂	千葉県市原市万田野	石粉	3.9	78
石粉	4.0	石灰岩	埼玉県秩父郡横瀬町	ｱｽﾌｧﾙﾄ	4.5	90
				改質材*		
計	100.0			計	100.0	2,000

通過質量百分率 %	ふるい目	室内配合	現場配合	確認抽出試験	粒度範囲
	37.5 mm				
	31.5 mm				
	26.5 mm	100.0	100.0	代表混合物により確認	100
	19 mm	99.8	99.4		95～100
	13.2 mm	81.4	82.6		70～90
	4.75 mm	49.1	48.9		35～55
	2.36 mm	29.7	30.3		20～35
	600 μm	17.2	18.2		11～23
	300 μm	12.5	12.8		5～16
	150 μm	6.6	7.3		4～12
	75 μm	4.3	4.4	3.5	2～7

		室内配合	現場配合	確認試験	基準値
アスファルト量	%	設計 4.5	設定 4.5		4.3～5.3(目標値)
マーシャル安定度試験	密度 g/cm³	2.395	2.398	代表混合物により確認	2.35以上
	理論密度 g/cm³	2.507	2.507		
	空隙率 %	4.5	4.3		3～7
	飽和度 %	69.8	70.7		65～85
	安定度 N	14.34	14.58		10.0以上
	フロー値 1/100cm	31	30		20～40
	残留安定度 %	—	—		
基準密度	g/cm³	—	2.398	—	2.35 以上
動的安定度	回/mm	—	8	6,000以上	3,000以上
透水係数	cm/sec	—	—	—	
混合物出荷目標温度	℃	175 ± 10			

＊：プラントミックスタイプの改質材を使用の場合、現場配合の配合比および計量値は、その固形分を表示してある。

品　質　管　理　基　準

（注）

1．「指定された試験研究機関」とは、原則として公的な第三者試験研究機関をいう。

ただし、公的な第三者試験研究機関の所在地が、材料の搬入経路から特に離れている場合など、現場条件から利用しにくい場合は、大学の研究室又は試験設備を有する製造業者等を利用できるものとする。

なお、試験設備を有する製造業者等を利用する場合は、事前に監督員と協議を行い、承諾を得た後、受注者の責任において立会いを行った上で、監督員へ報告するものとする。

2．（試）の表示のある 「指定された試験研究機関で試験を受ける材料」 の試料採取・供試体の作成については、監督員の指示を受けること。

3．指の表示のある 「試験（ 測定）項目」 の試験（測定）にあたっては、試料採取箇所の指定、立会いの有無等について、監督員の指示を受けること。

4．アスファルト混合物事前審査制度実施要領に基づき、事前審査を行ったものについては試験成績表等の提出を省略できるものとする。

5．舗装工事における工事規模の考え方は、次のとおり（「舗装施工便覧 １０－２－２ 管理の考え方」参照。）。

中規模以上の工事：管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が１００００㎡ 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が３０００ｔ以上の場合が該当する。

小規模工事：管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。

① 施工面積で 1000 ㎡ 以上 10000 ㎡ 未満

② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3000t 未満

ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。

１） アスファルト舗装： 同一配合の合材が 100t 以上のもの。

ごく小規模な工事： 小規模工事未満の工事で、管理結果を施工に反映させることが困難な工事を言い、同一工種の施工が１ ～ ２日程度で完了する場合が該当する。

6．試験（ 測定） 方法欄における「便」とは、「舗装調査・試験法便覧（ 社）日本道路協 会」をいう。

7．適用欄における「コ示施工編」とは、「2017 年制定コンクリート標準示方書（施工編）」を示す。

8．適用欄における 品質証明書等とは、工場の社内規格に基づいた「強度管理表」及び「強度管理図」（それぞれ過去２ヶ月間程度）をまとめたものを示す。

9．本基準に記載の無い工種における品質管理については、国土交通省の品質管理基準及び規格値を準用する。

1 アスファルト舗装の品質管理（下層路盤工）

工 種			試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
下層路盤工（クラッシャラン・道路用鉄鋼スラグ・再生クラッシャラン）	材料	クラッシャラン	すりへり減量	便2-A005	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表（供給者別）により判定する。 ・必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425μm ふるい通過部分の塑性指数を確認する。	
			粒度	便2-A003			
			修正CBR	便4-E001			
		道路用鉄鋼スラグ	(試)呈色判定	便4-E002	・300m3 に1 回、指定された試験研究機関に、試料(25kg)を送り呈色判定試験を受ける。 (試験省略限度30m3) ・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。 ・ただし、呈色判定は、試験研究機関の試験結果により判定する。なお、試験省略限度以下の場合は、試験成績表を提出し、それにより判定する。	
			製鋼スラグの水膨張性	便4-E004			
			粒度	便2-A003			
			修正CBR	便4-E001			
		再生クラッシャラン	比重及び吸水率	便2- A001、A002	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。 ・必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425μm ふるい通過部分の塑性指数を確認する。	
			すりへり減量	便2-A005			
			粒度	便2-A003			
			修正CBR	便4-E001			
			塑性指数	便4-F005			
					※「便」は、舗装調査・試験法便覧を示す		
	施工		(指)締固め度 (現場密度の測定)	便4-G021	3,000㎡以下の工事（ただし維持工事は除く）は1工事につき3箇所とする。 なお、3,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1箇所ずつ追加する。 (例) 3,000m2以下:3箇所 6,000m2:6箇所 10,000m2:10箇所 締固め度（%） 最大乾燥密度の93 % 以上 X10 95 %以上 X6 96 %以上 X3 97 %以上 （例） ・3～5 箇所:X3を適用 ・6～9 箇所:X6 を適用 ・10 箇所以上:X10 を適用	・試験結果表により確認する。 （例1）4箇所の場合 4箇所の平均値X_4が規格値X_3を満足するか確認し、満足しない場合は、追加試料を2箇所で採取し、6個の平均値X_6が規格値X_6を満足していればよい。 （例2）7箇所の場合 7箇所の平均値X_7が規格値X_6を満足するか確認し、満足しない場合は、追加試料を3箇所で採取し、10個の平均値X_{10}が規格値X_{10}を満足していればよい。	締固め度は10箇所の測定値の平均値X_{10} が規格値を満足しなければならない。 施工規模により、10箇所の測定値が得がたい場合は、測定値の平均値X_nが規格値X_3 を満足していなければならないが、規格値X_3 をはずれた場合は、追加で試料を採取の上、6個の平均値X_6を満足していればよい。

工　種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
下層路盤工（クラッシャラン・道路用鉄鋼スラグ・再生クラッシャラン）	施工	プルーフローリング	便4-G023	・下層路盤仕上げ後、全幅全区間について実施する。		・締固め状態の確認試験である。 ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
		平板載荷試験	便1-S042	・500m^2 につき1 回の割合で行う。	・試験結果表により確認する。	・確認試験である。 ・セメントコンクリート舗装の路盤に適用する。 ・必要に応じて行う。
		粒度	便2-A003	・異常が認められたとき。 ・基準値は土木材料仕様書による。	・試験結果表により確認する。	
		塑性指数	便4-F005	・異常が認められたとき。 ・塑性指数:6%以下	・試験結果表により確認する。	
		含水量	便4-F003	・異常が認められたとき。	・設計図書による。 ・試験結果表により確認する。	

2 アスファルト舗装の品質管理(上層路盤工)

工 種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工(粒度調整砕石・粒度調整鉄鋼スラグ)	材料	再生粒度調整砕石 粒度調整砕石	比重及び吸水率	便2- A001、A002	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判断する。 ・必要と認めたときは、ふるい分け試験を行い425μm ふるい通過部分の塑性指数を確認する。	
			すりへり減量	便2-A005			
			塑性指数	便4-F005			
			粒度	便2-A003			
			最大乾燥密度	便4-F007			
			修正CBR	便4-E001			
		粒度調整鉄鋼スラグ	粒度	便2-A003	・300m^3 に1 回、指定された試験研究機関に、試料(25kg)を送り呈色判定試験を受ける。 (試験省略限度30m^3) ・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。 ・ただし、呈色判定は、試験研究機関の試験結果により判定する。なお、試験省略限度以下の場合は、試験成績表を提出し、それにより判定する。	
			塑性指数	便4-F005			
			最大乾燥密度	便4-F007			
			修正CBR	便4-E001			
			製鋼スラグ水浸膨張性	便4-E004			
			(試)呈色判定試験	便4-E002			
			一軸圧縮試験	便4-E003			
			単位容積質量試験	便2-A023			

工　種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工（粒度調整砕石・再生粒度調整砕石・粒度調整鉄鋼スラグ）	施工	(指)締固め度 (現場密度の測定)	便4-G021	3,000㎡以下の工事(ただし維持工事は除く)は1工事につき3箇所とする。 なお、3,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1箇所ずつ追加する。 (例) 3,000m2以下:3箇所 6,000m2:6箇所 10,000m2:10箇所 締固め度(%) 最大乾燥密度の93 % 以上 X_{10} 95 %以上 X_6 95.5 %以上 X_3 96.5 %以上	・試験結果表により確認する。	それぞれの測定箇所数と規格値の考え方は下層路盤工によること。
		粒度(2.36mm)	便2-A003	・中規模以上の工事:定期的または随時(1 回～2 回／日) ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 ・基準値は土木材料仕様書による。	・試験結果表により確認する。	
		粒度(75μm)				
		平板載荷試験	便1-S042	・500m^2 につき1 回の割合で行う。	・試験結果表により確認する。	・セメントコンクリート舗装の路盤に適用する。 ・必要に応じて行う。
		塑性指数	便4-F005	・観察により異常が認められたとき。	・試験結果表により確認する。	
		含水量	便4-F003	・観察により異常が認められたとき。	・試験結果表により確認する(設計図書)	

工 種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工(セメント処理混合物)	材料	骨材	すりへり減量(単粒度砕石の場合のみ必要)	便2-A005	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。 ・だたし、必要と認めたときは突固め試験を行う。	
			粒度	便2-A003			
		セメント	セメントの圧縮強さ、その他の物理試験	便2-A091			
		フライアッシュ	粉末度	JIS A 6201			
			湿分	JIS A 6201			
			強熱減量	JIS A 6201			
		石炭・石粉	水分	便2-A012			
			比重	便2-A010			
			粒度	便2-A009			
		混合物	最大乾燥密度	便4-E011			
			粒度	便2-A003			
			含水比	便2-F003			
			一軸圧縮試験	便4-E013			
			骨材の修正CBR 試験	便4-E012			
			塑性指数	便4-F005			
	施工		(試)圧縮強度・密度	便4-E013	施工前及び材料変更時 ・100m3 に1 回の割合で指定された試験研究機関に試料(3 本／回)を送り試験を受ける。(試験省略限度30m3) ・基準値は土木材料仕様書による。	・試験研究機関の試験結果により判定する。 ・試験省略限度以下の場合は、試験成績表を提出し、それにより判定する。	土木材料仕様書「セメント処理混合物」

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工(セメント処理混合物)	施工	(指)締固め度 (現場密度の測定)	便4-G021	3,000㎡以下の工事(ただし維持工事は除く)は1工事につき3箇所とする。 なお、3,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1箇所ずつ追加する。 (例) 3,000m2以下:3箇所 6,000m2:6箇所 10,000m2:10箇所 締固め度(%) 最大乾燥密度の93 % 以上 X_{10} 95 %以上 X_6 95.5 %以上 X_3 96.5 %以上	・試験結果表により確認する。	それぞれの測定箇所数と規格値の考え方は下層路盤工によること。
		粒度(2.36mm)	便2-A003	・中規模以上の工事:定期的または随時(1 回～2 回／日) ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 ・基準値は土木材料仕様書による。	・試験結果表により確認する。	
		粒度(75μm)				
		含水量	便4-F003	・観察により異常が認められたとき。	・設計図書による。 ・試験結果表により確認する。	
		セメント量試験	便4-G024、G025	・中規模以上の工事:異常が認められたとき(1～2 回／日) ・基準値は土木材料仕様書による。	・試験結果表により確認する。	

3 アスファルト舗装の品質管理（上層路盤・基層・表層工）

工 種			試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工（アスファルト混合物・グースアスファルト混合物）	材料	骨材	比重及び吸水率（単粒度砕石の場合のみ必要）	便2- A001、A002	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表（供給者別）により判定する。	
			すりへり減量（単粒度砕石の場合のみ必要）	便2-A005			
			塑性指数（ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞｽの場合のみ必要）	便4-F005			
			粒度	便2-A003			
			骨材の単位容積重量試験	便2-A023			
			骨材の形状試験	便2-A008	・細長あるいは扁平な石片10％以下		
			骨材の中に含まれる粘土の塊質量の試験	JIS A 1137	0.25％以下		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12％以下		
		フィラー	水分	便2-A012	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表（供給者別）により判定する。	
			比重	便2-A010			
			粒度	便2-A009			
			塑性指数	便2-A011	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表（供給者別）により判定する。	・火成岩を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。
			フロー試験	便2-A016			
			水浸誇張試験	便2-A013			
			剥離抵抗性試験	便2-A014			
上層路盤工・基層・表層工（アスファルト混合物・グースアスファルト混合物）	材料	石油アスファルト	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			伸度	便2-A043			
			トルエン可溶分	便2-A044			
			引火点	便2-A045			
			薄膜加熱質量変化率	便2-A046			
			薄膜加熱針入度残留率	便2-A046			
			蒸発質量変化率	便2-A047			
			粘度（動粘度）	便2-A050			
			密度	便2-A049			

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工（アスファルト混合物・グースアスファルト）	材料	ポリマー改質アスファルトⅠ型	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			伸度	便2-A043			
			引火点	便2-A045			
			薄膜加熱質量変化率	便2-A046			
			薄膜加熱針入度残留率	便2-A046			
			タフネス	便2-A057			
			テナシティ				
		ポリマー改質アスファルトⅡ型	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			伸度	便2-A043			
			引火点	便2-A045			
			薄膜加熱質量変化率	便2-A046			
			薄膜加熱針入度残留率	便2-A046			
			タフネス	便2-A057			
			テナシティ				
上層路盤工・基層・表層工（アスファルト混合物・グースアスファルト）	材料	トリニダッドレイクアスファルト	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			引火点	便2-A045			
			蒸発質量変化率	便2-A047			
			密度	便2-A049			
		硬質アスファルト（グースアスファルト）	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	・本表は、橋面舗装用として、石油アスファルトとトリニダットアスファルトの混合アスファルトに適用する。
			軟化点	便2-A042			
			伸　度	便2-A043			
			引火点	便2-A045			
			蒸発質量変化率	便2-A047			
			密　度	便2-A049			

工種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物 (アスファルト混合物・グースアスファルト混合物)	材料	ポリマー改質アスファルトⅢ型―W (付着性改善アスファルト)	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			伸度	便2-A043			
			引火点	便2-A045			
			薄膜加熱質量変化率	便2-A046			
			薄膜加熱針入度残留率	便2-A046			
			タフネス	便2-A057			
			テナシティ				
			60℃粘度・密度	便2-A049 便2-A051			
		ポリマー改質アスファルトH型 (高粘度改質アスファルト)	針入度	便2-A041	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験研究機関の試験結果により判定する。	
			軟化点	便2-A042			
			伸度	便2-A043			
			薄膜加熱質量変化率	便2-A046			
			薄膜加熱針入度残留率	便2-A046			
			タフネス	便2-A057			
			テナシティ				
			60℃粘度・密度	便2-A049 便2-A051			
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物 (アスファルト混合物・グースアスファルト混合物)	材料	アスファルト混合物・アスファルト処理混合物	(指)混合物の配合設計	舗装施工便覧	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する(粘度・温度関係図を含む)。	・土木材料仕様書と照合して適合性を確認し承諾する。 ・試験研究機関の試験結果により判定する。 ・省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。 ・骨材粒度、アスファルト量については配合報告書と照合し判定する。	特に必要と認める場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。
			骨材の粒度	便2-A003	2回／日		
			混合物の骨材粒度及びアスファルト量	便2-A003 便4-G028 便4-G029	1回／日(排出口)		
			混合物の密度	便3-B008 土木材料仕様書	2回／日、午前、午後		
			基準密度		土木工事材料仕様書による		
			混合物の密度		1回／車(車の出発時)		基準密度設定に必要な日々管理の記録は、基準密度報告書に添付する。 基準密度試験の省略については、東京都土木工事標準仕様書を参照
					品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。		

工種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・グースアスファルト混合物)	材料	アスファルト混合物・アスファルト処理混合物	(試)混合物の骨材粒度	便2-A003	・アスファルト混合物、アスファルト処理混合物、半たわみ性舗装用アスファルト混合物、保水性舗装用アスファルト混合物、二層式低騒音舗装用アスファルト混合物は、3,000m^2 に1 組(3個以上／組、省略限度500m2)の割合でコアを採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受ける。 (土木材料仕様書 瀝青材料の検査要領)	・試験研究機関の試験結果により判定する。 ・省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。 ・骨材粒度、アスファルト量については配合報告書と照合し判定する。	試料の採取方法は、土木材料仕様書による。
			(試)混合物のアスファルト量	便4-G028 便4-G029			
上層路盤工・基層・表層工 (アスファルト処理混合物・アスファルト混合物・グースアスファルト混合物)	材料	グースアスファルト混合物	(試)グースアスファルト混合物の配合設計	舗装施工便覧	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。	土木材料仕様書と照合して適合し、適合性を確認し承諾を受ける。 試験期間の試験結果により判定する。	・建設局橋面舗装設計施工要領による。 ・本表は、橋面舗装のレベリング層に適用する。 ・測定箇所は、監督員の指示による。
			骨材の粒度	便2-A003	2回／日、午後、午後(ﾎｯﾄﾋﾟﾝ)		
			骨材の温度		必要に応じ実施		
			アスファルトの温度		必要に応じ実施		
			混合物分析	JIS A 1102	必要に応じ実施		
			混合物の温度		1日／車(ｸｯｶ内)		
					品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。		
			(試)混合物の骨材粒度	便2-A003	100tに1回の割合で試料(4kg)を採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受ける。 (試験省略限度なし)		
			(試)混合物のアスファルト量	便4-G028 便4-G029			
			到着温度、流し込み温度、仕上げ終了時の温度及びリュエル流動性	便3-C001 便3-C002	・到着温度はクッカごとに、その他は随時測定する。	・「搬入舗設状況報告書」により確認する。	
			(指) 厚さ			・立会確認により判定する。	

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工 （アスファルト処理混合物・グースアスファルト混合物 アスファルト混合物 ）	材料	再生加熱アスファルト混合物・再生加熱アスファルト処理混合物	再生混合物の配合設計	舗装再生便覧	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する(粘度・温度　関係図を含む)	・土木材料仕様書と照合して適合性を確認し承諾する。 ・試験研究機関の試験結果により判定する。 ・省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。骨材粒度、アスファルト量については、配合報告書と照合し判定する。	・特に必要と認める場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。 注) ・再生ｱｽﾌｧﾙﾄの試験、石油ｱｽﾌｧﾙﾄの種類(40～60)の全項目について行う。
			再生混合物の製造前		1回／製造前		
			再生骨材のアスファルト抽出後の骨材粒度	便2-A003			
			旧アスファルト含有量	便4-G028 便4-G029			
			旧アスファルトの針入度	便2-A041 ASTM D 1856			
			再生骨材の洗い試験で失われる量	舗装再生便覧			
			再生用添加剤 (60℃動粘度、引火点、薄膜加熱後粘度比、薄膜加熱質量変化率)	JIS K 2283 JIS K 2207 JIS K 2283 JIS K 2207	1回1ロット （供給者別）		
			再生アスファルト	JIS K 2207	1回/製造前		
			再生混合物の製造中				
			旧アスファルトの含有量	便4-G028 便4-G029	1回／500t ただし、1日間の製造量が500tも満たない場合は、1回／2日		
			旧アスファルトの針入度	便2-A041 ASTM D 1856			
			洗い試験で失われる量	舗装再生便覧			
			混合温度		自記記録による。		・基準密度測定に必要.な日々管理の記録は、基準密度報告書に添付する。 ・基準密度試験の省略については、東京都土木工事標準仕様書を参照。 ・試料の採取は土木材料仕様書による。
			再生混合物の骨材粒度及び再生アスファルト量	便2-A003 便4-G028 便4-G029	抽出による場合:1回／1日 自記記録による場合:全数 ただし、混合物製造開始直後及び500tに1回は抽出を併用し、自記記録と対比確認する		
			再生混合物から回収した再生アスファルトの針入度	便2-A041 ASTM D 1856	1回／混合物製造開始直後及び1回／500t		
			再生骨材使用率		自己記録(全バッチ)		
			混合物の密度	土木材料仕様書 便3-B008	2回／日、午後・午前		
			基準密度		土木工事材料仕様書による		
			混合物の密度		必要と認めた時		
					品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提供する(自記記録装置による記録を含む)。		
	施工		(試)再生混合物の骨在粒度	便2-A003	再生加熱アスファルト混合物、再生加熱アスファルト処理混合物は、3,000m2 に1組(3個以上／組 試験省略限度500m2)の割合でコアを採取し、指定された試験研究機関に送り試験を受ける。	・試験研究機関の試験結果により判定する。	
			(試)　再生混合物のアスファルト量	便4-G028 便4-G029			

工　種			試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
上層路盤工・基層・表層工（アスファルト混合物・グースアスファルト混合物）	施工	アスファルト舗装・再生加熱アスファルト舗装	到着温度、敷均し温度及び転厚終了時の温度	・温度計による。	・到着温度は運搬車ごとに、その他は随時測定する。 ・配合設計で決定した温度。	「搬入舗設状況報告書」により確認する。	
			（指）コア採取・締固め度（密度）	土木材料仕様書 便4-G005 便3-B008	・3000㎡以下の工事（ただし維持工事は除く）は1工事につき3個採取する。 なお、3000㎡を超える場合は1000㎡ごとにコアを1個ずつ追加で採取する。 (例) 3,000m2以下：3個 6,000m2：6個 10,000m2：10 個 ・採取したコアは、出来形管理の厚さ測定後、品質管理の密度試験を行う。	立会確認するか、試験研究機関を指定して、その試験結果で確認する。	橋面舗装には適用しない。 ・採取箇所は監督員の指示による。
			（指）円柱供試体採取・動的安定度	土木材料仕様書 便3-B003 舗装の構造に関する技術基準	・2,000m2 に1 個の割合で、円柱供試体（直径20cm×5cm）を採取し、ホイールトラッキング試験を行う（試験省略限度500m2 未満）動的安定度は、3,000 回／mm 以上とする。		・ポリマー改質アスファルトⅡ型を用いたアスファルト混合物に適用する。 ・採取箇所は監督員の指示による。

締固め度、粒度、アスファルト量の規格値

工種		試験（測定）対象			単位	規格値				試験（測定）頻度等	摘要
		試験（測定）項目		試験（測定）方法		個々の測定値	X3（3個の平均値）	X6（6個の平均値）	X10（10個の平均値）		
上層路盤・基層・表層	施工	ｱｽﾌｧﾙﾄ処理混合物	（指）締固め度		土木材料仕様書	%	—	96.5 以上	96 以上	96 以上	1.締固め度は、1000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。 2.基準密度は、基準密度報告書を作成し承諾を受ける（省略限度300㎡未満）。	
			（試）粒度	2.36mm		%	—	-8.5～12.5	-9.5～13.5	—	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、3000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量の規格値は、配合設計に対するものである。
				75μm		%	—	-3.5～4.5	-4.0～5.0	—		
			（試）ｱｽﾌｧﾙﾄ量			%	—	-0.7 以上	-0.8 以上	—		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物 再生加熱アスファルト混合物	（試）締固め度（歩道舗装）			%	—	96.5 以上 （93 以上）	96 以上	96 以上	1.締固め度は、1000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。 2.基準密度は、基準密度報告書を作成し承諾を受ける（省略限度300㎡未満）。	
			（試）粒度	2.36mm		%	—	-7.0～11.0	-7.5～11.5	—	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、3000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量の規格値は、配合設計に対するものである。
				75μm		%	—	-3.0～4.0	-3.5～4.5	—		
			（試）ｱｽﾌｧﾙﾄ量			%	—	±0.50 以内	±0.50 以内	—		
			（試）動的安定度			回/mm	3000以上	—	—	—	ポリマー改質アスファルトⅡ型を用いたアスファルト混合物を使用した場合は、2000㎡に1個の割合で円柱供試体（直径20cm×5cm）を採取し、ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験を行う（試験省略限度500㎡未満）。	

工　種		試験（測定）項目		試験（測定）方法	管理基準		確認方法	摘要
二層式低騒音舗装（表層）	材　料 本記載にないものは、二層式低騒音舗装（車道）設計・施工要領（案）による。	骨材	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用する骨材	本基準による（表層工）				
		ﾌｨﾗｰ	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用するﾌｨﾗｰ	本基準による（表層工）				
		ｱｽﾌｧﾙﾄ	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用するｱｽﾌｧﾙﾄ	本基準による（表層工）				
			上層ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用する高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型の物理性状	便2－A017　便2－A041 便2－A042　便2－A045 便2－A046　便2－A049 便2－A051　便2－A053 便2－A062　便2－A063T	1.「設計・施工要領(案) 第３章３－２－１ アスファルト」の表－3.2.1 高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型の物理性状に示す項目について実施。 2.バインダ曲げ試験およびDSRによる試験は、高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型とポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型との両者について実施する比較試験とする。			・配合報告書へ添付する。
		ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	（指）配合設計	土木材料仕様書 土木工事施工管理基準 舗装設計施工指針 舗装設計便覧 舗装施工便覧	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。		1.土木材料仕様書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。 4.試験省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。 5.骨材粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、配合報告書と照合し判定する。	・特に必要と認める場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。
			骨材の粒度	便2－A003	試験は、2回/日行う。	品質管理として生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。		
			骨材の加熱温度		試験は、1回/日行うか、または自記記録とする。			
			ｱｽﾌｧﾙﾄの溶解温度		試験は、1回/時間行うか、または自記記録とする。			
			骨材粒度およびｱｽﾌｧﾙﾄ量	便2－A003 便4－G028 便4－G029	試験は、1回/日（排出口）行う。	品質管理として生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。	1.土木材料仕様書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。 4.試験省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。 5.骨材粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、配合報告書と照合し判定する。	
			密度	土木材料仕様書	試験は、2回/日　午前、午後行う。			・基準密度設定に必要な日々管理の記録は、基準密度報告書に添付する。
			基準密度		土木工事標準仕様書による			
			混合物の温度		試験は、1回/車（車の出発時）行う。			
			連続空隙率	便3－B011	試験は適宜行う。			・配合報告書へ添付する。
			ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験（標準、水浸）	便3－B003　便3－B004	1.上層用ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物について行う。 ①　使用する高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物および同一配合組成のポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物に対するﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験（標準、水浸）。 ②　高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物とポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物との比較試験とする。 2.下層用ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物について行う。 3.″上層用ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物＋下層用ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物″を一体とする供試体について行う。			・配合報告書へ添付する。
			透水係数	便1－S025	試験は適宜行う。			・配合報告書へ添付する。

工　種		試験（測定）項目		試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
二層式低騒音舗装（表層）	材　料 本記載にないものは、二層式低騒音舗装（車道）設計・施工要領（案）による。	ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	骨材飛散抵抗性（ねじれ抵抗性試験）	舗装性能評価法別冊第2章 1．1－3	1.上層ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物について行う。 ①　使用する高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物および同一配合組成のポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物に対するねじれ抵抗性試験。 ②　高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物とポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物との比較試験とする。 2.″上層用アスファルト混合物＋下層用アスファルト混合物″を一体とする供試体について行う。 3.他の試験方法による場合には、回転ホイールトラッキング試験との関連がわかる資料を提出する。		・配合報告書へ添付する。
			低温カンタブロ試験	便3－B010	1.上層ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物について行う。 ①　使用する高耐久性ポリマー改質アスファルトH型のポーラスアスファルト混合物および同一配合組成のポリマー改質アスファルトH型のポーラスアスファルト混合物に対する低温カンタブロ試験。 ②　高耐久性ポリマー改質アスファルトH型のポーラスアスファルト混合物とポリマー改質アスファルトH型のポーラスアスファルト混合物との比較試験とする。		・配合報告書へ添付する。
			ﾏｰｼｬﾙ試験（水浸）	便3－B001	”二層式低騒音舗装用のｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に関するその他の性能報告書”として提出。		・水浸についてデータがある場合、配合報告書に添付する。
			曲げ試験	土木材料仕様書（半たわみ性アスファルト混合物の曲げ試験方法） 便3－B005			・データがある場合、配合報告書に添付する。
			繰返し曲げ試験（標準・水浸）	便3－B018T			
			ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験	便3－B002			
			凍結融解試験				

工　種		試験（測定）対象			単位	規格値			試験（測定）頻度等	摘要
		試験（測定）項目		試験（測定）方法		個々の測定値	X3（3個の平均値）	X6（6個の平均値）		
二層式低騒音舗装（表層）	施　工 本記載のないものは、二層式低騒音舗装（車道）設計・施工要領（案）による。	施工したｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	(指)　締固め度	二層式低騒音舗装（車道）設計・施工要領（案）	%	—	96.5 以上	96 以上	1.密度と締固め度は、合成密度を基本とする。 2.締固め度は、1,000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。 3.基準密度は、基準密度報告書を作成し承諾を受ける（省略限度300㎡未満）。	
			(試)粒度　2.36㎜		%	—	-7.0～11.0	-7.5～11.5	1.試験は、3,000㎡に試料1組（3箇所以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で採取し行う。 2.採取試料は、切取り供試体ではなく、現場搬入材料を採取し、作製した供試体とする。	粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量の規格値は、配合設計に対するものである。
			75μm		%	—	-3.0～4.0	-3.5～4.5		
			(試)ｱｽﾌｧﾙﾄ量		%	—	±0.50 以内	±0.50 以内		
			(指)　動的安定度	便3－B003	○　試験は、 上層ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物単独（厚さ5cm）、 下層ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物単独（厚さ5cm）、 上層＋下層の二層アスファルト混合物（厚さ7cm） のそれぞれについて行う。				1.試験は、2,000㎡に試料1組（左記の3種類）の割合で採取し行う（試験省略限度500㎡未満）。なお、1個の供試体は、30cm×30cm×（左記の厚さ）とする。 2.採取試料は、現場搬入材料を採取し作製した供試体とする。ただし、上層＋下層の二層アスファルト混合物の採取試料については、舗装に影響が無く切り取りできるのであれば、現場切取り供試体でもよい。	
					回/㎜	3,000 以上	—	—		
二層式低騒音舗装（表層）	施　工 本記載のないものは、二層式低騒音舗装（車道）設計・施工要領（案）による。	施工したｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	(指)骨材飛散抵抗性（ねじれ抵抗性試験）	舗装性能評価法別冊　1－3	㎜	1.上層アスファルト混合物として使用する高耐久性ポリマー改質ｱｽﾌｧﾙﾄH型のポーラスアスファルト混合物に対する試験とする。 2.品質管理試験で実施した試験結果を含め整理し、報告する。			1.試験は、2,000㎡に試料1個（30cm×30cm×5cm）の割合で採取し行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.採取試料は、現場切取り供試体ではなく、現場搬入材料を採取し、作製した供試体とする。	報告事項
			(指)低温カンタブロ試験	便3－B010	%				1.試験は、2,000㎡に試料1組（3箇所以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で採取し行う。 2.採取試料は、切取り供試体ではなく、現場搬入材料を採取し、作製した供試体とする。	報告事項
			施工時のアスファルト混合物の温度		℃	配合報告書と照合して、適合性を確認し判定する。			1.プラント出発時、現場到着時を各車ごとに測定。 2.敷均し時、初期転圧時、二次転圧時、仕上げ転圧時、転圧終了時、交通開放時に測定。	報告事項
		(指) 道路交通騒音（Leq）		便1－S071	dB	— （実施の有無は、特記仕様書による）			1.測定は、施工前後、各1か所（同一測定個所）実施する。 2.測定回数は、6回以上（24時間） 3.測定箇所は、監督員の指示による。	測定結果を監督員へ報告すること。
		(指) ﾀｲﾔ/路面騒音（Leq）		舗装性能評価法 3－1	dB	— （実施の有無は、特記仕様書による）			1.測定は、施工前後、 2測線（100m/1測線）について実施する。なお、通常は、1測線1車線の計2車線とし、上り、下りの両線を施工する場合は、各線において実施する。 2.測定箇所は、監督員の指示による。	測定結果を監督員へ報告すること。

工　種		試験（測定）項目		試験（測定）方法	管理基準		確認方法	摘要
保水性舗装（表層）	材　料 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	骨材	母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用する骨材	本基準による(表層工)				
		ﾌｨﾗｰ	母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用するﾌｨﾗｰ	本基準による(表層工)				
		ｱｽﾌｧﾙﾄ	母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に使用するｱｽﾌｧﾙﾄ	本基準による(表層工)				
		母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	（指）　配合設計	舗装施工便覧	配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。 （粘度・温度関係図を含む）		1.土木材料仕様書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。 4.試験省略限度以下の場合は、日々管理の記録により判定する。 5.骨材粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、配合報告書と照合し判定する。	・特に必要と認める場合は、特記仕様書に基づき、試験練りを行い確認する。
			骨材の粒度	便2－A003	試験は、2回/日行う。	1.品質管理として、生産者が試験を行い、日々管理の記録を作成し、提出する。		
			骨材の加熱温度		試験は、1回/日行うか、または自記記録とする。			
			ｱｽﾌｧﾙﾄの溶解温度		試験は、1回/時間行うか、または自記記録とする。			
			骨材粒度およびｱｽﾌｧﾙﾄ量	便2－A003 便4－G028 便4－G029	試験は、1回/日（排出口）行う。			
			密度	便3－B008 土木材料仕様書	1.試験は、2回/日午前、午後行う。			基準密度設定に必要な日々管理の記録は、基準密度報告書に添付する。
			基準密度		土木工事標準仕様書による			
保水性舗装（表層）	材　料 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	混合物の温度		試験は、1回/車（車の出発時）行う。			
			連続空隙率	便3－B011	試験は適宜行う。			
			ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験（標準・水浸）	便3－B003　便3－B004	試験は適宜行う。			・水浸については、データがある場合に報告。
			透水係数	便1－S025	試験は適宜行う。			
		保水材	(指)配合設計		1.配合報告書を作成し、承諾申請書を提出する。 2.配合報告書には、関係する資料を添付する。	設定した母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に対する保水材の品質管理として、施工者が試験を行い報告する。	1.配合報告書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。	
			流動性試験	便3－C041	試験は１配合につき３回以上行う。			
			曲げ試験	便3－C042	試験は、1組（3個以上/1組）以上行う。			
			吸水性能試験	都の規定する『保水材の吸収性能試験』による。 保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）別紙－２・１				
		保水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	ﾏｰｼｬﾙ試験（標準・水浸）	便3－B001	1.保水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の強度・保水性能、母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物に対する保水材の使用量等に関する報告書（以下、保水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の性能報告書と呼ぶ）を作成し、承諾申請書を提出する。 2.試験は、1組（3個以上/1組）以上行う。		1.土木材料仕様書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。	・水浸については、データがある場合に報告。
			曲げ試験	土木材料仕様書 （半たわみ性アスファルト混合物の曲げ試験方法） 便3－B043				

工　種		試験（測定）項目		試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
保水性舗装（表層）	材　料 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	保水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	繰返し曲げ試験（標準・水浸）	便3－B018T	1.保水性ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の性能報告書を作成し、承諾申請書を提出する。 2.試験は、1組（3個以上/1組）以上行う。	1.土木材料仕様書と照合して、適合性を確認し判定する。 2.試験研究機関の試験結果により判定する。 3.試験研究機関によらない場合は、立会い確認により判定する。	・データがある場合は報告。
			ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験（標準・水浸）	便3－B003　便3－B004			・水浸についてはデータがある場合は報告。
			ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験	便3－B002			・データがある場合は報告。
			凍結融解試験				・データがある場合は報告。
			吸水性能試験	都の規定する『保水性アスファルト混合物の供試体・抜取り供試体に対する保水量の測定試験』による。 保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）別紙－２・２			・保水量 10cm厚さ 75%浸透型 5.0kg/m^2 以上

工　種		試験（測定）項目		試験（測定）方法	単位	規格値			試験（測定）頻度等	摘要
						個々の測定値	X3（3個の平均値）	X6（6個の平均値）		
保水性舗装(表層)	施　工 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	施工した母体ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	（指）締固め度	保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）	%		96.5 以上	96 以上	1.締固め度は、1,000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。 2.基準密度は、基準密度報告書を作成し承諾を受ける（省略限度300㎡未満）。	
			(試)粒度 2.36mm		%		-7.0～11.0	-7.5～11.5	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量は、3,000㎡に1組（3個以上/1組、試験省略限度500㎡未満）の割合で測定する。	1.粒度、ｱｽﾌｧﾙﾄ量の規格値は、配合設計に対するものである。
			(試)粒度 75μm		%		-3.0～4.0	-3.5～4.5		
			(試)ｱｽﾌｧﾙﾄ量		%		±0.50 以内	±0.50 以内		
			（指）動的安定度	便3－B003	回/mm	3,000 以上	—	—	1.試験は、2,000㎡に試料1個（30cm×30cm）の割合で採取し行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.採取試料は、現場搬入材料を採取し作製した供試体とする。ただし、舗装に影響がなく切取り可能であれば、現場切取り供試体でもよい。	
			施工時のアスファルト混合物の温度		℃	配合報告書と照合して、適合性を確認し判定する。			1.プラント出発時、現場到着時を各車ごとに測定。 2.敷均し時、初期転圧時、二次転圧時、仕上げ転圧時、転圧終了時、交通開放時に測定。	報告事項
		保水材	流動性試験	便3－C041	s	配合報告書と照合して、適合性を確認し判定する。			1.試験は、1施工日ごとに行う。 2.施工前および施工中（100㎡に1回の割合）に試験を行う。	報告事項
保水性舗装(表層)	施　工 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	保水材	（指）曲げ強度	保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）	MPa	0.3 以上	—	—	1.曲げ強度は、1,000㎡に1組（3箇所以上/1組）の割合で採取し試験を行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.採取試料は、現場搬入材料を現場で試験用型枠で作製した供試体とする。 3.試験材齢は、超速硬セメントの場合7日とする。	報告事項
			（指）最大吸水率		%	40 以上	—	—	1.最大吸水率は、1,000㎡に1組（3箇所以上/1組）の割合で採取し試験を行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.採取試料は、現場搬入材料を現場で試験用型枠で作製した供試体とする。 3.試験は、都の規定する『保水材の吸水性能試験』による。	報告事項
		保水性アスファルト混合物	（指）曲げ強度		MPa	1.0 以上	—	—	1.曲げ強度は、1,000㎡に1組（3箇所以上/1組）の割合で採取し試験を行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.採取試料は、現場搬入材料を現場で試験用型枠で作製した供試体とする。 3.規格値は、超速硬セメントで試験材齢7日に対するもの。 4.保水性アスファルト混合物の曲げ試験に対する母体アスファルト混合物と保水材の採取試料は同一箇所で採取し、監督員の指示による。	報告事項

工　種		試験（測定）項目			試験（測定）方法	単位	規格値			試験（測定）頻度等	摘要
							個々の測定値	X3（3個の平均値）	X6（6個の平均値）		
保水性舗装（表層）	施　工 本記載にないものは、保水性舗装(車道)設計・施工要領（案）による。	保水性アスファルト混合物	（指）保水量	10cm厚さ100%浸透型	保水性舗装（車道）設計・施工要領（案）	kg/㎡	6.5 以上			1.保水量は、3,000㎡に1組（3箇所以上/1組）の割合で採取し試験を行う（試験省略限度500㎡未満）。 2.試験は、都の規定する『保水性アスファルト混合物の抜取り供試体に対する保水量の測定試験』による。	
				10cm厚さ75%浸透型			5.0 以上				
				5cm厚さ100%浸透型			3.0 以上				
			浸透量				使用量により確認（使用材料の空袋数量等）。			1.施工日ごと、随時行う。	報告事項
			コア採取による目視評価		目視		混合物層に保水材が浸透していること。				報告事項
			路面の外観		目視		—	—	—	1.保水材注入時の路面全体の外観を観察し、路面に注入むらが生じないよう管理する。 2.随時行う。	報告事項

4 路上路盤再生工の品質管理

工種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
路上路盤再生工	材料	骨材	修正 CBR	便4-E001	施工前及び材料変更時	試験結果により判定する。	舗装再生便覧((社)日本道路協会)を参照
			粒度	JIS A 1204	当初及び材料の変化時		
			含水量	JIS A 1203			
			液性限界・塑性限界	JIS A 1205			
		セメント	セメントの物理試験	JIS R 5201	供給者別に試験成績表を提出する。 ポルトランドセメント(JISR5210) 高炉セメント(JISR5211) シリカセメント(JISR5212) フライアッシュセメント(JIS5213) 石油アスファルト乳剤(JISK2208)	試験成績表により判定する。	
			ポルトランドセメントの科学分析	JIS R 5202			
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203			
		アスファルト乳剤		便2-1-3			
	施工	配合試験	突固め試験	便4-E031 便4-E032	当初及び材料の変化時	試験成績表により判定する。	
			一軸圧縮試験	便4-E031			
			CAEの一軸圧縮試験	便4-E032			
		アスファルト乳剤及びセメント量		使用量	1回／日	配合設計の結果により判定する。	
		現場密度		便4-E031 便4-E032	基準密度の93%以上、1,000m2毎	試験結果により判定する	
		含水量		便4-E031 便4-E032	1回／日	配合設計の結果により判定する	

5 路上表層再生工の品質管理

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
路上表層再生工	材料	旧アスファルト針入度	便2-A041	当初及び材料の変化時	配合設計の結果により判定する。	舗装再生便覧((社)日本道路協会)を参照 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。
		旧アスファルト軟化点	便2-A042			
		既設表層混合物の密度	便3-B008			
		既設表層混合物の最大比重	便4-G027			
		既設表層混合物のアスファルト量	便4-G027			
		既設表層混合物のふるいわけ	便2-A003			
		新規アスファルト混合物	本基準、表層工に準じる	本基準、表層工に準じる		
		再生用添加剤	舗装再生便覧、便2			
	施工	密 度	便3-B008	1,000m2に1組コアーを採取する。96%以上	試験結果により判定する。	舗装再生便覧((社)日本道路協会)を参照
		温度測定	温度計による	随時		
		かきほぐし深さ	舗装再生便覧に準じる	- 0.7 cm以内		舗装再生便覧
		再生用添加材料量	使用量	1回／日	配合設計の結果により判定する。	
		粒 度	便2-A003	2.36mm、±12%以内 75μm、±5%以内	試験結果により判定する。	
		再生アスファルト量	便4-G028 便4-G029	±0.9%以内	配合設計の結果により判定する。	

6 コンクリート及びコンクリート舗装の品質管理

工 種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
コンクリート工	材料(レディーミクストコンクリート等)	骨材・セメント	アルカリ骨材反応対策		「コンクリートノ耐久性向上」仕様書(土木) 「アルカリ骨材反応抑制対策」	同左	土木材料仕様書 付録 コ示施工編(12)P46、P72～73
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 5005 JIS A 1110	土木材料仕様書による。 (参考:国土交通省基準)	・試験成績表により判定する ・供給者別に試験成績表を提出する。	コンクリート用砕石、高炉スラグ、粗骨材、砕砂及び高炉スラグ細骨材の場合のみ必要
			骨材のふるい分け試験(粒度)	JIS A 1102 JIS A 5005			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005			コンクリート用砕石の場合のみ必要
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005			コンクリート用砕石及び砕砂の場合のみ必要
			骨材の微粒分試験(洗い試験)	JIS A 1103 JIS A 5005			
			骨材中の不純物量	JIS A 5021附属書B	JIS A 5021 JIS A 5022 JIS A 5023		コンクリート用再生骨材の場合のみ必要
			骨材の凍結融解抵抗性	JIS A 5022附属書D	JIS A 5022		コンクリート用再生骨材M(耐凍害品)の場合のみ必要
			骨材中の塩化物量	JIS A 5002	JIS A 5021 JIS A 5022 JIS A 5023		コンクリート用再生骨材の場合のみ必要
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		洗砂の場合のみ必要 コ示施工編(12)P45
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		コ示施工編(12)P47
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		コ示施工編(12)3.4
			骨材の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下		コ示施工編(12)P47
			セメントの物理試験	JIS R 5201	当該セメントのJIS規格による		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	当該セメントのJIS規格による		
			練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308の付属書C	JIS A 5308の付属書C		
		示方配合			土木材料仕様書による	配合報告書を作成し、承諾申請書により確認する。	

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
コンクリート工	施工	塩化物総量規制	土木材料仕様書 P449 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 「コンクリート中の塩化物総量規制」	原則0.3kg／m3以下	試験結果報告書により確認 午前・午後、各1回行う。 コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は、3回の測定値の平均値	・無筋コンクリートに限り、1工種1回以上。 ・又は、レディーミクストコンクリート工場(JISマーク認定工場の品質証明書等)のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE－C502,501)
		運搬・打設時間	運搬車ごとに確認	外気温25℃を越えるとき1.5時間以内を目安 25℃以下は、2時間以内を標準とする。 時間は、練り混ぜ開始から打ち込み完了まで。	発時刻と打ち込み完了時刻を「搬入打設状況報告書」の記録により確認。	コ示施工編(12)P107
		打重ね時間	運搬車ごとに確認	外気温25℃を超えるとき2時間以内を目安。25℃以下は2.5 時間以内を標準とする。時間は、下層コンクリートの打込み・締固め完了後、静置時間をはさんで上層コンクリートが打ち込まれるまで。	打設開始時刻と締固め完了時刻を「打重ね状況報告書」の記録により確認。	コ示施工編(12)P114
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm:許容差±1.0cm 再生骨材コンクリートについては、JIS A 5022及びJIS A 5023による。	立会又は、搬入打設報告書により確認。 構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋床板については、道路橋示方書による。	・無筋コンクリートに限り、1工種当たりの総使用量が50m3未満の場合は、1工種1回以上。又は、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差) 再生骨材コンクリートについては、JIS A 5022及びJIS A 5023による。		
		単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」国土交通省	1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3 の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3 を超え±20kg/m3 の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3 以内で安定するまで、運搬車の3 台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3 以内で安定するまで」とは、2 回連続して15kg/m3 以内の値を観測することをいう。 3)配合設計±20kg/m3 の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1 回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2 回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3 ／ 日以上の場合;2 回／日(午前1 回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100～150m3 ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20～25mm の場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3 を基本とする。

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
		(試)コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1本の試験結果は、指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3本の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	試験研究機関の試験結果により判定する。 試験回数は、コンクリートの製造工場毎及び、コンクリートの配合が異なる毎に次により行う。 ① 鉄筋コンクリート及び舗装用コンクリートは、打設スタート時及び150m3毎とその端数につき1回行う。ただし、1日を通し打設し、日打設が150m3を越えない場合でも、1日2回(午前・午後)行うこと。 ② 上記①以外のコンクリートは、打設1日につき1日につき1回行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じ1～3回程度とする。 ③ テストピースは荷卸し時点で採取する。(3本／1組)	・ 無筋コンクリートに限り、1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は、1工種1回以上。又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等)のみとすることができる。 ・再生骨材コンクリートについては、JIS A 5022及びJIS A 5023による。
		(試)コンクリートの曲げ強度試験	舗装試験法便覧4-11-3 JIS A 1106			
		(指)コアによる強度試験	JIS A 1107		試験研究機関の試験結果により判定する	品質に異常が認められた場合に行う。
		(指)コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
コンクリート工	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 延長 最大ひび割れ幅等 ※ひび割れの規模によっては、非破壊検査等で構造物への影響を確認する。	コ示施工編(12)P211 土木材料仕様書 付録「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参照 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類橋梁上、下部工(ただし、いづれの工種についてもPCは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で完了時に地中、水中にある部位については、完了前に調査する。
		(指)テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度以上	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。 その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3 箇所の調査を実施。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1 回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5 箇所実施。材齢28日～91 日の間に試験を行う。	土木材料仕様書 付録「土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領」を参照。 高さが5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25 ㎡以上の鉄筋コンクリートカルート類、橋梁上・下部工及び高さが3m 以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びPCは除く。)とする。 再調査の平均強度が、所定の強度を得られない場合もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により規準期間内に調査を行えない場合は、監督員と協議する。
		(指)コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度以上	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは、1箇所の強度が設計強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議する

7 その他の工事の品質管理

工 種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
ガス圧接	施工	施工前検査	外観検査	(詳細外観検査) ・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり　等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接面のずれ	熱間押抜法以外の場合 ① 軸心の編心が鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)1／5以下。 ② ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4D以上。ただしSD490は1.5D以上。 ③ ふくらみの長さが1.1 D以上。ただしSD490は1.2D以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD／4以下。 ⑤ 著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ② ふくらみの長さが1.1 D以上。ただしSD490は1.2D以上。 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不正があってはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋ﾒｰｶｰ、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	ﾓﾃﾞﾙ供試体の作成は実際の作業と同一条件同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ｶﾞｽ圧接及び熱間押抜ｶﾞｽ圧接を行う場合、材料・施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ｶﾞｽ圧接を行う場合には、装置が正常でかつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため施工前試験を行わなければならない。
		施工後検査	超音波深傷検査	JIS Z 3062	各ﾛｯﾄの30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はﾛｯﾄ合格とし、2箇所以上のときはﾛｯﾄを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は、抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ﾛｯﾄの30箇所とし、1ﾛｯﾄの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ﾛｯﾄとし、自動と手動は別ﾛｯﾄとする。	規格値を外れた場合は下記による。 不合格ﾛｯﾄの全数について超音波探傷検査を実施し、その　結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て補強筋(ﾗｯﾌﾟ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。

工　種			試験（測定）項目	試験（測定）方法	管理基準	確認方法	摘要
ガス圧接	施工	施工後検査	外観試験（検査）	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり　等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接面のずれ　等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の編心が鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）1／5以下。 ① ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋）の1.4D以上。ただし、SD490は1.5D以上。 ② ふくらみの長さが1.1 D以上。ただしSD490は1.2D以上。 ③ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD／4以下。 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。 ② ふくらみの長さが1.1 D以上。ただしSD490は1.2D以上。 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不正があってはならない。 その他有害と認められる欠陥があってはならない。	目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱して修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。
アンカー工	施工		モルタルの圧縮強度試験	JIS　A　1108	2回（午前・午後）／回		
			モルタルのフロー値試験	JIS　A　1108	練混ぜ開始前に試験を2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			多サイクル確認試験	グランドアンカー設計・施工基準、同解説	原則として5%かつ3本以上。初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	設計荷重にたいして十分に安全であることを立会確認により判定する。	モルタルの必要強度の確認後に実施する。
			1サイクル確認試験		サイクル確認試験に用いられたアンカーを除く全本数。初期荷重は計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	設計荷重にたいして十分に安全であることを立会確認するか試験（測定）結果より判定する。	モルタルの必要強度の確認後に実施する。
			その他確認試験		所定の緊張力が導入されていること。		・ 定着時緊張力試験 ・ 残存引張力確認試験 ・ リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験後、1サイクル確認試験の試験結果をもとに監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
既設杭工	施工	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭現場溶接	浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JISZ2343により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	われ及び有害な欠陥がないことを立会確認する。	
		鋼管杭・H鋼杭現場溶接	放射線透過試験	JIS Z 3104	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	JIS Z 3104 の1種から3種であることを立会確認し判定する。	
		鋼管杭の現場溶接	超音波深傷試験	JIS Z 3060	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その撮影長は30cm／1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	JIS Z 3060の1種から3類であることを立会確認し判定する。	中堀工法等で、放射線透過試験が不可能な場合、電離放射線障害防止規則等の法令における安全措置(立入禁止措置等)の実施が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。
		鋼管・コンクリート	水セメント比試験	比重の測定	単杭30本に1回 継杭20本に1回	土木工事標準仕様書3.5.4既製杭工による。 立会確認するか、試験結果により判定する。	採取本数は1回につき3本とする。
			セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	供試体の採取回数は一般単杭30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。		参考値:20N/mm2

8 港湾工事用材の品質管理

工 種		試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
石材の材質	砂(敷砂 改良杭材 置換材)	外 観	観 察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認。
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	土木材料仕様書「砂」による。
		シルト以下の細粒含有率	特記による。			
		(試) 粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	搬工時、10,000m3以下は1,000m3に1回。 10,001～50,000m3は3,000m3に1回ただし最低10回以上。50,001m3以上は5,000m3に1回。ただし最低17回以上。 試料採取量5kg		
	中詰砂(砂・鉱滓)、載荷材 ※鉱滓は銅がらみを含む。	外 観	観 察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認する。
		種 類				品質規格は特記による。
		最大粒径				
		単位体積重量	特記による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。 湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
		(試)見掛比重		施工時に2,000m3以下は500m3に1回。 2,001～5,000m3は1,000m3に1回ただし最低4回以上。 5,001m3以上は1,500m3に1回。ただし最低5回以上。 試料採取量(砂)5kg(鉱滓)25kg		
	砕石	外 観	観 察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認。
		粒度	JIS A 1102 JIS A1204	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
		比重	JIS A 1110	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
		吸水量	JIS A 1110	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
	割ぐり石 (構造物基礎、根固め石等)	外 観	観 察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認。
		石の種類				品質規格は土木材料仕様書「割ぐり石」。
		比 重	土木材料仕様書「割ぐり石」を参照。 現場で重量測定ができない場合には巻末参照。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	品質規格は土木材料仕様書「割ぐり石」。
		(試)見掛比重 (試)質 量		施工時に5,000m3以下は1,000m3に1回。 5,001～30,000m3は3,000m3に1回ただし最低5回以上。30,001m3以上は5,000m3に1回。ただし最低10回以上。 試料採取は1回につき3個。		
		規定外質量の比率	観 察	施工中適宜		品質規格は土木材料仕様書「割ぐり石」。

工 種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
石材の材質	石(割栗石)		外 観	観 察	施工中適宜		品質規格は特記及び JIS A 5006 による。
			石の種類	観 察	施工中適宜		品質規格は特記による。
			比 重 (試) 比 重 (試)質 量	JIS A 5006 現場で重量測定ができない場合には参考資料5参照。	搬入前、採取地毎に1回 施工時に5,000m3以下は1,000m3に1回。5,001～30,000m3は3,000m3に1回ただし最低5回以上。30,001m3以上は5,000m3に1回。ただし最低10回以上。 試料採取は1回につき3個。	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。 品質規格は参考資料5参照。
			規定外質量の比率	観 察	施工中適宜		品質規格は特記及び JIS A 5006 による。
	砂岩ずり(中詰材用等)		外 観	観 察	施工中適宜		異物の混入のないことを確認。
			石の種類				品質規格は特記による。
			比 重	JIS A 5006	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
			(試) 比 重		施工時に10,000m3以下は3,000m3に1回。10,001～30,000m3は5,000m3に1回ただし最低4回以上。30,001m3以上は7,000m3に1回。ただし最低7回以上。 試料採取は1回につき3個。		
			規定外質量の比率	観 察	施工中適宜		品質規格は特記及び JIS A 5006 による。
鋼材	鋼矢板及び鋼杭	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	鋼矢板 JIS A 5523 JIS A 5528 鋼管矢板 JIS A 5530 鋼管杭 JIS A 5525 H型鋼杭 JIS A 5526
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	搬入時、全数		
		形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出 鋼管矢板、鋼管杭については、工場出荷時の測定表を含む。	
	鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3101
		外 観	有害な傷、変形等がないこと。	観 察	搬入時、全数又は結束毎		JIS G 3101
		形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
鋼材	普通棒鋼	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117
				JIS G 3112又はJIS G 3101 公的機関の試験成績表により確認		試験成績表を提出	JIS G 3112、JIS G 3101、JIS G 3117 製造工場の試験成績表により確認できない場合。
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	搬入時、全数又は結束毎		JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117
		形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3191 JIS G 3117
	異形棒鋼	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3112 JIS G 3117
				JIS G 3112 公的機関の試験成績表により確認		試験成績表を提出	JIS G 3112、JIS G 3117 製造工場の試験成績表により確認できない場合。
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	搬入時、全数又は結束毎		JIS G 3112 JIS G 3117
		形状寸法	JIS及び特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	JIS G 3191 JIS G 3117
タイロット類	タイロット	本体、付属品の化学成分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材の場合) JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	品質規格は下記による。 JIS G 3101
			(高張力鋼材の場合)機械的性質は別記タイロットの品質規格に化学成分は特記及び承諾した規格に適合すること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	機械的性質は土木工事標準仕様書　表4.7-1による。 化学成分は特記及び承諾した規格とする。
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	搬入時、全数		異常が認められないこと
		形状寸法	特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(調査証明書)により確認	搬入時	試験成績表(検査証明書)を提出	監督職員が承諾した図面
		組立引張	(試)引張り	引張試験	50組に1本とする。ただし、50本未満の場合は試験成績表を提出すること。	立会確認により判定する。ただし50本未満の場合は試験成績表(検査証明書)を提出する。	品質規格は特記による。

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
タイロット類	タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。ただし引っ張り試験は下記による。	ロット毎	試験成績表(検査証明書)を提出	品質規格は下記による。 JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521
		被覆	特記の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	ロット毎	試験成績表を提出	品質規格は下記による。 JIS K 6922-2
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	搬入時、全数		異常が認められないこと。
		引張	(試)引張り	引張試験	50組に1本とする。ただし、50本未満の場合は試験成績表を提出すること。	立会確認により判定する。ただし50本未満の場合は試験成績表(検査証明書)を提出する。	品質規格は別記ﾀｲﾜｲﾔｰの品質規格による。
ゴム防舷材	材　質		ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が摘要欄JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	製造前に測定 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により確認	土木工事標準仕様書　表4.7-5 JIS　K 6250 JIS　K 6251 JIS　K 6253-3 JIS　K6259
	性　能		反力及び吸収エネルギー	特記による。 製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	搬入前、10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出	特記による。
	外　観		有害な傷等がないこと。	観　察	搬入時、適宜		異常が認められないこと。
	形状寸法		長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	搬入前、全数	工場の測定表を提出	特記及び監督職員が承諾した詳細図等
防舷材の取付具金	外　観		有害な傷がないこと。	観　察	搬入時、適宜		異常が認められないこと。
	形状寸法		図面や特記等の形状寸法に適合していること。				図面や特記等及び監督員が承諾した詳細図等
係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質		JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	1溶解毎	試験成績表(検査証明書を提出	品質規格は土木工事標準仕様書(表4.7-3)による。 係船柱本体　JISG 5101 SC450 ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ　JIS G 3101 SS400 六角ナット　JIS B 1181 並3級、4T 平座金　JIS　B 1256 並丸、鋼 ｱﾝｶｰ板　JIS G 3101 SS400 又はJIS G 5101 SC450
	外　観		有害な傷、変形等がないこと。	観　察	搬入時、全般		異常が認められないこと。
	形状寸法		図面及び特記等に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、全数	工場の測定表を提出	土木工事標準仕様書 4.7.11.1　図4.7-1～4.7-3及び表4.7-4

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
車止め(縁金物を含む)	本体、付属品の化学成分機械的性質		JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	土木工事標準仕様書 4.7.113　表4.7-7
	外　観		使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察	搬入時適宜		異常が認められないこと。
	形状寸法		特記の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、全数	工場の測定表を提出	特記による。
電気防食陽極	陽極の種類化学成分		承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	搬入前	試験成績表(検査証明書)を提出	監督員が承諾した図面
	形状寸法		承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、全数	工場の測定表を提出	品質規格は監督員が承認した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。
	質量		承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	搬入前、全数 搬入時、全体の2%	工場の測定表を提出	各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。
	陽極板の電流効率等(陽極電位、発生電流)		特記の値に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前	試験成績表を提出	陽極の電気効率は90%以上とする。
マット類	アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、ｱｽﾌｧﾙﾄの針入度、ﾏｯﾄの押抜き強度が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	1,000m2に1回 なお、試験省略限度は100m2とする。	試験成績表及び配合表を提出	3章のｱｽﾌｧﾙﾄ舗装の品質管理による。 品質規格は特記又は土木材料仕様書第4章瀝青材料による。
			補強剤の種類は特記に適合していること。	観　察	搬入時、適宜		
		形状寸法	厚　さ	ｽﾁｰﾙﾃｰﾌﾟ等で測定	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し提出	品質規格は特記による
			幅及び長さ	ｽﾁｰﾙﾃｰﾌﾟ等で測定	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し提出	品質規格は特記による
	繊維係マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験　JIS L 1908 引裂試験　JIS L 1096
	合成樹脂係マット		伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験　JIS K 6723 引裂試験　JIS K 6252 比重試験　JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
	ｺﾝﾎﾟｰﾑﾏｯﾄ		伸び、伸び、引裂、引張強度等が特記に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験　JIS L 6251 引裂試験　JIS L 6252

工　種			試験(測定)項目	試験(測定)方法	管理基準	確認方法	摘要
マット類	摩擦増大用マット	アスファルトマットを使用する場合	材　質				ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｯﾄを適用する。
			形　状 寸　法				ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｯﾄを適用する。
		アスファルトマット以外を使用	材　質　　特記による。	製造工場の試験成績表により確認	特記による。	試験成績表を提出	品質規格は特記による。
			形　状　　特記による。	ｽﾁｰﾙﾃｰﾌﾟ等で測定	特記による。	管理表を作成し提出	品質規格は特記による。
再生砕石	グラベルコンパクションパイル工法用		不純物混入量	JIS A 5023付属AのA.4.2	・基準値は土木材料仕様書による。	・施工前及び材料変更時に試験成績表(供給者別)により判定する。	
			六価クロム溶出量	JIS K 0058-1 JIS K 0058-2			
			すりへり減量	JIS A 1121			
			内部摩擦角	JGS0520～0524 ※JGS　地盤工学会基準			
			粒度	JIS A 1102			
			細粒分含有率	JIS A 1103			
			塑性指数	JIS A 1205			

別　記

タイロットの品質規格

(1)材質及び形状寸法は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。なお、受注者は、製作に先立ちタイロット及び付属品の図面を監督員に提出するものとする。

(2)高張力鋼は、「表9－1高張力鋼の機械的性質」に適合するものとする。

(3)高張力鋼以外の鋼材は、「JIS G3101一般構造用圧延鋼材の3及び4」に適合したもの又は同等以上の品質を有するものとする。

(4)タイロツドの製造方法は、アブセット方法によるものとする。

(5)タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の破断強度の規格値以上とするものとする。

表9－1　高張力鋼の機械的性質

種　類	降伏点N/mm2	引張強さN/mm2	伸び　%
高張力鋼　490	325以上	490以上	24以上
〃　590	390以上	590以上	22以上
〃　690	440以上	690以上	20以上
〃　740	540以上	740以上	18以上

タイワイヤーの品質規格

(1)材質、形状寸法及び許容引張荷重は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。

(2)受注者は、製作に先立ち、種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単泣質量、破断強度、降伏点応力度等の規格値を監督員に提出

(3)タイワイヤーの化学成分は、「JISG3502　ピアノ線材」に適合したもの又は同等以上の品質を有するもの若しくは「JIS G3506　硬鋼線材」に適合したもの又は同等以上の品質を有するものとする。

(4)タイワイヤーの機械的性質は、「JIS G3536　PC鋼練及びPC鋼より線」に適合したもの又は同等以上の品質を有するもの若しくは「JISG3521硬鋼線」に適合したもの又は同等以上の品質を有するものとする。

(5)許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表9－2破断強度に対する安全率」のとおりとする。
ただし、0．2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する比が2／3を下回らないものとする。

表9－2　破断強度に対する安全率

	常　　時	地震時
PC鋼線、硬鋼線	3．8以上	2．5以上

(6)本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい(錆)加工をするものとする。

(7)定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保つものとする。

(8)定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保つものとする。

(9)定着具は、ナット締めとするものとする。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものとする。

(10)受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督職員に提出するものとする。

(11)タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の破断強度の規格値以上とする。

［参考資料］

参考資料－１　鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領

参考資料－２　認定マーク等一覧

参考資料―３　港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様

参考資料―４　試験研究機関一覧

参考－１

鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領

東京都財務局

13 財 経 検 第 78 号
平成 14 年 3 月 28 日
財務局経理部長決定

鋼けた製作に係る工場塗装検査実施要領

（目的）

第１　この要領は、東京都財務局経理部検収課（以下「都検収課」という。）の所掌に係る鋼けた製作工事の工場塗装検査に関し必要な事項を定め、検査の効率的な執行と適正な品質の確保を図ることを目的とする。

（対象工事）

第２　この要領は、鋼けた製作工事で、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

(1)　請負者に対し、特記仕様書で「社内検査」を義務付けた工事

(2)　ISO9000s を認証取得した請負者が行う工事

（検査の実施）

第３　工場塗装に係る実地検査は、請負者の社員が行い、都検収課による検査は省略する。

２　前項の検査を行った者（以下「社内検査員」という。）は、検査時の記録を作成するものとする。

３　都検収課の検査員（以下「都検査員」という。）は、工場における仮組立時又は現地における架設時に検査を行う際、第１項の検査の結果について書面により確認するとともに、出来ばえ等の確認を行う。

（社内検査員）

第４　社内検査員は、検査対象工事に直接関係しない請負者の社員で、設計図書に定める一定の資格を有する技術者とする。

２　社内検査員は、第３第１項に定める検査を契約図書及び関係図書に基づき適正に行わなければならない。

（書面の提出）

第５　請負者は、都検収課による検査の際、次の各号に掲げる書面を都検査員へ提出するものとする。

(1)　品質確認書（別記様式）

(2)　工場塗装検査報告書（請負者の社内様式）

２　前項第２号の報告書に記載する事項等は、次の各号に定めるところによる。

(1)　塗装仕様及び塗装面積

(2)　塗装施工記録

(3)　塗膜厚検査要領

(4)　塗膜厚測定位置

(5)　塗膜厚測定結果（塗膜計等校正記録写添付）

①　一般外面（下塗第１層、下塗第２層、下塗第３層）

②　内面（第１層、第２層）

(6)　外観検査結果（手直し指示書、是正報告書、手直し写真等含む。）

(7)　工場塗装記録写真

附　則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

品 質 確 認 書

工事名：

社　内　検　査　記　事				
社内検査項目	実　施　日	箇　　所	社内検査員氏名	記　　事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

請負者　住所

氏名　　印

工場塗装検査フローチャート（契約が架設まで含む場合）

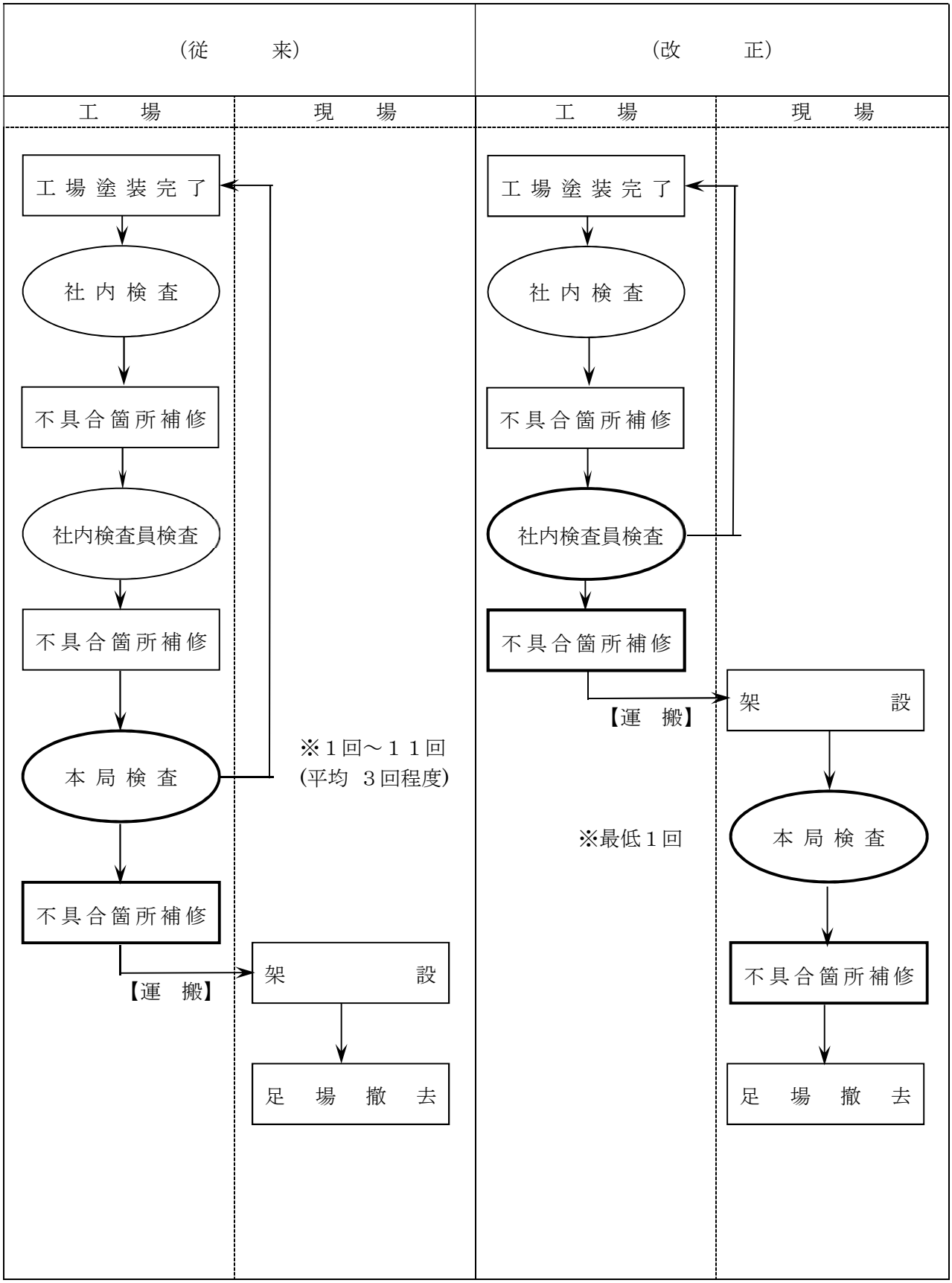

参考－２

認定マーク等一覧

（1）日本工業規格（工業標準化法）

A　図

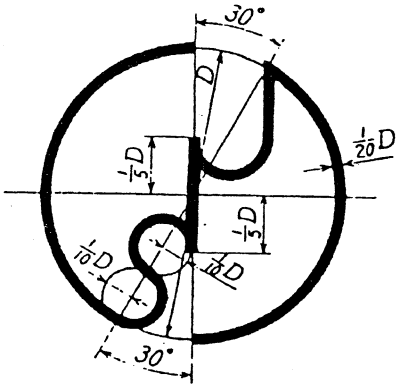

工業標準化法第19条に基づく指定商品について、その製造業者が同条の許可を受けた場合に、その指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に付けるマーク

B　図

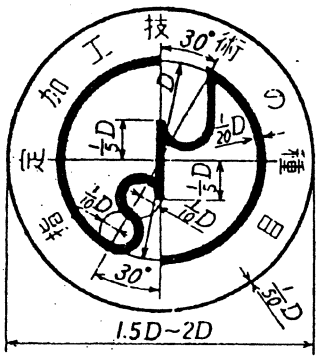

工業標準化法第25条に基づく指定加工技術について、その加工業者が同条の許可を受けた場合に、その加工技術により加工した加工品又はその包装、容器若しくは送り状に付けるマーク

（2）日本農林規格（農林物資規格法施行規則）

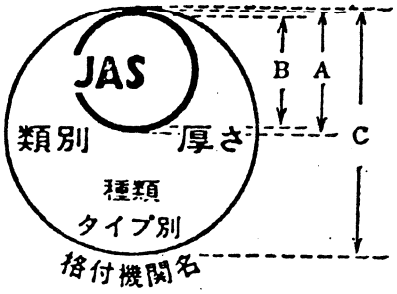

（3）建築基準法（ＢＣＪマーク）

評定対象品：非常用照明器具及びバッテリーユニット
自動閉鎖装置

評定の基準：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
第126号の5第１号の規定
最終改正（平成12年政令211号）
非常用の照明装置の構造の基準（昭和45年建設省告示第1830号）
最終改正（平成12年5月30日建設省告示第1405号）

建築基準法施行令第112条第14項第１号の規定
火災による煙が発生した場合又は温度が急激に上昇した場合に
自動的に閉鎖する甲種防火戸又は乙種防火戸の構造基準
（昭和48年建設省告示第2563号）
最終改正（平成12年5月25日建設省告示第1370号）

事　務　局：（財）日本建築センター　防災性能評定委員会

表　　示：寸法は比率により、縦の長さを基準（以下基準寸法という）とする。

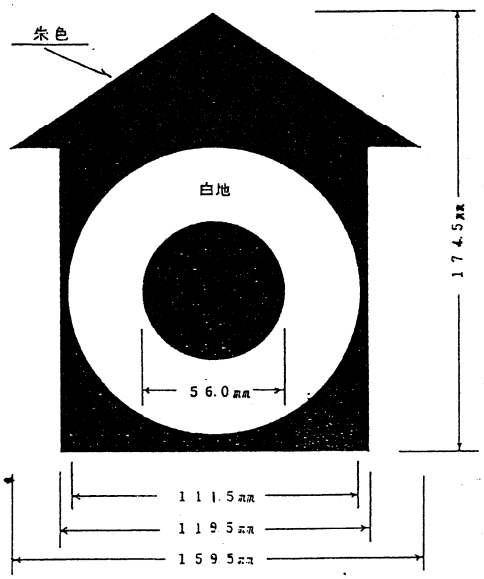

（4）優良住宅部品（ＢＬマーク）

認定対象品：テレビ共同受信機器

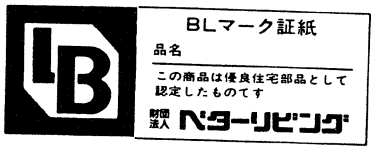

事　務　局：（財）ベターリビング

（5）消防法

検定対象品：下記による。

検定の基準：消防法（昭23年７月24日法律第186号）
第21条の９第１項及び第21条の16の３第１項の規定
最終改正（平成11年７月16日号外法律第87号）

消防法施行規則（昭36年４月１日号外自治省令第６号）
第40条及び第44条
最終改正（平成11年９月29日　自治省令第34号）

事　務　局：日本消防検定協会

表　　示：

検定対象機械器具等の種別	表示の様式
消火器 火災報知設備の感知器又は発信器 中継器 受信機 漏電火災警報機の変流器又は受信機 金属製避難はしご	
緩降機	
消防用ホース	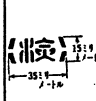
結合金具	
消火器用消火薬剤 泡消火薬剤	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	
流水検知装置 一斉放水弁	
自主表示対象機械器具等の種別	表示の様式
動力消防ポンプ	
消防用吹管	

（6）消防関係電気設備の自主認定品マーク

- 非常用放送設備
- 耐火電線
- 耐熱電線
- 非常用警報設備
- 誘導灯
- 消防防災用制御盤
- 自家発電設備
- 蓄電池設備
- キュービクル式非常電源専用受電設備
- 非常用配電盤・分電盤
- 条例キュービクル

■　非常放送設備

認定対象品：非常用の放送設備に用いるもの　増幅器・遠隔操作器

認定の基準：消防法施行規則第25条の２第３項の規定
非常警報設備の基準（昭和48年２月10日号外消防庁告示第６号）
最終改正（平成11年９月８日消防庁告示第７号）

事　務　局：（社）日本電子機械工業会　非常放送設備委員会

表　　示：

非　常　用　放　送

本ラベル

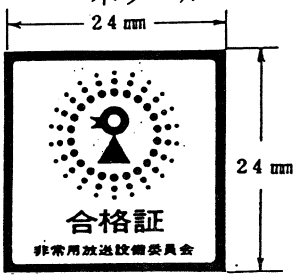

地　　色……金色
図形、文字……黒色

サブラベル

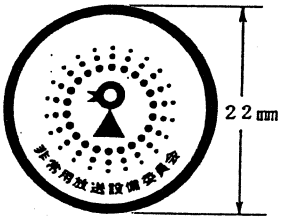

地　　色……金色
図形、文字……黒色

スピーカ

(注)(1)最低寸法は、直径5㎜以上とする。
(2)使用する場所により白黒反転させてもよい。

一　斉　式　非　常　用　放　送

本ラベル

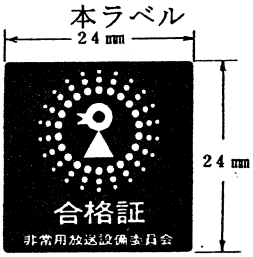

地　　色……黒色
図形、文字……銀色

サブラベル

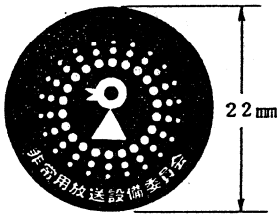

地　　色……黒色
図形、文字……銀色

非常電話

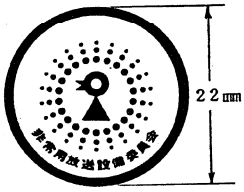

地　　色……金色
図形、文字……黒色

■　耐火電線

認定対象品：消防法で定める耐火電線

認定の基準：消防法施行規則第12条第４号ニ（ロ）ただし書きの規定
耐火電線の基準（平成９年12月18日消防庁告示第10号）

事　務　局：（社）日本電線工業会　耐火耐熱電線認定業務委員会

表　　示：外装に印刷　　露出用耐火電線
電線管用耐火電線　ＪＣＭＡ　タイカデンセン

■　耐熱電線

認定対象品：消防法で定める耐火電線

認定の基準：消防法施行規則第12条第４号ニ（ロ）ただし書きの規定
耐熱電線の基準（平成９年12月18日消防庁告示第11号）

事　務　局：（社）日本電線工業会　耐火耐熱電線認定業務委員会

表　　示：外装に印刷　ＪＣＭＡ　タイネツ

■　非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン）

認定対象品：非常ベル・自動式サイレン

認定の基準：消防法施行規則第25条の２第３項の規定
非常警報設備の基準

事　務　局：（株）日本火災報知器工業会　非常警報設備認定業務委員会

表　　示：

正認定証票
（操作装置及び複合装置の起動装置）

副認定証票
（音響装置（複合装置含む）
表示灯及び起動装置）

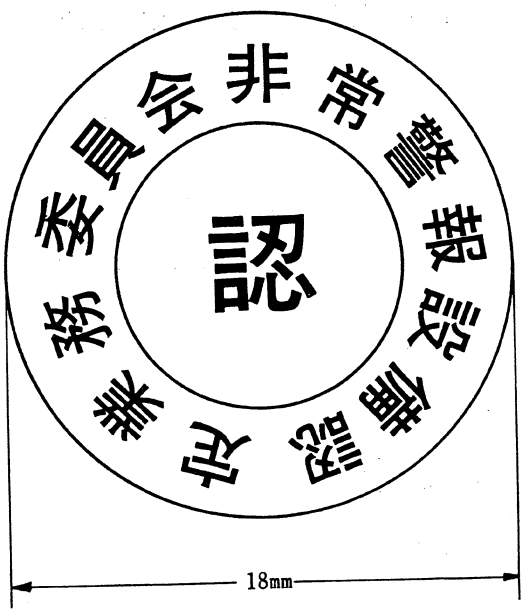

仕　　様

1．地色は金色とする。

2．文字は黒色とする。

■　誘導灯

認定対象品：避難口誘導灯・通路誘導灯・客室誘導灯・器具内蔵用電源装置

認定の基準：消防法施行規則第28条の３第３項の規定
誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年３月17日消防庁告示第２号）

事　務　局：（社）日本照明器具工業会　誘導灯認定委員会

表　　示：

備考

1. 材質は、テトロン又はポリプロピレンとし、材質は50μ以下とする。
2. 色は次のとおりとする。
   地色：銀色又は白色
   文字及びシンボルの色：青
   減光形及び信号装置の文字：黒

■　自家発電設備

認定対象品：非常電源に用いる自家発電設備、非常動力装置及び蓄電池設備

認定の基準：自家発電設備の基準（昭和48年２月10日号外消防庁告示第１号）
最終改正（昭和57年４月17日号消防庁告示第４号）

事　務　局：（社）日本内燃力発電設備協会　自家発電設備認定委員会

表　　示：

自家発電設備

正証票
（自家発電設備）

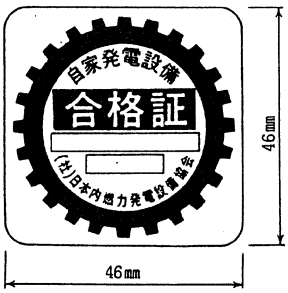

副証票
（構成機器（原動機、発電機及び制御装置）及び蓄電池設備）

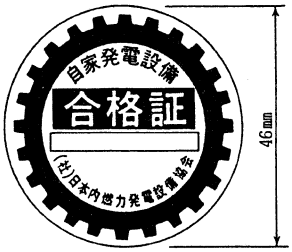

証　票　の　色　別

種　類	地　　色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形 即時長時間形	普通形 即時普通形	L・M 該当のもの	S・F 該当のもの	0，3mm以下
	金	銀	黒	紺	
副証票	銀		橙		0．2mm以下

ガス併用自家発電設装置

正証票

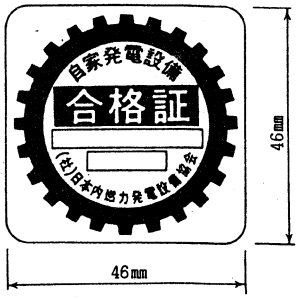

証　票　の　色　別

種　類	地　　色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形 即時長時間形	普通形 即時普通形	L・M 該当のもの	S・F 該当のもの	0，3mm以下
	緑		黒	紺	

非常動力装置

正証票（非常動力装置）　　副証票（構成機器（非常動力、自動盤）及び蓄電池設備）

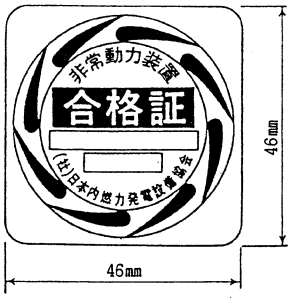

証　票　の　色　別

種　類	地　色		マーク等の色		材質厚(金属板)
正証票	長時間形	普通形	L・M 該当のもの	S・F 該当のもの	0，3mm以下
	金	銀	黒	紺	
副証票	銀		橙		0．2mm以下

「形式区分」「形式番号」及び「シリーズ番号」（正証票のみ）を刻印したものとする

Ｌ：５００ｋＷを超えるもの　　Ｍ：１００ｋＷを超え、５００ｋＷ以下のもの

Ｓ：２４ｋＷを超え、１００ｋＷ以下のもの　　Ｆ：２４ｋＷ以下のもの

■　蓄電池設備

認定対象品：非常電源に用いる蓄電池、充電装置、逆変換装置、キュービクル外箱

認定の基準：蓄電池設備の基準（昭和48年２月10日号外消防庁告示第２号）
最終改正（平成元年10月18日号消防庁告示第３号）

事　務　局：（社）日本蓄電池設備工業会　蓄電池設備認定委員会

表　　示：

正証票
（蓄電池設備、充電装置）

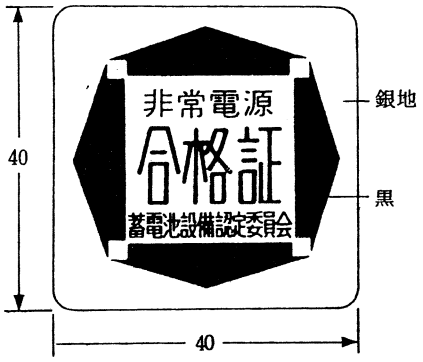

副証票甲
（逆変換装置、外箱）

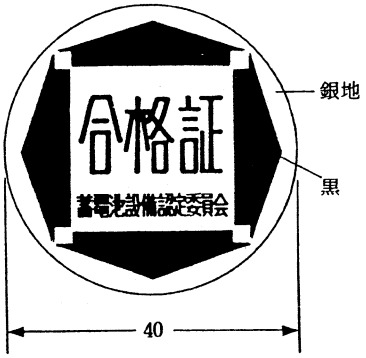

副証票乙
（蓄電池）

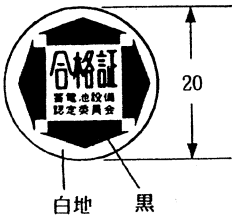

（単位mm）

■　キュービクル式非常電源専用受電設備

認定対象品：非常電源専用受電設備として用いるキュービクル式のもの

認定の基準：消防法施行規則　第12条第４号イ（ニ）(1)の規定
キュービクル式非常電源専用受電設備の基準
（昭和50年５月28日消防庁告示第７号）
最終改正（平成10年12月24日号消防庁告示第８号）

事　務　局：（社）日本電気協会
キュービクル式非常電源専用受電設備の認定中央委員会

表　　示：

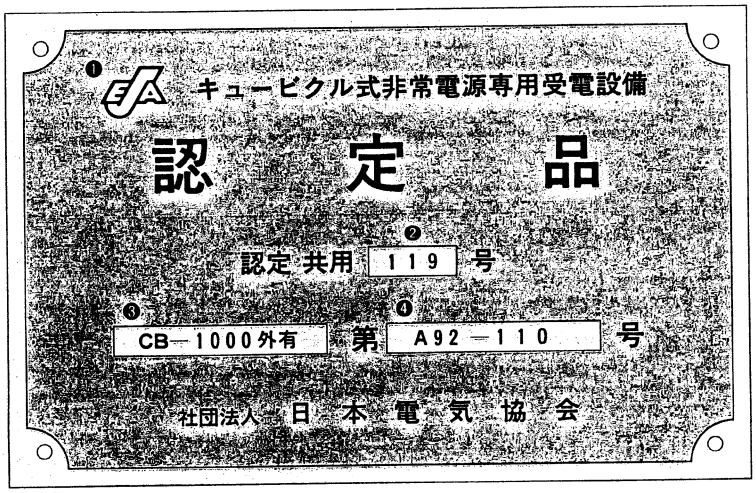

❶協会章
❷認定番号
❸形式別
主遮断装置
最大設備容量
屋外・屋内の別
換気装置の有無
❹地区別記号
銘板交付年
銘板交付番号

■　条例キュービクル（蓄電池設備）

認定対象品：非常電源以外に用いるもので、セル数と容量を乗じた数が4,800ＡＨセル以上のキュービクル式蓄電池設備

認定の基準：東京都火災予防条例（昭和37年３月31日条例第65号）
第13条　　最終改正（平成12年10月13日条例第198号）

事　務　局：（社）日本蓄電池工業会　蓄電池設備認定委員会

表　　示：

■　非常用配電盤・分電盤

認定対象品：低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤
これを収納する耐熱型のしゃ断器類

認定の基準：消防法施行規則　第12条第４号イ（ホ）の規定
配電盤及び分電盤の基準（昭和56年12月22日消防庁告示第10号）

事　務　局：日本配電盤工業会　非常用配電盤等認定業務委員会

表　　示：

1)甲証票（耐熱形配電盤等に取付けるもの）

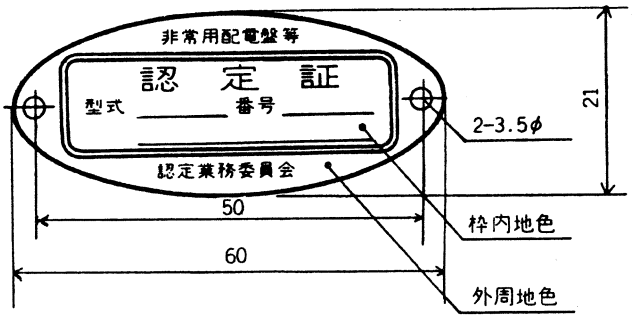

一種耐熱形配電盤等用
枠内地色：金　　枠内文字色：緑
外周地色：赤　　外周文字色：金
材　　質：SUS304　厚　　さ：0.5mm

二種耐熱形配電盤等用
枠内地色：銀　　枠内文字色：赤
外周地色：赤　　外周文字色：金
材　　質：SUS304　厚　　さ：0.5mm

2)乙証票（認定機器に貼付けるもの）

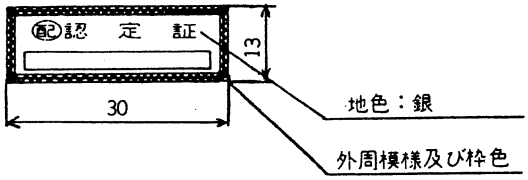

耐火形機器及び一種耐熱形機器
地　　色：銀　　文字色：黒
外周模様及び枠色：赤
材　　質：ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙﾌｨﾙﾑ

二種耐熱形機器
地　　色：銀　　文字色：黒
外周模様及び枠色：青
材　　質：ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙﾌｨﾙﾑ

(8) 船舶安全法
（船舶安全法施行規則）

（管海官庁の証印）

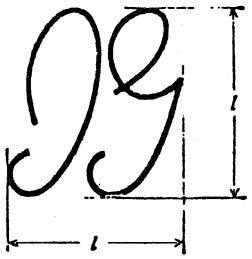

ℓは、4㎜以上とする。

（小型船舶検査機構の証印）

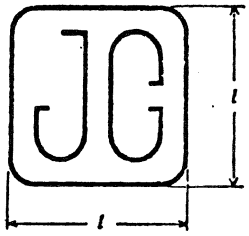

ℓは、4㎜以上とする。

（船舶等型式承認規則）

第3号様式（第15条関係）

船舶安全法第9条第4項の証印

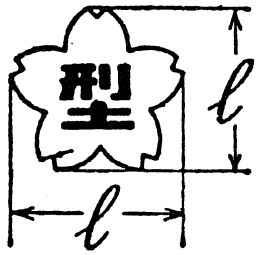

ℓは、4㎜以上とする。

（日本船用品検定協会）

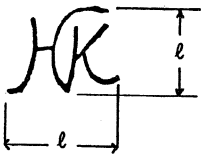

ℓは、4㎜以上とする。

（船舶安全法の規定に基づく
事業所の認定に関する規則）

第4号様式
（製造工事に係る船舶又は物件に対して附する認印）

ℓは、4㎜以上とする。

第5号様式
（改造修理工事に係る船舶又は物件に対して附する認印）

ℓは、4㎜以上とする。

第6号様式
（型式承認を受けた船舶又は物件で製造工事に係るものに対して附する標示）

ℓは、4㎜以上とする。

（船用品検査試験規則）

甲号検印　　乙号検印

（船級協会）

甲号記章

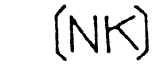

乙号記章

第37図　検印（日本海事協会）

甲号記章…成文規格による材料試験に合格したものに用いる。

乙号記章…成文規格による材料試験に不合格のもの。又は成文規格によらない材料試験を受けたものに用いる。

（9）ガス事業法（第３９条の５）

ガス機器適合性検査適合証票等（都市ガス関係）

省令に基づく適合性検査適合証票

PS TG	・瞬間湯沸器（半密閉式に限る） ・ストーブ（半密閉式に限る） ・バーナー付風呂釜（半密閉式に限る） ・ふろバーナー

省令に基づく基準適合証票＋協会独自の形式認証の証票

PS TG　JIA認証	家庭用ガス機器 ・瞬間湯沸器（密閉式、屋外式、開放式に限る） ・バーナー付風呂釜（密閉式、屋外式に限る） ・ストーブ（密閉式、屋外式、開放式に限る）

協会独自の形式認証の証票

JIA認証	家庭用ガス機器 ・こんろ、グリル付こんろ ・レンジ、グリル ・オーブン、クッキングテーブル、炊飯器 ・貯湯湯沸器、衣類乾燥機 ・暖房用ガス熱源機 業務用ガス機器 ・厨房機器、冷暖房機器、温水機器、乾燥機器
JIA認証	・ガス漏れ警報器、不完全燃焼警報器 ・迅速継手 ・自動ガス遮断装置（遮断弁、制御器） ・マイコンメーター ・カセットこんろ用容器 ・半密閉式湯沸器用排気フード ・ガス燃焼器用排気筒 ・風呂釜用ゴム製循環管、排気筒用固定金具
JIA	・迅速継手（小口径ホース用も含む） ・ガスコック、安全アダプター ・金属可とう管

＊ここに掲載した、証票類は代表例です　　注１　平成１２年１０月改正

検査機関：（財）日本ガス機器検査協会（JIA）TEL ５４０１－３９８０

（１０）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（LPG 法　第４１条）

省令に基づく適合性検査適合証票

PS LPG	・液化石油ガスコンロ ・瞬間湯沸器（半密閉式に限る） ・ストーブ（半密閉式に限る） ・バーナー付風呂釜（半密閉式に限る） ・ふろバーナー 、風呂釜 、ガス栓

省令に基づく基準適合証票＋協会独自の形式認証の証票

PS LPG　JIA 検定	家庭用ガス機器 ・瞬間湯沸器（密閉式、屋外式、開放式に限る） ・バーナー付風呂釜（密閉式、屋外式に限る） ・ストーブ（密閉式、屋外式、開放式に限る）

＊以上の検査機関：(財) 日本ガス機器検査協会（JIA）TEL 5401-3980　　注１同

PS LPG　LIA　合格 LIA	・　ガス栓
PS LPG　S　合格 LIA	・　高性能調整器 ・　高性能高圧ホース ・　高性能低圧ホース
PS LPG　マイコンS　合格 LIA　電池切遮断	・　マイコンメーターＳ
合格 LIA	・　金属フレキシブルホース ・　燃焼器用ホース ・　ガス放出防止器等

＊以上の検査機関：(財) 日本エルピーガス機器検査協会（LIA）TEL 5512-7921注１同

液化石油ガス警報器　検定合格証　高圧ガス保安協会	・ガス漏れ警報器
検定合格	・ガス漏れ警報 遮断装置の制御部
	・ガス漏れ警報器の 戸外ブザー

＊　ここに掲載した合格証票類は代表例です

(財) 高圧ガス保安協会（KHK）
液化石油ガス部 TEL 3436-6108

参考－３

港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様

港湾構造物で使用する割ぐり石の仕様

１　適用範囲

この基準は、主として港湾構造物に使用する割ぐり石について規定する。

２　定義

２－１　呼称

(1)　用途別に呼び慣らされていた「割ぐり石」「割り石」「根固め石」「張石」等は、「割ぐり石」として統一する。

(2)　割ぐり石の原石は、花こう岩類、安山岩類、砂岩類、凝灰岩類、石　灰岩類、けい岩類又はこれに準ずる岩石とする。

(3)　俗称として呼び慣らされてきた「土丹（岩）」は、「砂岩類」として統一して使用する。

２－２　形状

割ぐり石は、２－１(2)の原石を破砕したものであって、うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。

うすっぺらとは、厚さ(C)が幅(B)の１／２以下のものをいい、細長いとは、長さ(A)が幅(B)の３倍以上のものをいう。

長さ、幅、厚さの測り方は、割ぐり石の投影図の面積が最大となる位置において、図１の例のように測る。

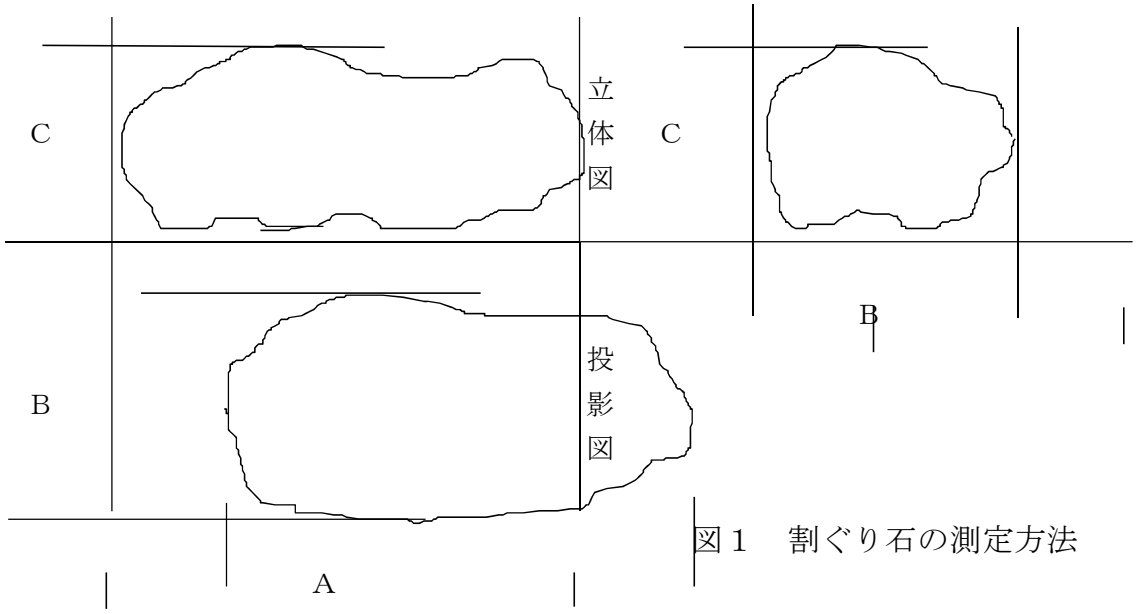

図１　割ぐり石の測定方法

長さ（A）；　長軸の最大長さ（cm）
幅　（B）；　Aに直角に測った最大長さ（cm）
厚さ（C）；　投影面に垂直に測った最大長さ（cm）

３　品　質

割ぐり石の品質は、圧縮強さにより次のように分類する。なお、５－１および５－３で規定する見掛比重(ｇ／cm3)、吸水率（%）は、参考値として利用してもよい。

表－１　圧縮強さによる区分

種　類	圧縮強さ（N/mm2）	参　考　値	
		見掛比重(g/cm3)	吸水率　(%)
硬　　石	５０以上	約2.7～2.5	５　未満
準 硬 石	５０未満～１０以上	約2.5～2.0	５以上～１５未満
軟　　石	１０未満	約2.0未満	１５以上

４　種類及び呼び方

割ぐり石は、質量により表－２のとおり区分する。なお、積算上、割ぐり石の質量が表－２の区分をまたがる場合は、許容差のきびしい方を採用する。

表－２　質量による区分

呼　び　名	１個の質量　(kg)		荷口の許容差
	標準値	許容差	
割ぐり石　１号	１０	±２０％	（１個の質量の標準値の許容差をはずれるものの合計質量の全質量に対する百分率） ３０％
割ぐり石　２号	２０		
割ぐり石　３号	３０		
割ぐり石　５号	５０		
割ぐり石１０号	１００	±１０％	
割ぐり石２０号	２００		
割ぐり石３０号	３００		
割ぐり石５０号	５００		
割ぐり石７０号	７００		
割ぐり石100号	１,０００		

注）この呼び名は、ＪＩＳ（Ａ５００６）の規定に基づくもので、土木材料仕様書とは異なる。

［備考］質量の算出方法は、２－２の測り方を用い、次の式によって算出してよい。

質量　W(kg)　＝V(cm3)×見掛比重×0.001

V(cm3)　＝A×B×C×D

D　　＝V／A×B×C

Dは、石の質量を産地毎に採石場又は積出基地で測定する。

ここに、V；体積(cm3)　A；長さ(cm)　B；幅(cm)　C；厚さ(cm)

D；実体積の比率

５　試験方法

５－１　見掛比重

試験体は、３個の供試割ぐり石からそれぞれ１個ずつ切り取り、大きさ10cm×10cm×20cm の直方体とする。ただし、20cm の辺を石理にほぼ直角方向とする。

試験体の加圧面は平坦仕上げとする。

これを１０５～１１０℃の空気乾燥器内で恒量となるまで乾燥する。その後取り出してデシケータにいれ、冷却したのち質量及び正味体積を測る。

見掛比重は、次の式によって算出し、試験体３個の平均値をもって表す。

$$見掛比重＝\frac{質\quad 量(g)}{正味体積(cm3)}$$

〔参考〕現場で試験を行う場合の見掛比重（湿潤状態）

現場搬入時に質量検査を行う場合の見掛比重の試験は、次の方法による。

(1)　資料の準備

試験に供する資料は、原則として産出現場状態にあるもの又は搬入直後の試料で表面乾燥状態にあるものとする。

(2)　試験法（水浸法）

試料の成形を行わない場合をいう。

ア　取扱いに手頃な大きさの供試割ぐり石を３個選び、空中質量と水中質量を個別に測定する。

イ　水中質量の測定は、搬入現場又は試験室いずれで行ってもよいが、原則として監督員の立会いのもとに行うものとする。

ウ　次の式によって見掛比重を算出し、供試体３個の平均値をもって表す。

$$見掛比重＝\frac{湿潤質量(g)}{(湿潤質量(g)－水中重量(g))}×水の密度$$

ただし、湿潤質量とは空中での測定質量をいう。また、水の密度は、海水の場合に１．０３、淡水の場合に１．００とする。

５－２　吸水率

見掛比重測定時の試験体の質量を乾燥時の質量とする。図２に示すように石理を水面と平行にし、かつ上部１ｃｍを常に水面上になるように水浸して、２０±３℃で多湿の恒温室内に置く。４８時間経過後取り出し、手早く水浸部分の水をふきとり、直ちに質量を量り、吸水時の質量とする。

吸水率は、次の式によって算出し、供試体３個の平均値をもって表す。

$$吸水率（\%）＝\frac{吸水後の質量(g)－乾燥時の質量(g)}{乾燥時の質量(g)}×１００$$

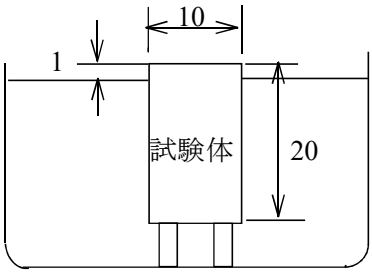

単位；　cm

図　2

５－３　圧縮強さ

吸水率測定後の試験体を使用し、吸水時に質量測定後、直ちに試験する。

加圧には、中央に球面をもつ伝圧装置を用いて、原則として石理に垂直に毎 cm2 当たり毎秒 98.066N の速さで加圧する。

圧縮強さは、次の式によって算出し、試験体３個の平均値をもって表す。

$$圧縮強さ（N／cm2）＝\frac{最大荷重（N）}{断面積（cm2）}$$

断面積を算出する場合、各辺の寸法は、0.1mm まで正確に測る。

参考－４

試験研究機関一覧表

試験研究機関一覧表

H28.3 現在

番号	試験機関の名称	試験室の所在地	電話番号	受託試験項目		
				ｺﾝｸﾘｰﾄ	鉄筋	その他
1	（公財）東京都道路整備保全公社　土木材料試験センター	江東区新砂 1-9-15	03(5683) 1550	○	○	○
2	（一財）建材試験センター（浦和試験室）	さいたま市桜区中島 2-12-8	048(858) 2790	○	○	○
3	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター	品川区東大井 1-12-20	03(3471) 2691	○	○	－
4	（一財）日本品質保証機構（関東機械試験所）	品川区東大井 1-8-12	03(3474) 2525	○	○	○
5	（一社）日本溶接協会　東部材料試験室	江東区大島 3-1-11	03(3685) 7984	－	○	○
6	（一財）日本溶接技術ｾﾝﾀｰ	川崎市川崎区本町 2-11-19	044(222) 4102	－	○	○
7	（一財）日本繊維製品品質技術ｾﾝﾀｰ　東京総合試験センター	東京都港区芝浦 3-13-16	03（5439）8022	－	－	○
8	（一財）化学物質評価研究機構　東京事業所	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 1600	0480（37）2601	－	－	○

※本表は参考として、代表的な試験研究機関を掲載したものであり、材料検査等にあたっては、他の機関も利用できる。